

財政投融资リポート 2012



新関西国際空港(株)／空港の建設および管理／旅客ターミナルビル及びエプロン／大阪府

1. 財政投融资の機能

財政政策としての財政投融资

一般に、市場経済においては、市場メカニズムに従って財・サービスが配分されますが、経済を完全に市場メカニズムに委ねてしまった場合、社会全体として必要な財・サービスが供給されなかったり、経済的に著しい不平等が生じたりするなどの問題が起こることも考えられます。このような問題を解決するため、政府の経済活動である財政政策が行われています。財政政策を実施するための政府による資金供給のあり方については、

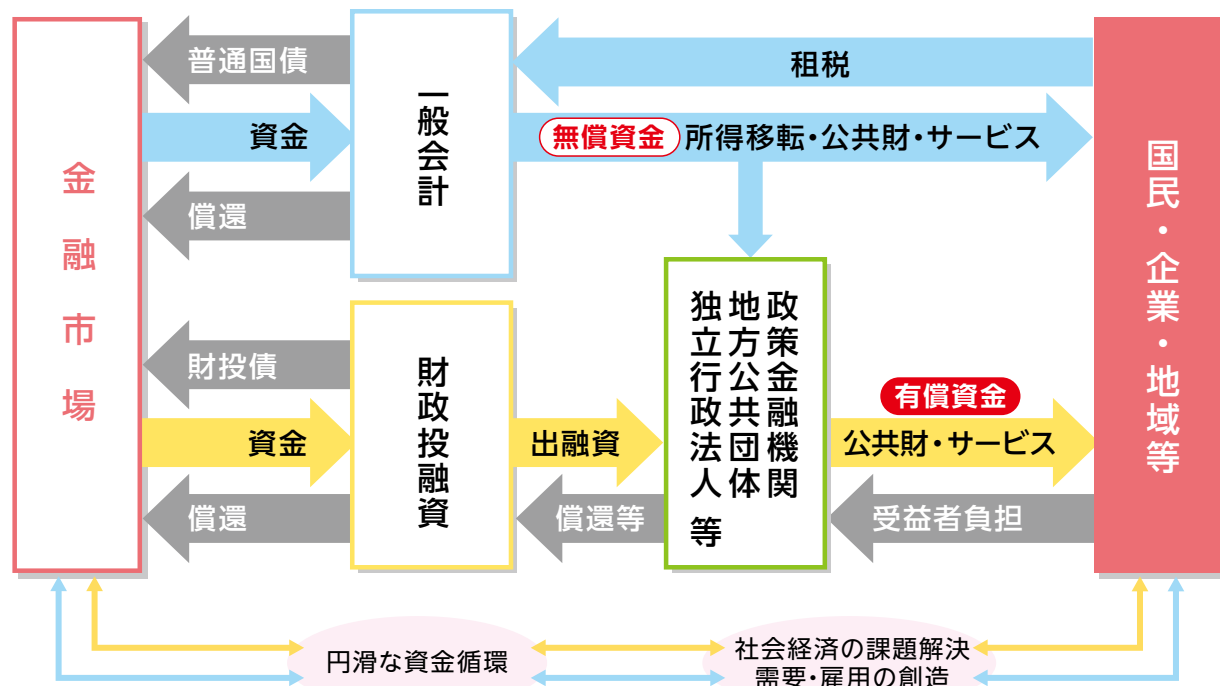
- ①主に租税を財源として、補助金の予算措置といった返済義務を課さずに資金を供与する(無償資金)
 - ②融資や投資といった、元本の償還、利子や配当など将来のリターンを前提に資金を供与する(有償資金)
- の2つに分けることができると言えます。

財政投融资はこの2つのうち「有償資金」による財政政策のツールです。民間金融機関では対応が困難な分野に融資や出資の形で資金供給を行うことを通じて、一般会計(予算・税)とともに、経済の円滑な資金循環を促進し、社会経済の課題解決、需要・雇用の創造の役割を果たしています。



エネルギー対策特別会計／国家備蓄事業／秋田国家石油備蓄基地／秋田県鹿角市

社会経済活動と財政資金の相関図



一般的に、国の経済活動である財政には、資源配分の調整、所得の再分配、経済の安定化の3つの機能があると言われていますが、以下のように財政投融資は資源配分の調整機能と経済の安定化機能を果たしています。

資源配分の調整機能

財政政策の一手段である財政投融資は、資源配分を調整する機能を担っています。これは、市場メカニズムに完全に委ねてしまうと十分に供給されない財・サービスを、政府が供給するという機能です。

財政投融資は民間では対応が困難な資金供給を政策金融機関や独立行政法人などの財投機関に対して行っていますが、財投機関がこの資金を用いて各種の財・サービスを提供することで、資源配分を調整する役割を担っています。例えば、中小企業は我が国の経済において重要な役割を果たしていますが、大企業と比較して信用力・担保力などが弱く、民間の金融機関だけでは必要な資金供給が難しいという問題を抱えています。こうした問題を解消するため、財政投融資を活用した政策金融機関による貸付けが行われています。



(株) 国際協力銀行／ブラジル・超大水深対応FPSOプロジェクト／FPSO (Floating Production, Storage and Offloading System, 浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備)／ブラジル連邦共和国 リオデジャネイロ沖合 (Lula鉱区)

経済の安定化機能

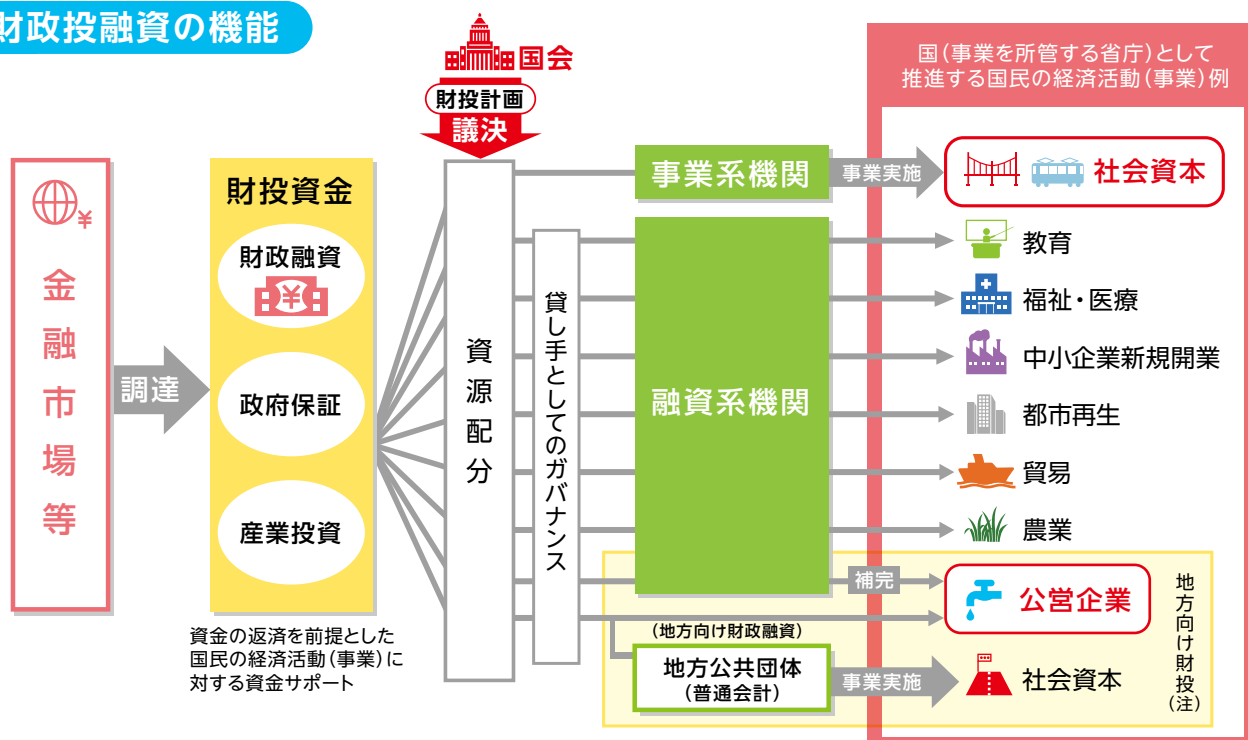
財政投融資は、資源配分を調整する機能に加えて、経済を安定化させる機能も果たしています。これは、景気が悪化したときはその回復を助け、景気が過熱したときにはブレーキをかけることで、急激な経済の変動を緩和するという機能です。

財政投融資は、経済情勢の変化に対応して必要な資金供給を行うことにより、経済の安定化機能を発揮しています。



(独) 森林総合研究所森林農地整備センター／水源林造成事業／玉川ダムの水源林／秋田県仙北市

財政投融資の機能



2. 財政投融資の特徴

財政投融資のうち、財政融資と政府保証については、約定通りの債務の償還が借り手に義務づけられています。また、産業投資は資金の受け手が投資家である財政投融資特別会計投資勘定に対して収益を還元する必要があります。政府が特定の事業に対して財政上の関与を行う場合、渡し切りの補助金のように無償資金を用いることもありますが、財政投融資の場合は将来におけるリターンを前提にした有償資金を用いていると言えます。有償資金を活用して事業を行うことについては、一般的に以下のような特徴があります。

租税負担の抑制

財政融資は財投債の発行などによって国の信用に基づき低利で調達した資金を用いていますが、その償還・利払いは財政融資の貸付先からの償還・利払いによって賄われています。従って、財政融資は租税負担を伴わない政策手段であると言えます。また、財政融資を活用して政策金融機関や独立行政法人などが事業を実施する際には、同時に一般会計などから補助金・補給金などが支出されている場合があります。このような場合においても、補助金・補給金などのみによって事業を実施する場合と比べて、租税負担が抑制されることになります。

事業の効率的な実施

政府が特定の事業を政策的に支援する場合、補助金を渡すよりも融資を行う方が、貸付金の返済を通じてコスト意識を高め、事業の効率的な実施につながる場合があります。具体的には、中小企業対策、ODAなどにおいては、融資の形態による支援の方が適切となる場合があると考えられます。

受益者負担の実現

空港などの社会資本の整備においては、受益者が特定できるため、租税のみでその負担を賄うよりも、受益者に一定の負担を求める方が公平性の観点から妥当だと考えられる場合があります。このような場合には、受益者負担を実現する一つの方法として、有償資金を用いた財政投融資の活用が考えられます。

政府が特定の事業に財政上の関与を行う場合において、どのような場合に有償資金という金融的手法である財政投融資を用いるかについては、以上のような財政投融資の特徴を踏まえて判断する必要があります。一般的に、当該事業がある程度の採算性を持ち、事業者が貸付金の返済などを通じてコスト意識を持つことにより事業の効果的な実施が可能となるものは、財政投融資の活用が適切と考えられます。

一般会計補助金等と財政投融資の資金の流れの違い

■一般会計補助金等の資金の流れ（イメージ）



■財政投融資の資金の流れ（イメージ）



- 財政投融資は、渡し切りの一般会計とは異なり、**移転させた原資を後に回収することを前提とした政策スキームであり、長期にわたって受益者に対するチェック機能（ガバナンス機能）を働かせることが可能です。**
- 一般に、当該事業等が政策的必要性が高く、かつ、ある程度の採算性を有する場合には金融的手法（財政投融資）による支援が適切と考えられます。

3. 財政投融资の仕組み

財政投融资には、具体的な資金供給の手法として、①財政融資、②産業投資、③政府保証の3つの方法があります。

財政融資

財政融資とは、財政融資資金を活用し、国の特別会計や地方公共団体、政策金融機関、独立行政法人などに対して行う融資です。

財政融資資金は国債の一種である財投債の発行により調達された資金や、政府の特別会計から預託された積立金・余裕金などによって構成されており、これを原資として、政策的に必要な分野への融資が行われています。なお、この財政融資資金の運用については、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定において経理されています。

平成13年度の財政投融资改革以前の資金運用部資金（財政融資資金の前身）は郵便貯金・年金積立金からの預託金が原資の大部分を占めていましたが、改革により郵貯・年金との制度的なつながりは解消され、現在は財投債が主な資金調達手段となっています。

財政融資は、国の信用に基づき最も有利な条件で資金調達しているため、長期・固定・低利での資金供給が可能であるという特徴があります。また、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定は一般会計からの繰入れを行わない独立採算で運営されており、確実かつ有利な運用を行うことが求められています。

産業投資

産業投資とは、(株)国際協力銀行の国庫納付金や財政投融资特別会計投資勘定が保有するNTT株、JT株などの配当金などを原資として行っている産業の開発及び貿易の振興のための投資です。この産業投資については、財政投融资特別会計の投資勘定において経理されています。

財政融資が確定利付の融資を行うのに対し、産業投資は政策的必要性が高くリターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業に対して、投資（出資および貸付け）により資金を供給しています。

政府保証

政府保証とは、政策金融機関・独立行政法人などが金融市場で資金調達する際に政府が保証をつけることで、事業に必要な資金を円滑かつ有利に調達するのを助けるものです。

財政投融资改革により、国は財投債で調達した資金を財政融資として貸し付けることができるようになったため、財投債よりコスト高であり、また、国にとってオフバランスシート債務である政府保証債は、抑制的・限定的に用いることとされてきました。

今後も、政府保証債の発行については、以下の4類型に照らして、個別に厳格な審査を行い、過渡的又は限定的に認めることとしています。

- i 民営化の方向性が示されている機関について市場からの資金調達を原則とする形態への円滑な移行を図るための措置としての政府保証債の発行
- ii 政策金融機関におけるALMの観点からの政府保証債の発行
- iii 外貨貸付に対する資金需要に対応するための政府保証外債の発行
- iv 財政融資資金からの借入れが出来ない仕組みとなっている機関における政府保証債の発行



地方公共団体／病院事業／市立備前病院／岡山県備前市

Column
コラム

財政投融资の沿革

財政融資資金の歴史は明治時代初期までさかのぼることができます。この段階においては、民間金融機関は未発達であり、政府のもとに各種の資金が集まりました。政府は当初、その資金を保管することが中心でしたが、^で駅通局貯金（現在の郵便貯金）の預託も受けるようになり、集まった資金を国債で運用することになりました。その後、郵便貯金の預託額増加に伴い、国内の産業資金や国策会社に対する投資に充てるために資金が運用されるようになりましたが、そのような中で資金を回収できないものも出てきました。

このような経緯もあり、戦後設置された資金運用部資金においては、確実かつ有利な運用を徹底するため、運用先を、国（一般会計及び特別会計）や地方公共団体と、その全額出資法人などに限定することを法律により規定しました。

現在の財政融資資金においても同様の考え方が踏襲されています。財政融資資金は国の信用に基づいて調達した資金を運用することから、確実かつ有利な運用を行うこととされ、運用先は、国、地方公共団体のほか、政府関係機関など国の監督権限が法律によって明確に規定されている公的機関に限定されています。

財政投融资の沿革(概略)

【財政投融资関連年表】

明治時代初期	準備金取扱規則	税金以外の雑収入などを「積立金」として蓄積。のち、「準備金」と改称。
明治9年		大蔵省国債寮で預金を預かり運用する規定をおく。
明治11年		駅通局貯金（現在の郵便貯金）が大蔵省国債局に預けられて、運用が本格化する。
明治18年	預金規則	大蔵省預金の預入を法制化し、預金部設置。ただし、当初は運用よりも保管業務に重点が置かれていた。
明治中期～大正		この間、預金部の運用は国債中心から興業債券や特殊銀行債へ変化した。大正に入ると、西原借款（注）のように、運用上問題となったものも生じた。資金の管理・運用を適正にするため、預金部制度の改善の必要が出てくる。
大正14年	預金部預金法	「有利確実な方法」「国家公共の利益のため」という基本原則を明確化。「預金部資金運用委員会」を設置。
第二次大戦頃		戦時体制への突入とともに、次第に国策会社、軍需会社に対する資金の供給や大陸投資等に運用の重点が移された。その結果、運用資産に大きな損失が生じる。
昭和21年	大蔵省預金部等損失特別処理法	預金部の資産と負債の整理を実行。
占領下		GHQの方針として預金部資金の運用先は原則として国及び地方公共団体に対するものに限定されていた。
昭和26年	資金運用部資金法	戦後復興のため、産業界から長期資金の需要が高まる。 ・国の資金の管理を一元化 ・公共の利益の増進に寄与 ・資金の確実かつ有利な方法での運用
昭和48年		「資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」施行
昭和62年	資金運用部資金法改正	金利自由化など、経済金融環境の変化が進展。 ・預託金の預託利率について、法定制を改め、政令に委任 ・資金運用部資金の運用対象として、外国債を追加
平成13年	財政投融资改革法	時代環境を反映し、政策の重点が産業基盤の充実から生活基盤の整備へと移行。 ・郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務廃止 ・政策コスト分析の導入 ・情報開示の一層の徹底 ・市場原理に則った資金調達

（注）西原借款 大正6、7年頃行われた一連の対中国向け借款を指します。その一部は預金部資金をもって行われましたが、回収不能となって、国による元利金の肩代わりなどの整理が行われました。

Column
コラム

財政投融资対象事業の見直し

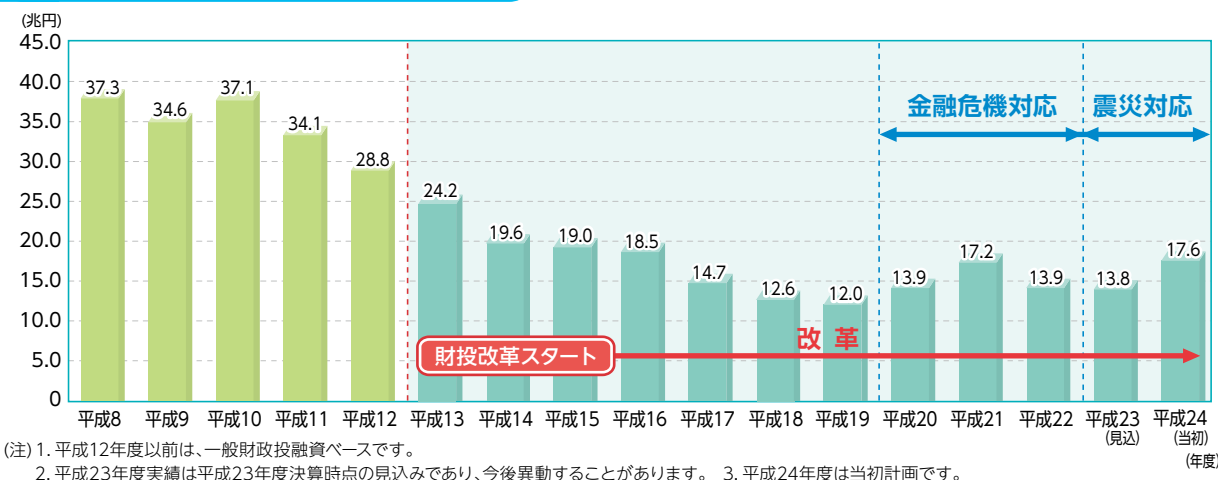
財政投融资改革以降の財政投融资対象事業の見直しについては、平成13年12月に策定された「特殊法人等整理合理化計画」において、163の特殊法人及び認可法人（このうち財投機関は38法人）を対象に、事業及び組織形態の見直しが実施され、財政投融资対象事業についても、本計画に沿って見直しを行ってきました。

さらに、財政制度等審議会財政投融资分科会において、平成16年12月に、「財政投融资改革の総点検について」を取りまとめ、(1) 財政投融资の実施状況が財政投融资改革の趣旨を反映したものであるかの点検、(2) 財投機関の事業について、特殊法人等整理合理化計画の事業見直しの実施状況を確認、(3) 全ての財政投融资対象事業について、その政策的必要性、財務の健全性などについて精査を行いました。その翌年（平成17年12月）には、「財政投融资改革の総点検フォローアップ」を取りまとめ、総点検で指摘した事項が着実に実行に移されていることを確認しました。

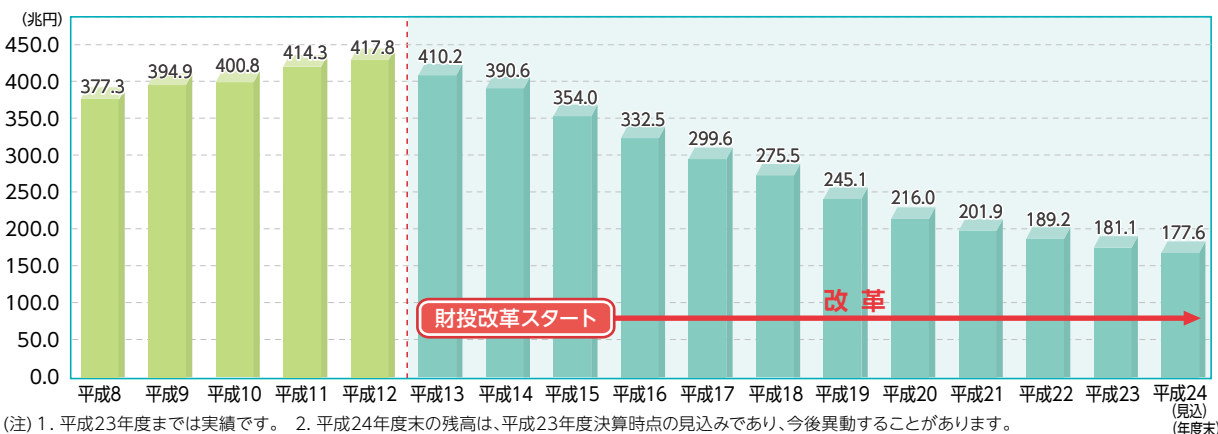
このように、資産・債務改革への取組みを含め、財政投融资対象事業の見直しや、重点化・効率化などに取り組んだ結果、財政投融资改革後の財政投融资計画をみると、平成20年度当初においては、フローではピーク時の約3分の1、ストックではピーク時の2分の1を下回る規模までスリム化が進展してきました。

近年では、平成20年秋以降、いわゆるリーマン・ショック後の厳しい経済金融情勢や、東日本大震災からの復興に積極的に対応したため、財政投融资計画規模（フロー）は減少しておりませんが、財政投融资計画残高（ストック）については引き続き減少する見込みとなっています。

財政投融资計画運用実績の推移



財政投融资計画残高の推移





財投機関債

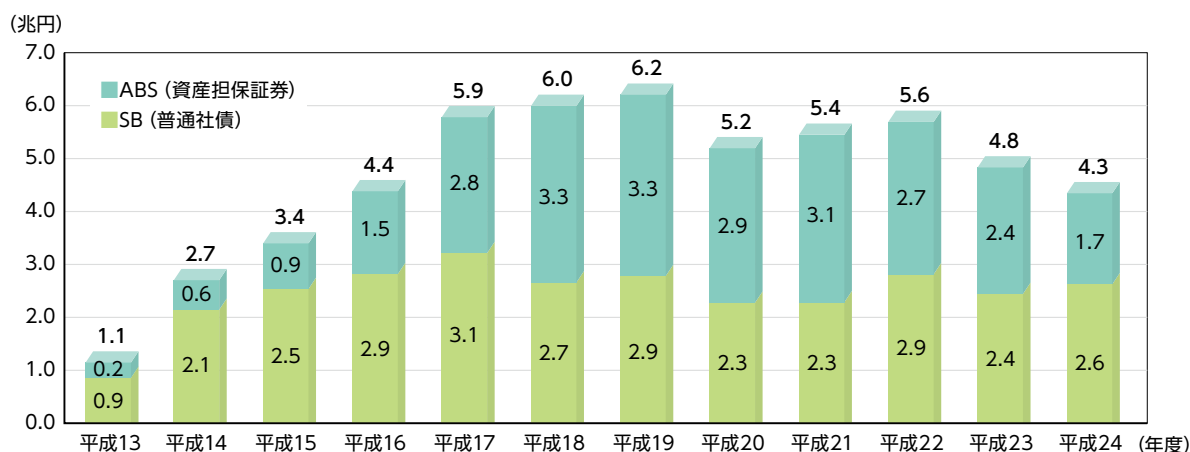
●財投機関債とは

財投機関債とは、財投機関が民間の金融市場において個別に発行する債券のうち、政府が元本や利子の支払いを保証していない公募債券です。この財投機関債は平成13年度の財政投融资改革において導入され、現在、財投機関の資金調達手段の一つとして機能しています。平成24年度においては、16の財投機関が合計で4.3兆円（うち資産担保証券を除いた発行額は2.6兆円）の財投機関債を発行することを予定しています。また財投機関債の発行残高は、平成23年度末において25.0兆円となりました。

●財投機関債の特徴・位置づけ

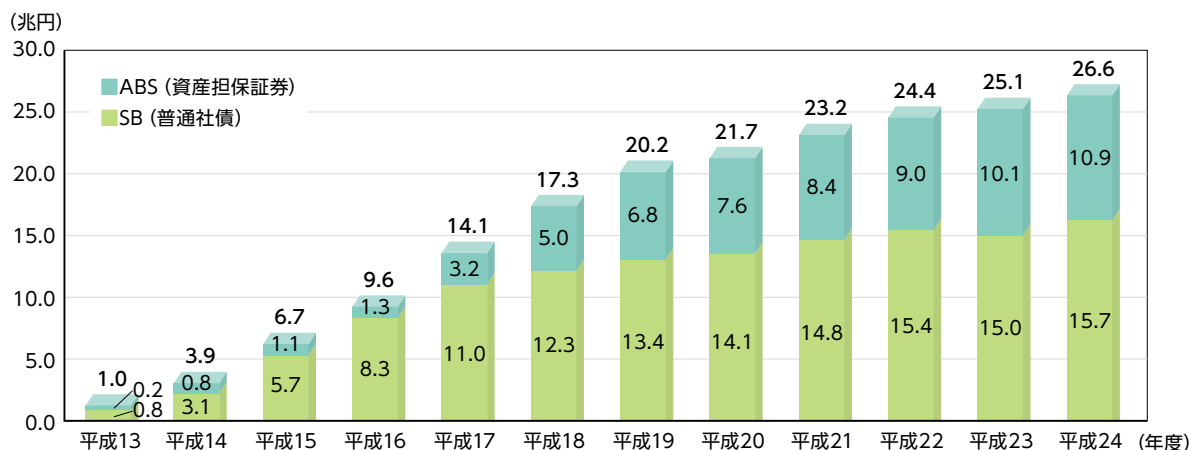
財投機関債を発行する際、財投機関はその財務状況や経営成績について投資家説明活動（IR）を通じて外部の評価を受けることになるため、発行額にかかわらず財投機関債には財投機関のディスクロージャーを促進させ、事業運営の効率化を促すという効果があると考えられます。他方、財投機関債の調達金利は国債金利で貸付を受ける財政融資に比べてコスト増となります。したがって、財投機関債の発行額については、効果と調達コストを勘案して適切に判断する必要があります。一般的には、資金調達の規模が少ない財投機関においては、財投機関債の発行ロットが小さくなると流動性が低く、規模に対するコストも増大するおそれがあることから、相当程度の資金調達を行う財投機関において財投機関債の発行に努めることが適当と考えられます。

財投機関債発行予定額（フロー）の推移



(注) 1. 金額は当初発行予定額です。 (注) 2. 各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合があります。

財投機関債発行残高（ストック）の推移



(注) 1. 平成13～23年度は実績、平成24年度は実績見込みです。 (注) 2. 各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合があります。

4. 財政投融资計画の編成と国会への提出

財政投融资計画とは

財政融資、産業投資、政府保証のうち、その期間が長期にわたるものは、政府による資源配分として重要な機能を持ち、国民生活に大きな影響を与えます。

また、財政融資、産業投資、政府保証はそれぞれ異なる仕組み、特徴を持っていますが、政府が政策的見地から行う投融资活動という点では共通しており、全体として整合的なものとする必要があります。

以上のような政府による資源配分としての重要性や全体としての整合性を踏まえ、財政融資、産業投資、政府保証のうち、期間が5年以上となるものについては、個別の財政投機関ごとにその予定額を一覧にした財政投融资計画を策定しています。

財政投融资計画の編成

8月末までに財政投機関の所管官庁は財政投機関の要求を取りまとめ、一般会計などの予算要求とともに財務大臣に提出します。その後、予算編成と平行して、財政投融资計画要求について、財務省理財局が審査を行います。

財政投融资計画の審査においては、政策コスト分析や政策評価などを活用しながら、個々の施策の必要性、重要性のほかに、償還確実性、民業補完性といった観点から十分な精査を行うよう努めています。

このようにして編成した財政投融资計画は、予算と一体のものとして閣議に提出されます。

国会の審議・議決

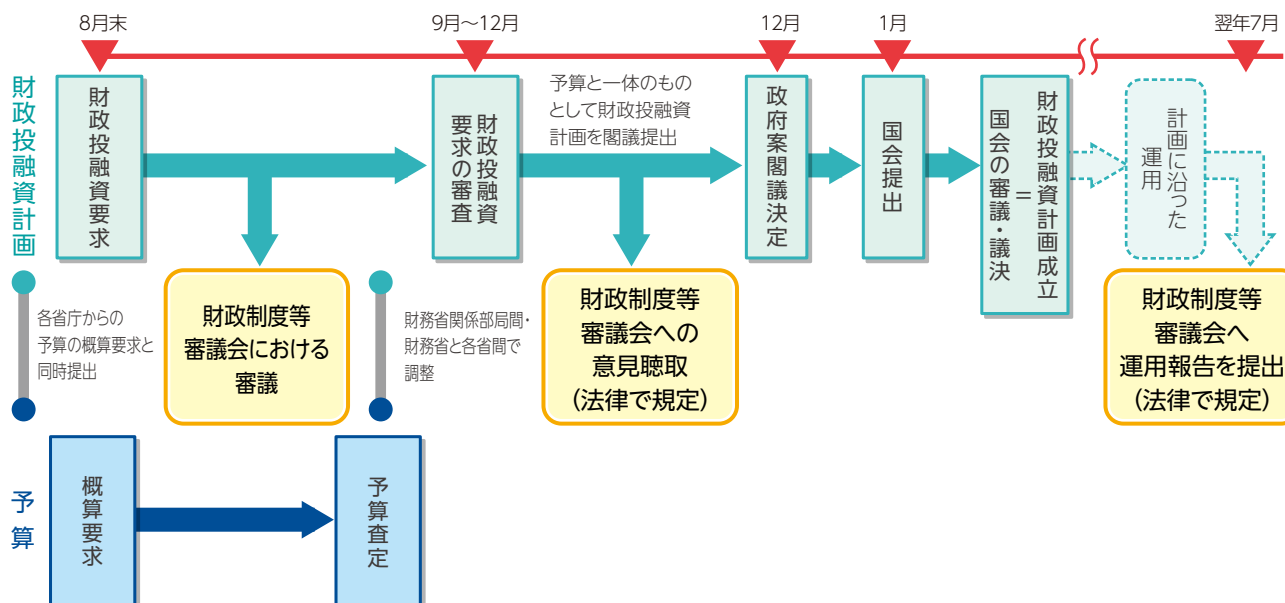
以上のようにして編成された財政投融资計画は、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(長期運用法)に基づき、毎年の通常国会において、特別会計予算の添付資料として国会に提出されます。

また、財政投融资計画に計上される財政融資、産業投資、政府保証は、それぞれ予算の一部として国会の審議・議決を受けています。具体的には、財政融資は特別会計予算総則における財政融資資金の長期運用予定額として、産業投資は財政投融资特別会計投資勘定予算として、政府保証は一般会計予算総則における債務保証契約の限度額として、それぞれ予算の一部を構成しています。



(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構／
鉄道建設事業民鉄線「地下式による複々線化工事」／
東京都小田急小田原線(東北沢～和泉多摩川)(10.4km)

財政投融资計画編成の流れ



5. 財政投融資の活用分野

財政投融資は、中小企業金融や教育・福祉・医療など、民間金融機関では適切な資金供給が行えない様々な分野や場面において活用され、国民の暮らしや経済に貢献しています。

①中小企業・農林水産業

中小企業は日本の産業基盤を支える存在である一方で、信用力・担保力などの基盤が弱いことなどから民間金融機関のみでは十分な資金供給を行えない場合があります。財政投融資は(株)日本政策金融公庫などを通して、低利で長期の資金を供給することで日本の産業基盤を支えています。

農林水産業は、自然条件などによるリスクが高く、生産サイクルが長いといった特性があることから、財政投融資の特徴を生かし、(株)日本政策金融公庫などを通して、農林水産業者の設備投資などを支援する低利・長期の融資を実施しています。

②教育・福祉・医療

学生などに対する奨学金の貸与事業は、人材の育成及び教育の機会均等の観点から実施されています。このうち、有利子奨学金の貸与事業については、財政投融資が活用されています。

福祉・医療の分野では、少子高齢化への対応や医療体制の強化を図るため、児童福祉施設、老人福祉施設及び病院・診療所などの整備に、財政投融資が活用されています。

③社会資本

空港、都市再開発などは、大規模・超長期プロジェクトであることから、長期かつ低利での資金調達を実現する財政投融資の特性を生かすことができる分野です。都市再生事業など、変化する日本社会のニーズに応える社会資本整備を支えています。

④産業・研究開発

技術革新によって常に新しい価値を生み出すことは、資源の少ない日本の産業が世界の市場で競争力を維持するために不可欠な要素です。一方で産業・研究開発は大規模な投資を要し、リスクが高く結果が出るまでに時間がかかることから民間だけでは資金の調達が難しい分野でもあります。財政投融資では、このような日本の産業の競争力を維持する産業・研究開発に出資しています。

⑤国際金融・ODA

国際金融の分野については、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止などの地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係る業務においては、財政投融資が活用されています。

また、開発途上国の経済社会開発支援などについても、円借款を通じて被援助国の自助努力を促し、その発展に貢献することは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついており、財政投融資が活用されています。

⑥地方公共団体

地方公共団体が行う事業のうち、災害復旧事業、緊急防災・減災事業、辺地・過疎対策事業のように国が責任を持って対応すべき分野や、公共事業など、教育・社会福祉施設などの整備事業のように国の政策と密接な関係のある分野を中心として、財政投融資が活用されています。

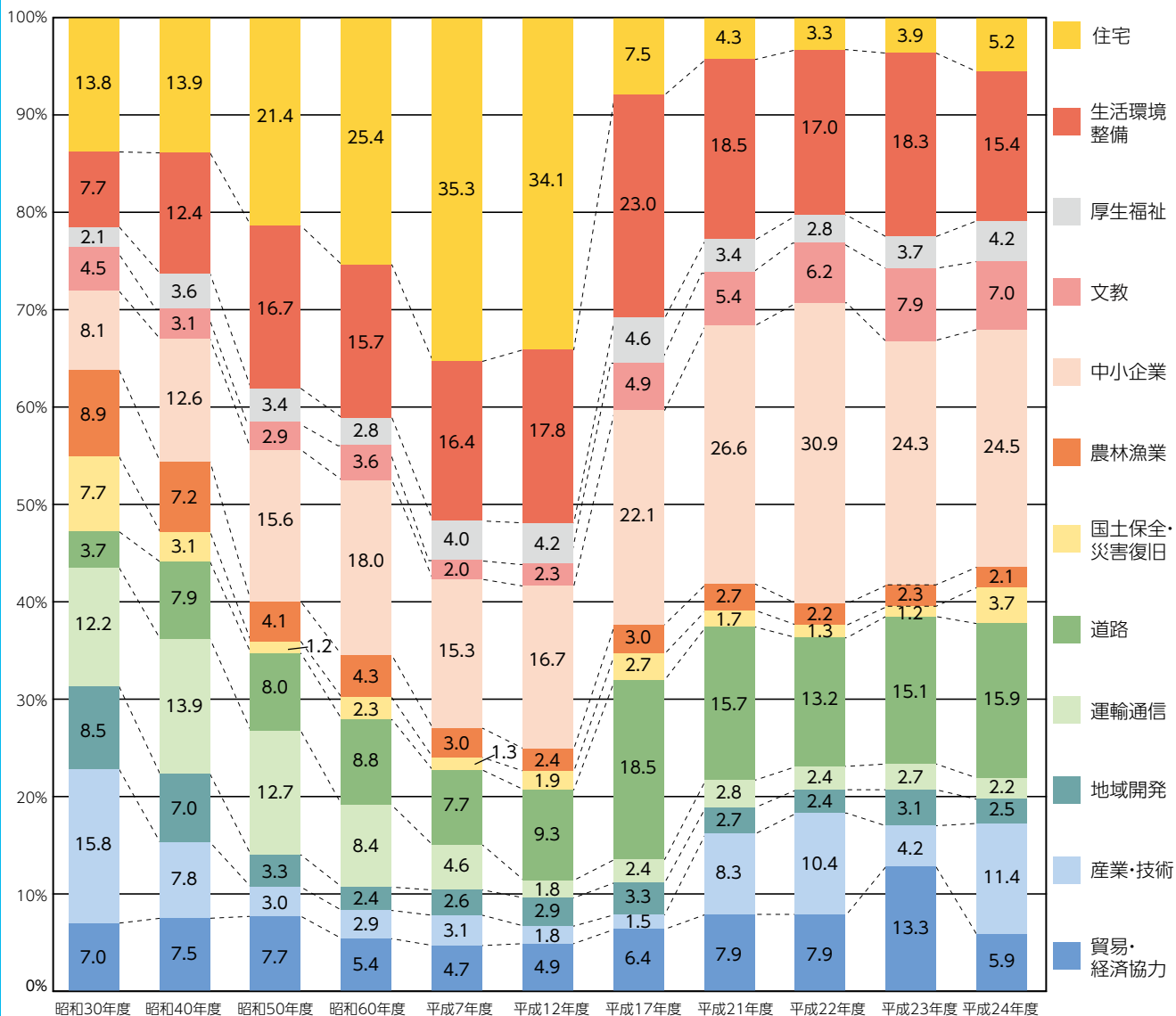
また、財政規模や資本市場へのアクセス可能性などの違いにより、地方公共団体の資金調達能力に差があるため、資金調達能力の低い地方公共団体についても、資金の安定的確保を図るという観点から、財政投融資が活用されています。

なお、財政投融資が国民経済ないし国民生活に寄与する分野を明らかにするため、財政投融資計画額を使途別に分類した「財政投融資使途別分類表」が作成・公表されています。



(独) 水資源機構／豊川用水総合事業部／万場調整池／愛知県豊橋市

財政投融资用途別分類の推移



昭和30年度 昭和40年度 昭和50年度 昭和60年度 平成7年度 平成12年度 平成17年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度

(注)平成7,12年度の計数は、資金運用事業を除いた一般財政投融资ベースです。



(株) 国際協力銀行/シンガポール 高効率天然ガス焼きコンバインドサイクル発電設備プロジェクト/Senoko火力発電所/シンガポール共和国 セノコ地区

財政投融資対象事業の例

● (独) 国際協力機構

(独) 国際協力機構 (有償資金協力業務) は、開発途上にある海外の地域に対し、有償の資金供与による業務を行っています。また、そのために必要な資金の調達手段として、財政融資資金の借入をしています。平成24年度予算においては、事業規模8,800億円、その財源として財政投融資4,270億円を予定しています。

◆ 事例：インド「デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3」

(平成24年3月借款契約調印、承諾金額1,279.17億円)

インドでは、近年急速な都市化が進む中、公共交通インフラの整備が遅れています。特に、デリーなどの大都市では、道路交通需要の拡大に伴う交通渋滞が重大な問題となっており、インド政府は第11次5ヵ年計画(2007年4月～2012年3月)において、安全性の確保・エネルギー効率の向上・環境の保全の観点から大都市における高速輸送システムの整備を推奨しています。

また、日本政府は、日本の信頼性や安全性の高い鉄道技術を生かした包括的な支援に取り組んでいます。

本事業は、こうした両国の方針が合致した案件であり、約1,117万人の通勤・通学人口を抱えるインドのデリー首都圏において、総延長約103キロメートルの大量高速輸送システムの建設を支援する円借款事業です。

なお、本事業に先行して、フェーズ1、2として約142キロメートルの建設を支援しています。(フェーズ1：承諾金額1,627.51億円、フェーズ2：承諾金額2,119.76億円)



(独) 国際協力機構／デリー高速輸送システム建設事業／インド

● (独) 福祉医療機構

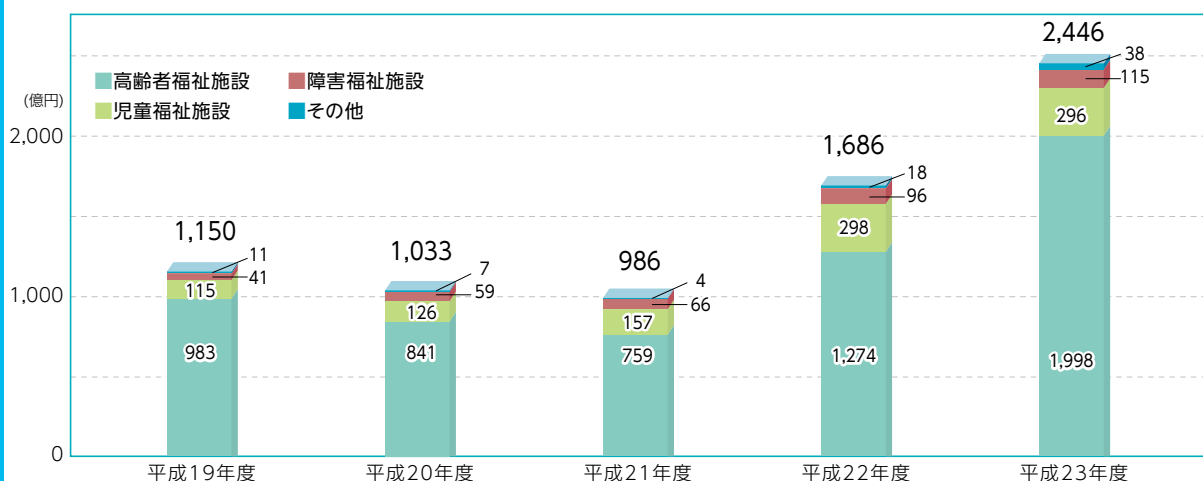
(独) 福祉医療機構は、ご高齢の方が入所される特別養護老人ホームや子どもたちが通う保育所などの社会福祉施設、地域医療に欠かすことのできない病院や介護が必要な方がリハビリを行う介護老人保健施設などの医療関係施設の整備に必要な資金と施設の運転資金を、長期・固定・低利で融資を行うことなどを通じて国民生活の安心・安全を支援しています。

また、近年は東日本大震災の復旧・復興のための資金や施設の耐震化整備に必要な資金の融資が増加しています。



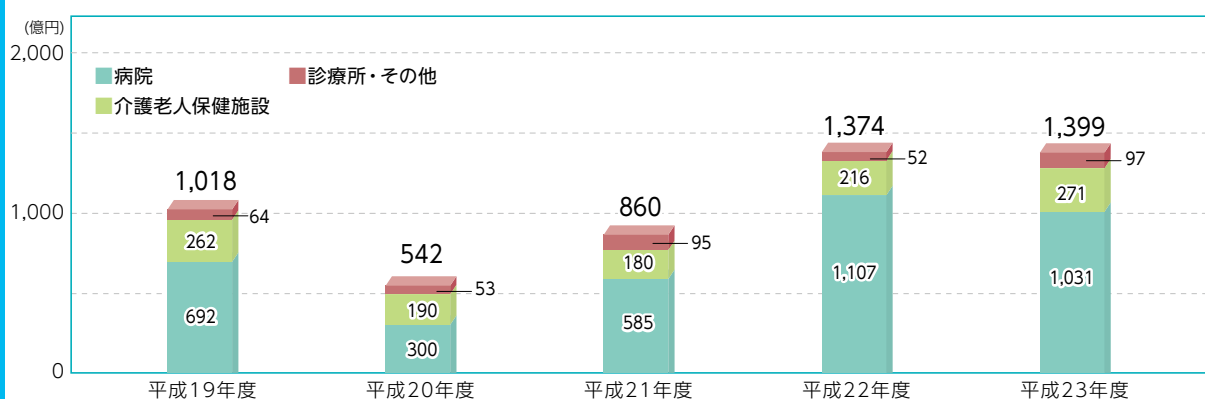
(独) 福祉医療機構／医療貸付事業(災害復旧資金)／医療法人 健育会介護老人保健施設 しおん／宮城県石巻市

直近5年間の融資実績 (福祉貸付)



(注) 数値は単位未満切り捨てで表示しています。

直近5年間の融資実績（医療貸付）



(注) 数値は単位未満切り捨てで表示しています。

●（独）都市再生機構

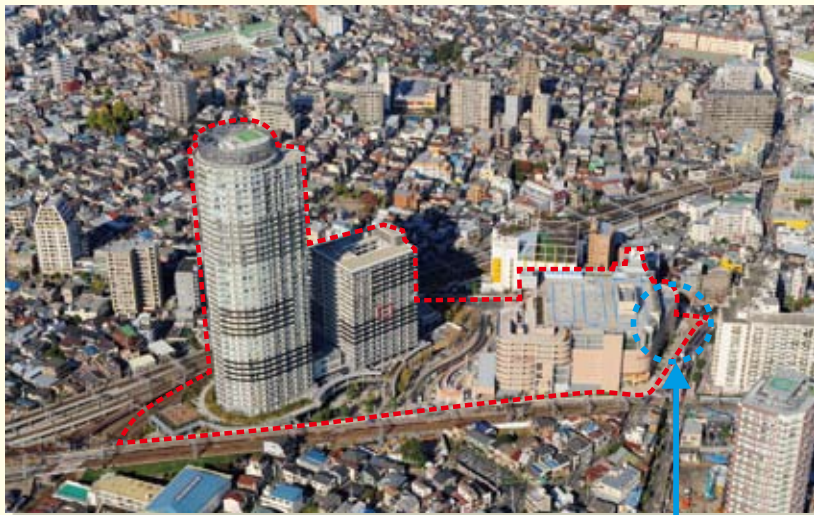
◆事例：曳舟駅前地区

東京都墨田区のほぼ中央に位置する当地区は、東武伊勢崎線と京成押上線を結ぶ交通の要所にあり、賑わいのある中心市街地として今後の発展が期待されていましたが、震災や戦災の災禍を免れた地域であり、老朽化した木造建物や狭隘な道路が多いなど密集市街地特有の防災上の課題を抱えていました。

独立行政法人都市再生機構は、地権者や墨田区からの事業協力要請を受け、市街地再開発事業の施行により、公共施設整備と併せて良好な住環境の創出や地域商業の活性化を図るとともに、駅前に相応しい土地の高度利用、防災性に優れたまちづくりを実現しました。

当該地区に係る事業資金の一部として財政融資が活用されています。

完成写真



事業概要	
地区面積	約2.8ha
事業手法	市街地再開発事業 (機構施行)
事業期間	平成6年度～ 平成22年度
施設建築物 概要	約137,800㎡ (商業施設、住宅など)
総事業費	約430億円

従前の写真



地方公共団体向け財政融資

●現状と課題

地方公共団体向け財政融資については、財政投融资改革の趣旨を踏まえ、地方公共団体ごとの資金調達能力及び資金使途に着目した重点化措置を実施してきておりますが、平成21年7月に取りまとめられた「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」において指摘されたとおり、今後とも以下の観点から適切な資金供給を行うことが求められています。

1. 国の政策と密接な関係のある分野等への資金供給
2. 民間資金との役割分担及び資金調達能力の差を踏まえた資金供給
3. 金融市場の混乱への対応
4. 地方公共団体金融機構資金との関係
5. 赤字補填の性格を有する地方債（赤字地方債）の引受けの在り方
6. 財政困難に陥った地方公共団体へのセーフティネット機能

平成24年度においては、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災などのための施策への対応（緊急防災・減災事業）などのため、地方債計画の規模が拡大する中で、地方公共団体の円滑な資金調達に配慮し、3兆8,870億円（対前年度当初計画比+4.2%）を確保しています。

●補償金免除繰上償還

平成20年秋以降の深刻な地域経済の低迷と大幅な税収減という事態を踏まえ、更なる行政改革・経営改革を実施することを要件として、今般限りの特例措置として、平成19年度から21年度まで実施した補償金免除繰上償還を3年間延長することとし、平成23年度は1,279億円（補償金免除相当額288億円）の繰上償還を実施しました。当該措置を受けるためには、徹底した行政改革などを実施することにより、補償金免除相当額を上回る国民負担の軽減を実現することが要件となっています。このため、財務局・財務事務所においては、毎年度、団体が策定した財政健全化計画などのフォローアップを行い、計画が着実に実行されるように努めています。



地方公共団体（種子島地区広域事務組合）／一般廃棄物処理事業／種子島清掃センター／鹿児島県西之表市

諸外国における有償資金の活用

(1) 諸外国における有償資金の活用

財政政策における有償資金の活用は、我が国に限らず欧米諸国でも広く用いられています。しかし、それぞれの制度ができた歴史的経緯や金融市場の状況などが異なるため、その具体的な仕組みや対象事業は様々です。例えば、融資の財源については、日本では主に国債の一種である財投債の発行を通じて市場から調達しており、租税は用いない仕組みになっていますが、アメリカやイギリスでは、租税と国債により調達した資金を組み合わせたものとなっています。

また、対象分野については、国の融資額のうち地方公共団体に対する融資額の割合は、日本では3割程度ですが、イギリスでは9割以上となっています。一方、アメリカでは、国から地方自治体に対する融資はほとんど行われていません。

このように、具体的な仕組みや対象分野こそ各国で異なっていますが、政府の財政政策の手段として、有償資金の活用は重要な役割を果たしています。とりわけ昨今は、経済金融危機を受けた対策として、諸外国において、政府による銀行への資本注入・不良資産買取や債務保証を行うなど、積極的に有償資金が活用されています。

欧米諸国における有償資金の活用の例

	米国	英国	ドイツ	フランス	日本
政府による信用供与を 一元的にまとめたもの	連邦信用計画	なし	なし	なし	財政投融資計画
政府貸出残高 (2011会計年度末)	28,550億ドル <254兆円>	1,056億ポンド <15兆円>	1,236億ユーロ <17兆円> (2010会計年度末)	569億ユーロ <7兆円>	181兆円
融資の主な対象部門	民間部門	公的部門 (地方自治体等)	公的部門 (復興金融公庫(KfW) グループ等)	民間部門	公的部門 (政策金融機関、 地方公共団体等)
主な対象分野	住宅、中小企業、 教育、地域開発、 農業、貿易	社会資本 中小企業、教育	住宅、社会資本 中小企業、農業	住宅、社会資本、 中小企業、貿易・ 海外援助	中小企業、社会資本、 教育・福祉・医療、 貿易・海外援助、 住宅、農業
主な対象機関					
中小企業	中小企業庁 (SBA)	ビジネス・ イノベーション・ 技能省 (BIS)	復興金融公庫中小企業 銀行 (KfW Mittelstandsbank)	OSEOグループ、 預金供託公庫 (CDC)	(株) 日本政策金融公庫 (国民一般向け業務) (中小企業者向け業務)
住宅	ファニーメイ (FNMA)、 フレディマック (FHLMC)、 連邦住宅貸付銀行 制度 (FHLBS)	—	復興金融公庫民間顧客 銀行 (KfW Privatkundenbank)	預金供託公庫 (CDC)	(独) 住宅金融支援機構
貿易・海外援助	輸出入銀行 (EXIM)	—	復興金融公庫開発銀行 (KfW Entwicklungsbank)、 復興金融公庫IPEX銀行 (KfW IPEX-Bank)、 ドイツ投資開発会社(DEG)	フランス開発庁 (AFD)、 OSEOグループ	(株) 日本政策金融公庫 (国際協力銀行業務) (独) 国際協力機構
政策金融機関の貸出残高 (2011会計年度末)	58,120億ドル <517兆円>	—	2,753億ユーロ <33兆円>	1,330億ユーロ <16兆円>	120兆円
(参考) 国内非金融部門負債残高 (2011会計年度末)	381,954億ドル <3,399兆円>	70,836億ポンド <978兆円>	84,040億ユーロ <1,126兆円> (2010会計年度末)	97,850億ユーロ <1,174兆円>	2,925兆円

(注1) 計数は各年度の支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号)第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率に基づいて算出しています。

(注2) 計数は各国の統計資料等の改訂に伴い変動することがあります。

(注3) 「政府貸出残高」については、ドイツ及びフランスは一般政府の数値を記載し、その他の国は中央政府の数値を記載しています(日本については財政投融資計画残高の数値を掲載)。また、「米国」の「政策金融機関の貸出残高」の計数は、政府支援企業(GSEs)の融資及び保証残高の合計額です。

(注4) 復興金融公庫民間顧客銀行(KfW Privatkundenbank)、復興金融公庫地方自治体銀行(KfW Kommunalbank)、復興金融公庫中小企業銀行(KfW Mittelstandsbank)、復興金融公庫開発銀行(KfW Entwicklungsbank)、復興金融公庫IPEX銀行(KfW IPEX-Bank)及びドイツ投資開発会社(DEG)は、KfWバンクグループを構成しています。

(注5) 英国の中小企業に関しては、ビジネス・企業・規制改革省(BERR)内にある企業局(Enterprise Directorate)が担当していましたが、2009年6月5日にBERRと英国イノベーション・大学・技能省(DIUS)が統合して新たにビジネス・イノベーション・技能省(BIS)が創設されたことに伴い、Enterprise DirectorateもBISに移管しています。

(注6) フランスの中小企業及び貿易援助に関しては、2005年に設立されたOSEOグループが前身の中小企業開発銀行(BDPME)の事業を引き継いでいます。

(出典) 「Analytical Perspectives - Budget of the U.S. Government Fiscal Year 2013」(米国: OMB)、「United Kingdom Economic Accounts, Quarter 4 2011」(英国: Office for National Statistics)、「Financial Accounts for Germany 2005 to 2010」(ドイツ: Deutsche Bundesbank)、「Comptes financiers trimestriels - France 4e trimestre 2011」(フランス: Banque de France)等より作成。

(2) 諸外国における財政投融資類似制度の活用事例(ドイツ・EU)

諸外国における財政投融資類似制度の積極的な活用事例として、例えば、最近のドイツ・EUにおける事例があげられます。

ドイツにおいては、連邦レベルの政策金融機関としてKfW(復興金融公庫:連邦政府80%、州政府20%が出資)及びKfW100%出資子会社であるKfW IPEX銀行があります。地方レベルでは、州政府などが主要株主であり、州の政策に沿った政策融資を行う州投資銀行・開発銀行などがあります。これらの政策金融機関による融資は、ドイツの金融システムにおける全貸付金額の約1割を占め、中でも、KfWは総資産が約4,410億ユーロ(=約59兆円、2010年)と大きく、ドイツの金融システムの約5%を占め、近年、貸付を含む総資産が増加しています(2010年国内貸付額は約640億ユーロ)。

他方、欧州にはEU全体の政策金融機関として、1958年にローマ条約により設立されたEIB(欧州投資銀行:EU加盟国27カ国からの出資により構成)があり、総資産は約4,200億ユーロ(=約56兆円、2010年)とKfWと同規模の政策金融機関となっています。(2010年貸付額は約700億ユーロ)

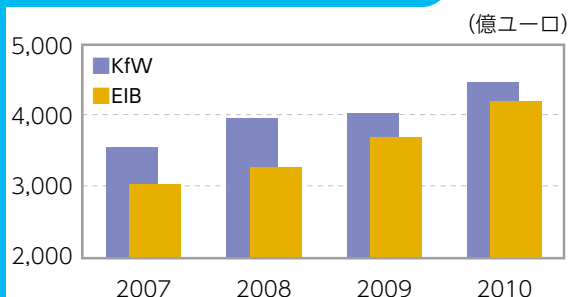
KfW・EIBともに、必要資金の大宗を国内外の資本市場から債券発行などにより調達し、ドイツおよび欧州における、再生エネルギー・省エネ、研究開発・イノベーション、大規模インフラ整備、中小企業支援などを強力に推進するといった政策の下、これらを支援するための中長期貸付を行っています。

KfWの融資先としては、中小企業のほか個人顧客(住宅ローン、教育ローン)、地方自治体・関連団体(主に電気、ガス、水道、交通、福祉などの公益事業)、国・自治体出資企業(例:ベルリン新空港会社など主にインフラ関係)、輸出金融、途上国支援なども含まれます。なお、輸出金融やプロジェクトファイナンスなどはKfW IPEX銀行が行っています。

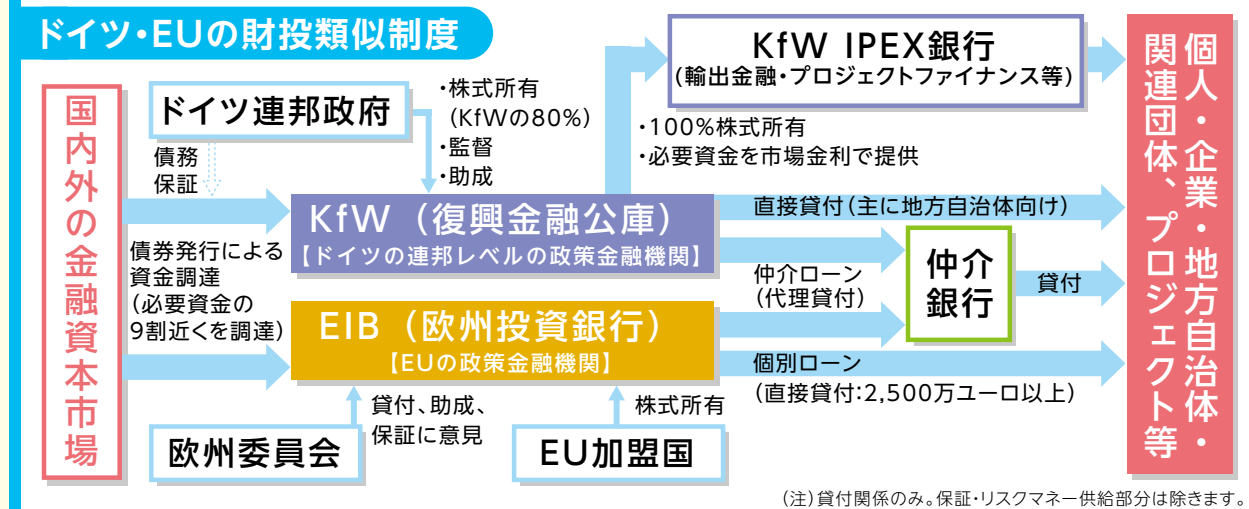
EIBは、2,500万ユーロ(約28億円)以上の大規模プロジェクトが対象となる個別ローン(直接融資、総貸付金額の約8割)と、主に中小企業のプロジェクトが対象となる仲介ローン(間接融資)があり、個別ローンの融資先には研究開発や省エネ向け融資を中心に大企業(大手メーカー・電力会社など)も含まれています。この他に、子会社の欧州投資基金(EIF)で出資・保証業務を実施しています。

リーマン・ショック後の経済・金融危機においては、ドイツでは企業(特に大企業)の資金繰りが悪化し、KfWは大企業向けを含む特別貸付プログラムを措置しました。同プログラムでは、連邦政府が貸付先の信用リスクの最大9割までを負担すること、売上高500億ユーロ以上の大企業向けも融資対象とされていることが特色になっています。また、EIBも貸付額を大幅に増加させるとともに、最近では欧州の成長戦略にEIBを積極活用することも表明されています。

KfW・EIBの総資産の推移



ドイツ・EUの財投類似制度



(注) ドイツ・EUの財政投融資類似制度の調査結果については、財政制度等審議会財政投融資分科会(平成24年6月26日)にて報告しており、こちらからご覧いただけます。

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/index.html

地方公共団体／災害復旧事業／仙台市ガス局港工場(復旧後)／宮城県仙台市

1. 経済・金融危機と東日本大震災への対応

1. 財政投融资による経済金融危機及び東日本大震災への対応

財政投融资には、主に税財源により賄われる一般会計予算と比較し、経済情勢の変化に対応して、柔軟に資金供給を行うことができるという特徴があります。

平成20年秋のいわゆるリーマン・ショック後の経済金融危機においては、(株)日本政策金融公庫を通じて企業の資金繰り支援措置が講じられ、その実施に必要な主な原資として財政投融资が活用されました。その結果、平成20年度

以降は2年連続して計画額が前年比で大幅に増加しました。厳しい状況にあった企業の資金繰りに一定程度寄与したと考えており、ユーザーからも評価する声が聞かれました。

また、平成23年3月11日の東日本大震災による甚大な被害状況にかんがみ、(株)日本政策金融公庫などを通じて、被災事業者の資金繰り支援や災害復旧などに必要となる資金需要に積極的に対応しています。

2. リーマン・ショック後の経済金融危機における財政投融资を活用した企業の資金繰り支援

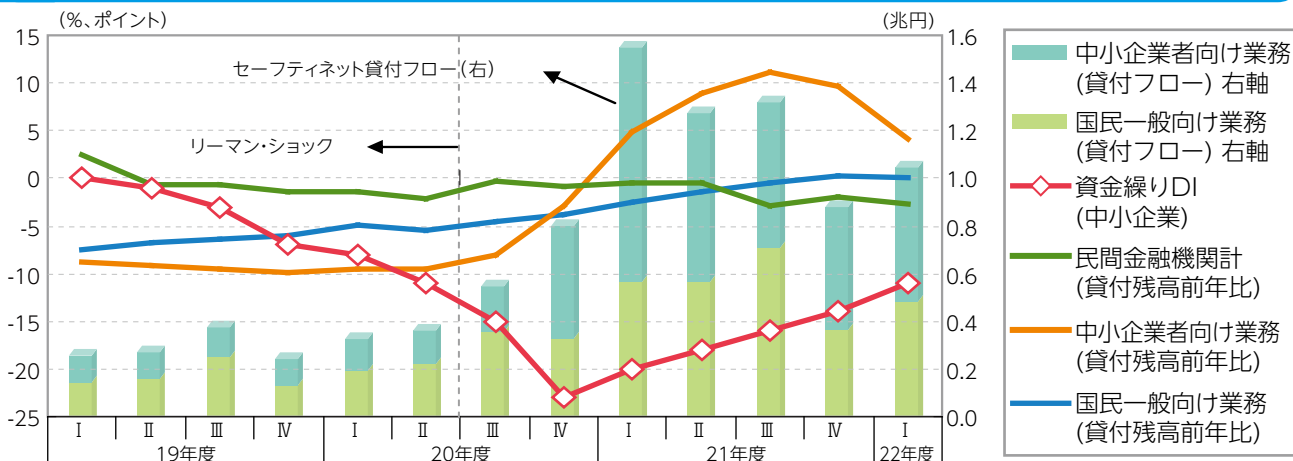
(1) 中小・小規模事業者向けのセーフティネット貸付

(株)日本政策金融公庫(国民一般向け業務・中小企業者向け業務など)は、社会的・経済的環境の変化の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復し、発展が見込まれる中小企業者などを対象に、経営を支援するためのセーフティネット貸付

を行い、平成20～22年度で累計11兆円の信用供与を実施しました。

セーフティネット貸付が急増した21年度4～6月期以降に資金繰りDI(中小企業)も改善に向かっており、セーフティネット貸付は企業の資金繰り改善に一定程度貢献したものと考えられます。

セーフティネット貸付・民間金融機関の中小企業向け貸付と資金繰りDI(中小企業)の推移



(注) 1. 貸付残高の前年同期比増減率です。

2. 民間金融機関は、国内銀行(都銀、地銀、第二地銀、信託銀、長信銀等)、信用金庫、信用組合の合計です。

3. 国内銀行、信用金庫は「海外円借款、国内店名義現地貸」「地方公共団体」「個人(住宅・消費・納税資金等)」向け貸出を除きます。信用組合は総貸出を中小企業向け貸出とみなしました。

4. 資金繰りDI(中小企業)は、日銀短観のデータを使用しています。

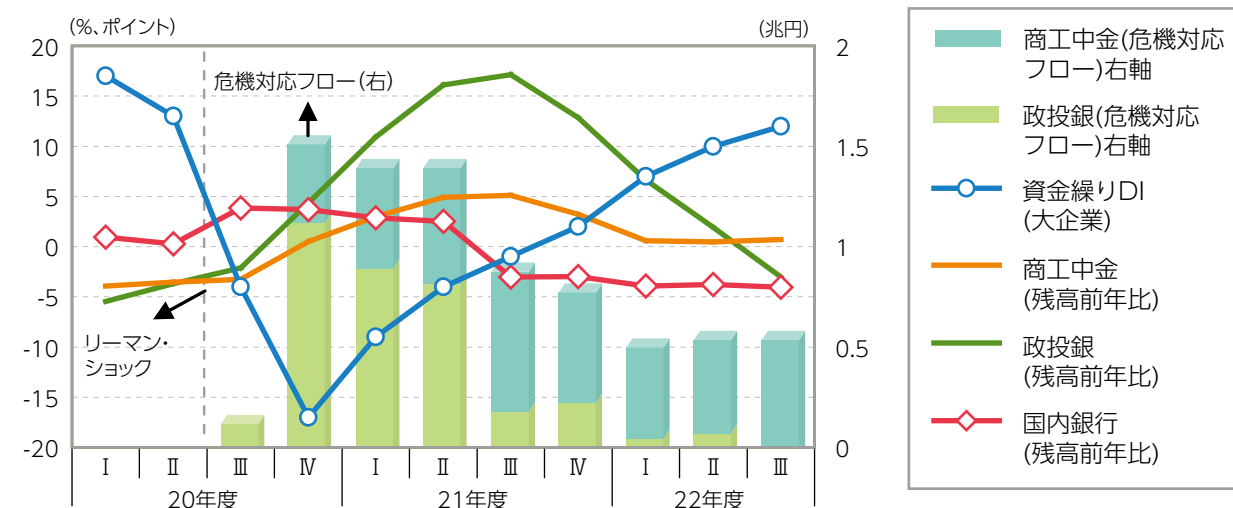
(出所) 日本銀行「日銀短観」、日本政策金融公庫資料

(2) 危機対応業務

危機対応業務は、政府の危機認定により、指定金融機関が(株)日本政策金融公庫を通じた信用供与(危機対応円滑化業務：(1) ツーステップ・ローン、(2) 損害担保、(3) 利子補給)を受け、企業などに対して貸付を行うものであり、そのうちツーステップ・ローンの主な原資として、財政投融資が活用されています。リーマン・ショック後、企業の資金繰り悪化に対応するため、政府の経済対策を受けて「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」が危機認定(平成20年12月11日)され、指定金融機関である(株)日本政策投資銀行及び(株)商工組合中央金庫による金融危機対応業務が開始されました。危機対応融資の貸付実績は、(株)日本政策投資銀行で約3.7兆円(多くがツーステップ・ローン)、(株)商工組合中央金庫で約4.8兆円(多くが損害担保付貸付)となりました。

リーマン・ショック後は、大手企業であっても、先が見えない中であって手元資金を確保したいとの資金需要や、そのために短期資金を回転させて資金を確保することも市場状況から困難であり、長期資金を確保したいとの資金需要が見られました。また、社債市場については、低格付社債を中心に大幅に機能が低下したことから、このような社債を代替するための資金需要も見られました。こうした資金需要に、危機対応融資が一定程度対応し、民間金融機関では一定の限界があった企業の資金繰り改善に寄与したものと推察されます。

金融機関の貸出と資金繰りDI(大企業)の推移



(注) 1. 資金繰りDIは、日銀短観の大企業資金繰りDIを使用しています。

2. 貸出は地方公共団体・個人を除く貸出残高の前年比です。政投銀・商工中金については貸出残高の前年比です。

(出所) 日本銀行「貸出先別貸出金」短観、政投銀資料、商工中金資料

(3) 海外事業支援緊急業務

(株)国際協力銀行は、リーマン・ショック後の国際金融秩序の混乱に対処する累次の経済対策の一環として、日本企業の海外事業などを支援するため、海外事業支援緊急業務を臨時的措置として行い、主に外貨建てにより、累計で約2.5兆円相当の信用供与を行いました。

リーマン・ショック後、金融機関においては、国際金融市場が不安定化して銀行間市場が機能停止し、手元資金が少なくなる一方で、取引先の資金需要は逼迫し、資金のマッチングが平時と比して困難になっていたと推察されます。また、我が国企業においても直接金融市場からの外貨調達に困難であったほか、外貨を提供する米国・欧州系の金融機関においては、自らの経営危機に瀕して資金繰りに窮していたこともあり、資金需要があった企業に対して十

分な資金を提供することができませんでした。こうした外貨の需要に対して、(株)国際協力銀行による海外事業支援緊急業務が対応したものと考えられ、ユーザーからも同様の意見が聞かれたところです。

※本項目の詳細については、ユーザーの声などを含めてレポートにまとめ、財政制度等審議会財政投融資分科会にて公表しており、こちら

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa230621.htm

からご覧いただけます。

3. 東日本大震災に対する財政投融資の対応

東日本大震災からの復興に必要な資金需要に対応して、平成23年度1次および3次補正予算において、総額5.7兆円の財政投融資計画の追加を行いました。さらに、24年度当初予算においては、「震災対応分」として4.1兆円の財投規模を確保しています。各機関では、例えば、以下のような施策を行うこととしました。

(1) 企業等金融支援関連

- ・(株)日本政策金融公庫(国民一般・中小企業者向け業務)
東日本大震災の発生などによる中小・小規模企業者の経営安定などを図るため、東日本大震災復興特別貸付制度や、震災復興支援資本強化特例(被災中小企業向けの資本性ローン)の創設などを行い、資金繰り支援に万全を期すために必要な事業規模を確保して資金需要に的確に対応することとしました。
- ・(株)日本政策金融公庫(危機対応円滑化業務)
被災事業者などの経営安定などのため、指定金融機関((株)日本政策投資銀行、(株)商工組合中央金庫)を通じた危機対応融資(ツーステップ・ローン)の拡充など、必要な資金需要に対し資金供給を行うこととしました。
- ・(株)日本政策投資銀行
被災地復旧・復興需要向け設備投資資金などの貸付や、震災復興向け出資など(リスクマネーの供給)に伴う財務基盤の強化に対応するほか、復興に必要な資材などの増産のための事業資金、直接被災していない企業・工場の耐震増強工事のための事業資金など、震災関連の資金需要に対し資金供給を行うこととしました。

(2) 地方公共団体

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必

要性が高く、即効性のある防災・減災などのため、公立学校施設の耐震化や道路の耐震補強・避難路整備、河川津波対策など(緊急防災・減災事業)を行うこととしました。

(3) その他

- ・(独)住宅金融支援機構
東日本大震災により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、迅速に低利な資金を供給する災害復興住宅融資の拡充を行い、住宅の早期の再建などを強力に支援することとしました。
- ・(独)福祉医療機構(一般勘定)
被災した医療・福祉施設の復旧並びに安定経営の回復を支援するため、必要な資金需要に積極的に対応することとし、貸付限度額の引上げ、貸付利率の軽減、融資率の引上げ及び償還期限の延長などの優遇措置を総合的に実施するとともに、二重債務の問題を抱える事業者の負担軽減のため、返済猶予期間の延長などを実施することとしました。

<参考> 東日本大震災復興基本法(平成23.6.24 法律76号)(抜粋)

第二章 基本的施策

第七条(資金の確保のための措置)

国は、次に掲げる措置その他の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。

- 一. 復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること。
- 二. 財政投融資に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること。

平成24年度財政投融資計画のうち震災復興対応分の内訳

(単位:億円)

機 関 名	23年度補正	24年度計画
企業等金融支援関連	43,228	34,517
株式会社日本政策金融公庫 (国民一般向け業務)	3,650	9,500
(中小企業者向け業務)	7,050	9,500
(農林水産業者向け業務)	328	517
(危機対応円滑化業務)	30,000	13,000
株式会社日本政策投資銀行	2,200	2,000
地方公共団体	9,100	2,682
その他	4,213	4,055
独立行政法人住宅金融支援機構	1,800	2,700
独立行政法人福祉医療機構	1,764	846
日本私立学校振興・共済事業団	441	240
独立行政法人都市再生機構	-	144
エネルギー対策特別会計	200	100
食料安定供給特別会計	5	15
独立行政法人水資源機構	3	10
合 計	56,541	41,254

2. ディスクロージャーの進展

(1) 政策コスト分析

政策コスト分析とは、財政投融資を活用する事業について、一定の前提条件を設定して将来キャッシュフロー（資金収支）などを推計し、これに基づいて、事業の実施に関して①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果（国にとっての機会費用）の額を、各財投機関が試算したものです。

なお、算出された政策コストは、財投対象事業の実施によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担を示すものではありません（将来の資金移転を伴う財政負担は①のみ）。

財投対象事業は、受益と負担の関係が明確であり、受益者（利用者）にその負担を求めることが適当なことから、基本的に受益者負担によって有償資金の償還が行われています。その受益者負担を軽減するため、国（一般会計など）から事業を実施する財投機関に対して、補助金や出資金などが投入される場合があります。このような事業の妥当性を判断する材料として、将来、その事業に対する補助金等の支出がどの程度見込まれるか、あるいは既に投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し、これを「政策コスト」としてディスクローズすることには、財政投融資の透明性を高める意義があります。

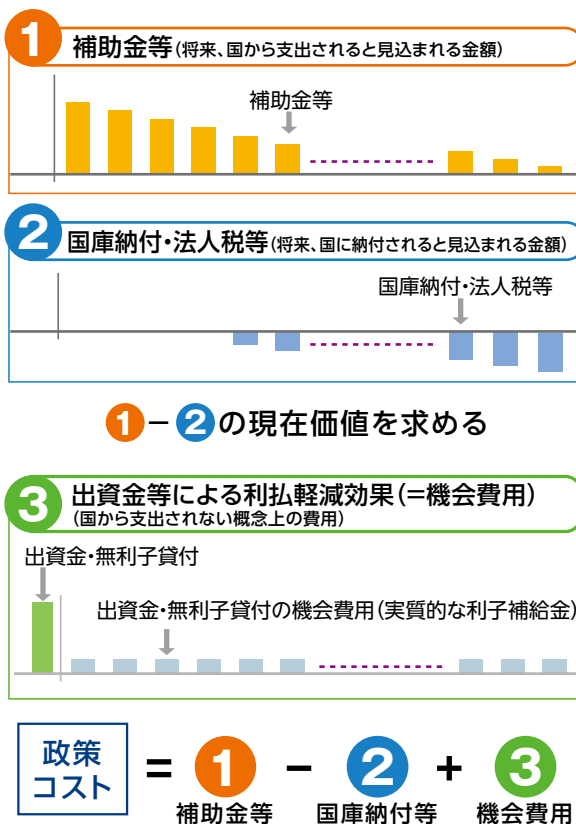
政策コストは、財投対象事業の受益者負担を軽減するために用いられるものですから、その額の大小をもって単純に評価することは適当ではなく、あくまでもその事業の実施に伴う社会・経済的便益と併せて総合的に評価されるべきです。

また、政策コスト分析を行う過程で、事業について将来キャッシュフロー（資金収支）などの推計が行われますが、これらは、事業の将来見通しやその財務への影響、財政投融資の償還確実性の有無などを判断する上で活用される重要な材料となっています。

さらに各財投機関においては、財投機関債を発行する際の債券内容説明書（金融商品取引法上の目論見書に準じて投資家向けに作成される書類）に政策コスト分析を記載するなど、投資家説明活動（IR）にも積極的に活用されています。

今後とも、着実に政策コスト分析を実施し、分析手法などの改善に努めるとともに、より一層の活用を図っていくこととしています。

政策コストのイメージ



エネルギー対策特別会計／国家備蓄事業／倉敷国家石油ガス備蓄基地／岡山県倉敷市

(2) 財投機関における民間準拠の財務諸表の作成

平成24年度の財政投融資対象となる独立行政法人など(29法人)は、全て民間会計準拠の財務諸表の作成を予定しています。

民間準拠の財務諸表を作成することは、独立行政法人などの事業の財務状況を民間企業と同じ視点に立って、統一的な基準の下で、横断的に明らかにできるメリットがある

と考えられます。各財投機関においても、統一的な基準の下で、自らの財務内容を点検していくことが可能となります。

このような民間準拠の財務諸表は、公認会計士による監査など一定の関与の下作成されています。公認会計士による監査を受けることは、各財投機関の民間準拠の財務諸表の信頼性を高める一つの有効な手段となると考えられます。

24年度財投対象機関(独立行政法人等29機関)の民間準拠財務諸表への公認会計士の関与

機関名		民間準拠財務書類の作成・公表	左記財務書類の公認会計士による監査証明取得の有無
特殊法人2法人	沖縄振興開発金融公庫	設立法等の規定に基づく財務諸表に加え、企業会計原則に準拠した「行政コスト計算財務書類」を作成・公表	なし (公認会計士による助言・指導等の関与あり)
	日本私立学校振興・共済事業団	設立法に基づき、原則として企業会計原則による財務諸表を作成・公表	あり (自主的に公認会計士による監査証明を取得)
特殊会社等9法人	株式会社日本政策金融公庫	会社法等に基づく財務諸表を作成・公表	あり (会社法等に基づく公認会計士の監査)
	株式会社国際協力銀行		
	株式会社農業漁業成長産業化支援機構(仮称)		
	新関西国際空港株式会社		
	中部国際空港株式会社		
	株式会社民間資金等活用事業推進機構(仮称)		
	株式会社日本政策投資銀行		
	株式会社産業革新機構		
独立行政法人等18法人	財団法人民間都市開発推進機構	公益法人会計基準により既に作成している財務諸表に加え、財投対象事業にのみ企業会計原則に準拠した財務諸表を作成・公表	あり (自主的に公認会計士による監査証明を取得)
	国際協力機構	独立行政法人通則法に基づき、原則として企業会計原則による財務諸表を作成・公表	あり (独立行政法人通則法に基づく公認会計士の監査)
	住宅金融支援機構		
	都市再生機構		
	水資源機構		
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構		
	福祉医療機構		
	国立病院機構		
	国立がん研究センター		
	国立国際医療研究センター		
	国立大学財務・経営センター		
	日本学生支援機構		
	農業・食品産業技術総合研究機構		
	森林総合研究所		
	日本高速道路保有・債務返済機構		
	奄美群島振興開発基金		
	新エネルギー・産業技術総合開発機構		
	地方公共団体金融機構	設立法に基づき、原則として企業会計原則による財務諸表を作成・公表	あり (設立法に基づく公認会計士の監査)

(注) 日本私立学校振興・共済事業団は、助成勘定についてのみ自主的に公認会計士による監査証明を取得しています。

(3) 財政投融資の透明性の確保への取組み

予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化は重要な課題であり、財政投融資についてもこれに積極的に取り組むこととしています。

財政投融資について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、「財政投融資の透明性の向上について－実施プラン－」(平成22年4月16日公表)に基づき、PDCAの各段階において、よりわかりやすい情報発信を行い透明性の向上を推進してきたところです。

これまで、①財政投融資計画決定時における、財投機関別の残高見込を記載した「財政投融資計画残高見込」、詳細なフロー情報を記載した「財政投融資計画の機関別事業計画・資金計画」、重点分野をわかりやすく説明した「補足説明資料」の公表(Plan)、②財政投融資の貸付などの実行状況の月次別・一件別の公表(Do)、③政策効果の検証など

に重点を置いた監査(スポット監査)の実施(Check)、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方についてわかりやすく整理した情報の公表(Action)、などに取り組んできています。

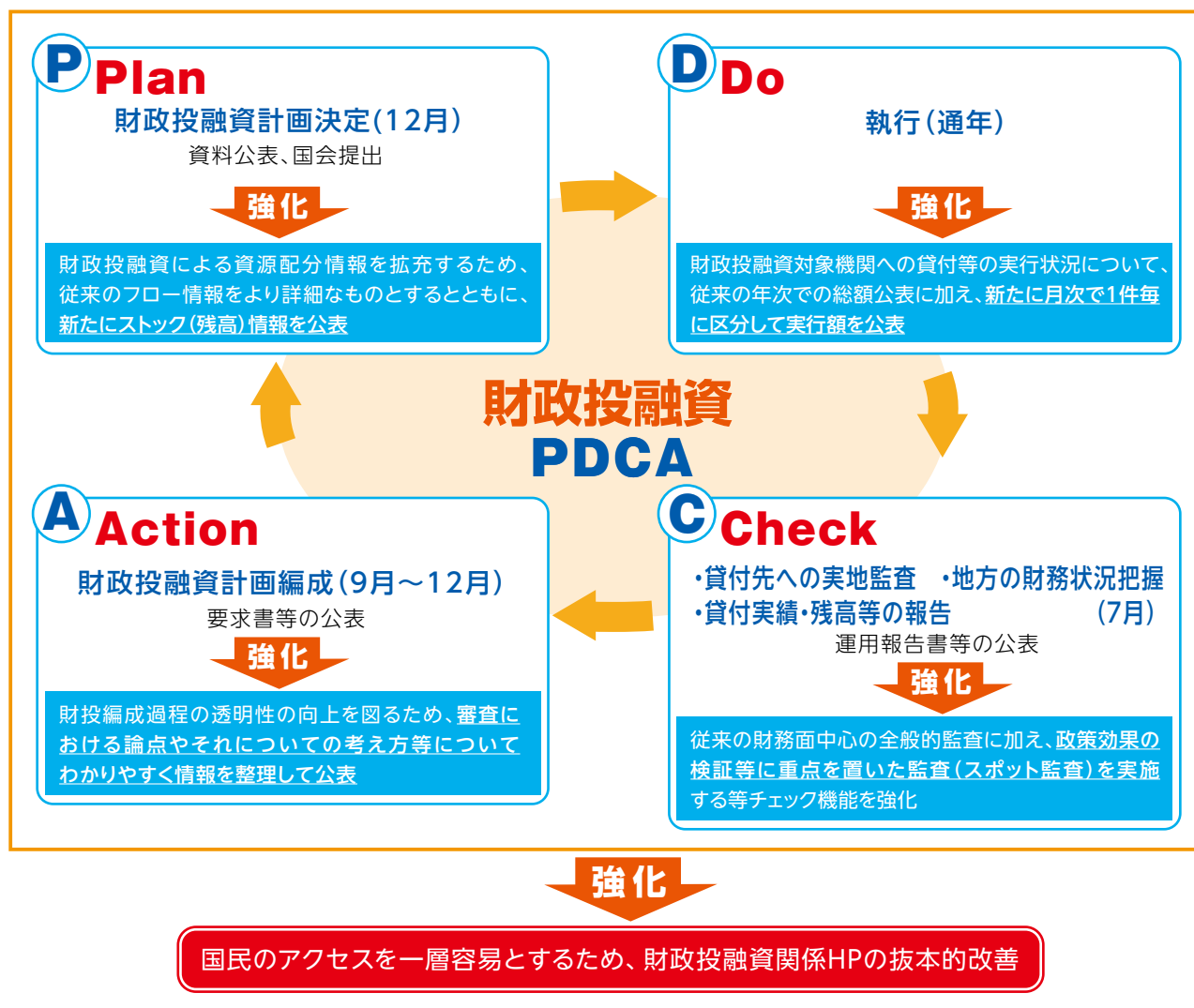
※財政投融資のPDCAサイクルについては、財務省のホームページ

http://www.mof.go.jp/filp/summary/filp_cycle/index.htm

からご覧いただけます。

財政投融資の透明性の向上について

財政投融資について、国民の皆様の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、PDCAサイクルの各段階において、よりわかりやすい情報発信に改善し透明性の向上を図っています。



3. 財投機関に対するチェック機能の充実

I 財政投融資の概要

P. 2
P.17

II

近年の財政投融資に関する取り組み

P.18
P.29

III

平成23年度における財政投融資の動き

P.30
P.39

IV

Q
&
A

P.40
P.46

V

資料編

P.47
P.73

VI

用語集・情報アクセスガイド

P.74
P.83

財政投融資の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持のために、実地監査や地方公共団体の財務状況把握に取り組むことで、財投機関に対するチェック機能の充実を図っています。

(1) 実地監査

1. 法人等実地監査

平成16年12月の財政制度等審議会財政投融資分科会における報告書「財政投融資改革の総点検について」において、「財務の健全性、事業の必要性を入念にチェックするには、毎年度の財政投融資編成作業における審査に加え、実地での確認作業が必要である」との提言を受け、従来の地方公共団体への実地監査に加え、平成17年度より、財政投融資の対象事業を行う法人等への実地監査を開始しました。

法人等実地監査では、公的資金の貸し手としての視点から、①財政投融資の対象事業にふさわしい政策的意義、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行等の実態についてチェックすることとしています。また、実地監査の結果については、公表の上、毎年度の財政投融資計画編成の審査に活用し、実際の事業の見直しに結び付けていくこととしています。

平成22年度より、「財政投融資の透明性の向上について一実施プラン」の「check」分野の強化策として、従来の実地監査に加え、時々的重要テーマや政策効果の検証などにポイントを絞った監査（スポット監査）を開始いたしました。

2. 地方公共団体実地監査

地方公共団体実地監査については、平成17年12月の財政制度等審議会財政投融資分科会における報告書「財政投融資改革の総点検フォローアップ」において「これまでは、貸付対象事業の適債性に係る非違のチェックが中心であったが、今後は、公営企業の経営状況の確認などに重点をシフトしていくことが望ましい」との提言を受け、平成20年度より、公営企業の経営状況の確認などに重点を置いた実地監査へシフトしました。

具体的には、貸付金の償還確実性の確保を図る観点から、公営企業の経営状況の実態把握及び評価を行い、必要に応じ、地方公共団体に対して、公営企業の経営状況を改善するための取り組みを含め、償還確実性の確保について報告を求めることとしています。また、これに伴い、従来の貸付対象外費用の確認を中心とした実地監査については、抜本的に簡素化することとしました。



(独) 国立大学財務・経営センター／施設費貸付事業／鹿児島大学 MR画像診断支援ネットワークシステム／鹿児島県鹿児島市



(株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）／農林漁業施設資金／ドーム型ハウス／神奈川県秦野市

(2) 地方公共団体の財務状況把握

財務省(財務局)は、確実かつ有利な運用が義務付けられている財政融資資金の融資主体として、債務者たる地方公共団体の財務状況を的確に把握し、地方向け財政融資資金の融資審査の充実などを図る観点から、平成17年度から地方公共団体の財務状況把握を開始しています。

平成21年7月には、財政投融資分科会長が主催する「財政投融資に関する基本問題検討会」の下に設置された「地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム」において、「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」がとりまとめられ、財務状況把握の活用策が提言されました。これを受け、財務状況把握の基本的な考え方や主要な財務指標による分析手法を分かりやすく解説した文書を「財務状況把握ハンドブック」として開示するほか、財務状況把握の結果概要をいわゆる「診断表」として、ヒアリングを実施した団体に情報提供するとともに、財務状況が一定以上悪化した団体に対し、融資審査を厳格化することとしました。

平成23年度における財務状況把握(平成22年度決算)では、全ての市町村について財務状況のモニタリングを行い、必要と認められる一定の団体についてはヒアリングを実施しています(198団体)。ヒアリング実施団体の財務状況をみると、個々の団体では状況は様々ですが、全体的に財務状況が改善傾向にある中、過去の大規模な建設事業などの財源として発行した地方債の影響などにより債務高水準の団体や、建設投資や収支の減少により財政調整基金などを取り崩し積立金などが低水準となっている団体、生活保護の被保護者の増加などに伴う扶助費の増加や地方税の減少により償還原資(行政経常収支)が低水準となっている団体が見受けられました。



(独) 水資源機構／豊川用水総合事業部／二川開水路／愛知県豊橋市

他方、財務上の問題が特に認められなかった団体のうち、過去4年(平成18～21年度)の間には財務上の問題が認められた団体については、普通建設事業の選別により地方債の発行が抑制され債務高水準が改善した団体や、定員適正化計画を着実に実施することにより、人件費を削減し行政経常支出を圧縮したことから収支低水準が改善した団体、収支が改善したことから積立金が増加し積立低水準が改善した団体が認められました。

※平成23年度の財務状況把握の結果については、財務省のホームページ

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa240626/3-1.pdf

からご覧頂けます。

また、財務状況把握ハンドブックについては財務省のホームページ

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa240626/sankou1.pdf

からご覧頂けます。



(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構／鉄道建設事業民鉄線「高架式による複々線化工事」／東京都 西武池袋線(練馬～石神井公園(4.1km))

4. 財政融資資金のリスク管理

資産負債管理 (ALM)

財政投融資改革以前の資金運用部資金（財政融資資金の前身）は、資金の運用（資産）は主に5年～30年の貸付けである一方、資金の調達（負債）は郵貯・年金などの預託金で、期間は主として7年間であったため、運用と調達の間で大きな期間のミスマッチを抱えていました。このため年度ごとの貸付金などの回収額と預託金の払戻額間に大きなギャップがあり、金利動向などによっては大きな損失が発生するという金利変動リスクが存在していました。しかし、財政投融資改革において、国債の一種である財投債が財政融資資金の主たる調達手段となったことから、財投債の発行年限（現在は2年～30年）を国債発行計画全体の中で可能な限り調整することができるようになり、年度ごとの貸付金などの回収額と財投債などの償還額間のギャップを縮小できるようになりました。財政投融資特別会計においては、このように適切に資産負債管理（ALM）を行うことで、金利変動リスクを極力抑制することとしています。

積立金（金利変動準備金）

左記のように、財政投融資改革後のALMによって、財政融資資金の金利変動リスクは次第に減少してきました。しかし、財投債の発行年限は現在2年、5年、10年、20年、30年に限られていること、貸付けの大半が均等償還型のキャッシュフローであるのに対し、財投債が満期一括償還型のキャッシュフローであること、郵貯・年金以外の預託金が相当程度残っていることなどから、年度別の資産と負債の間のギャップを完全に解消することは困難であり、現在でも一定の金利変動リスクが存在します。そこで、財政投融資特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、「特別会計に関する法律」に基づき、利益が発生した場合にはこれを積立金（金利変動準備金）として積み立て、将来生じうる損失の発生に備えることとしています。

また、「特別会計に関する法律」では、積立金（金利変動準備金）が財務の健全性を確保するために必要となる水準（政令により規定）を超える場合には、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計へ繰り入れることができるとされています。この積立金（金利変動準備金）の上限については、平成19年度で郵貯・年金の預託金の払戻しが概ね終了し、財投債によって幅広い年限での調達を行うことにより、運用と調達の期間を合わせやすくなった結果、財政融資資金の金利変動リスクが減少してきたことを受けて、平成20年度において総資産の100/1000から50/1000に引き下げを行っています。



(独) 都市再生機構／賃貸住宅／サンヴァリエ桜堤／東京都武蔵野市



沖縄振興開発金融公庫／産業開発資金／定期高速船／沖縄県南城市

財政投融资特別会計の積立金について

●臨時的・特例的な一般会計等への繰入れ

「特別会計に関する法律」の規定により、財政投融资特別会計の積立金（金利変動準備金）の準備率の上限を超える部分については、原則として、国債残高の圧縮のために国債整理基金特別会計に繰り入れることになっています。これは積立金（金利変動準備金）が、財政融資資金の長年の運用の結果として積み上がった国民共通の資産（ストック）であることから、国民共通の負債（ストック）である国債の償還に充てることが適切であるとの考え方に基づいています。

しかし、平成20年度以降、一般会計の厳しい財政事情に鑑み、特例法を定め、平成20年度において4兆1,580億円、平成21年度において7兆3,350億円、平成22年度において4兆7,541億円、平成23年度において1兆588億円を一般会計に繰り入れてきました。以上の一般会計への繰入れは、臨時的・特例的な措置として行われてきたものです。

さらに、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（以下「復興財源確保法」という。）の規定により、平成24年度から27年度までの間、財政投融资特別会計の剰余金を復興債の償還財源として活用できることとされ、平成24年度には、平成24年度末積立金残高見込額の全額の9,967億円を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしています。

今後の剰余金の復興財源への活用については、復興財源確保法案の附帯決議において「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の剰余金の復興財源への活用の検討に当たっては、予算編成過程において、同勘定の財務の健全性に配慮を行うこと。」とされたことを踏まえて、各年度の予算編成過程において検討していく必要があります。

●一般会計等への繰入れと財政投融资特別会計の財務の健全性

近年、過去の比較的高い金利の貸付金残高から剰余金が見込まれることなどから、即座に財政投融资特別会計の財務について問題が顕在化する可能性は低いとの考えに基づき、一般会計等への繰入れを行ってきました。

しかし、その結果、平成22年度末以降の積立金（金利変動準備金）は枯渇し、金利変動に対する対応余力が著しく低下している状況となっています。

したがって、今後、財政投融资特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、将来生じうる損失への備えについて、十分留意する必要があります。

（具体的な財政投融资特別会計の財務の健全性確保のための方策については、次ページ参照。）

また、上記の復興財源確保法の規定により、今後の積立金枯渇が継続する懸念があるため、財政投融资特別会計の財務の健全性を制度的に担保する観点から、平成24年度から平成32年度までの例外的・時限的な規定として、一般会計から財政投融资特別会計への繰入規定を措置したところです。

財政投融资特別会計の繰入れについて

- 20年度に今後の収支等についてシミュレーションを行い、準備率の上限を総資産の100/1000から50/1000に引き下げ、20年度において、7.2兆円を国債整理基金特別会計へ繰入れ（特別会計法に基づく）、4.2兆円を一般会計へ繰入れ（繰入特例法で手当て）
 - 21年度当初・補正予算において、7.3兆円を一般会計へ繰入れ（財源確保法で手当て）
 - 22年度当初予算において、4.8兆円を一般会計へ繰入れ（特例公債法で手当て）
 - 23年度当初予算において、1.1兆円を一般会計へ繰入れ（震災財源確保法で手当て）
 - 24年度当初予算において、1.0兆円を国債整理基金特別会計へ繰入れ（復興財源確保法で手当て）
- ※剰余金は、過去の高金利の貸付残高の減により減少傾向です。

	17決算	18決算	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	24見込
決算上剰余金	4.0	2.8	2.5	2.3	1.5	1.1	1.0	0.5
年度末積立金残高	22.4	14.4	17.2	8.4	3.4	0.1	0.1	0.1
		国債整理基金特会 12兆円	国債整理基金特会 7.2兆円 一般会計4.2兆円	一般会計 7.3兆円	一般会計 4.8兆円	一般会計 1.1兆円	国債整理基金特会 1.0兆円	

Column コラム

財政投融资特別会計の財務の健全性確保のための方策

財政投融资特別会計（財政投融资資金勘定）においては、平成20年度以降の臨時的・特例的な一般会計などへの繰入れの結果、積立金が枯渇し、金利変動に対する対応余力が著しく低下している状況にあります。また、平成22年10月の行政刷新会議による事業仕分け（特別会計を対象）においても、財務の健全性確保の必要性について指摘されました。

これらの状況を踏まえて、資産負債管理（ALM）の高度化のため、平成23年度から金利スワップ取引や財投債の買入消却といった措置を講じています。また、「特別会計改革の基本方針（平成24年1月24日 閣議決定）」において、「資産・負債管理（ALM）の高度化のための施策を引き続き実施するものとする」とされたことなどを踏まえ、財政投融资特別会計の財務の健全性の確保のため、平成24年度も引き続き適切なALMに取り組むこととしています。

（注）財政投融资特別会計事業仕分けの評価結果（とりまとめ内容）

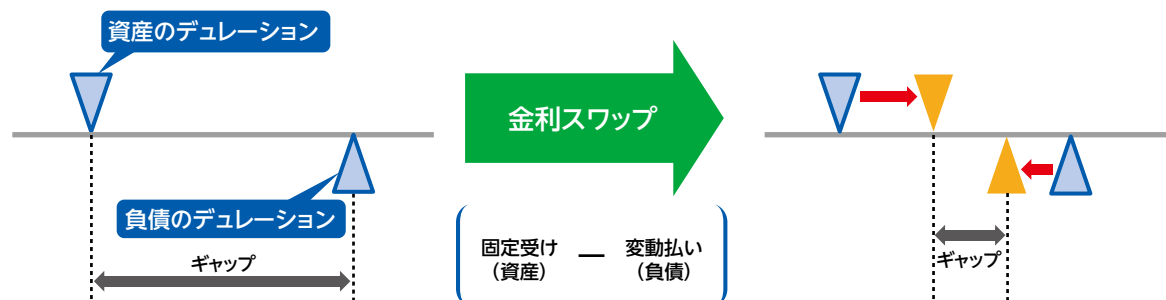
積立金については、金利変動リスクに備え必要な積み立てを行う。剰余金についても、金利変動リスクや財政の健全性に配慮しつつ、まずは積み立てを行った上で可能であれば一般会計に繰り入れることとする。（後略）

（１）金利スワップ取引の実施

固定金利と変動金利の交換による資産・負債の平均残存期間の差（デュレーション・ギャップ）を調整

デュレーションギャップ調整のイメージ

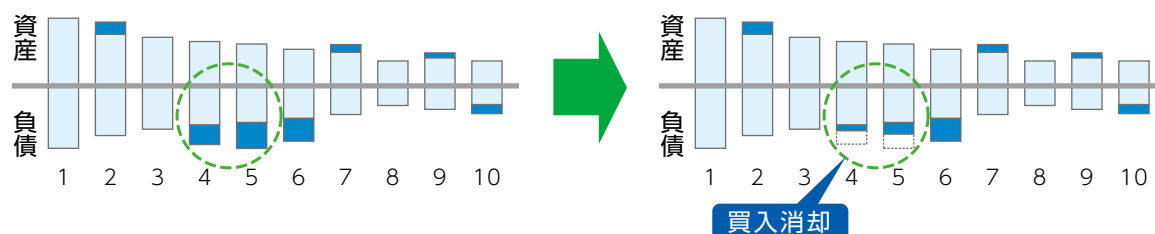
金利スワップ取引により、デュレーションギャップの調整を行います。



（２）財投債の買入消却の実施

財投債の償還時期をずらすことで各年度の資産・負債の満期額の差（マチュリティ・ギャップ）を調整

マチュリティギャップ縮小のイメージ（網掛け部分がマチュリティギャップ）



（３）FB発行の実施

マチュリティ・ギャップ拡大の抑制を図る観点から、要調達額の一部をF B発行で賄うことにより、財投債発行額を2カ年にわたり平準化

財投債に関する諸統計

1. 国民経済計算体系 (SNA : System of National Accounts)

国民経済は、大きく分けて家計、企業、政府の3部門から構成されており、この3つの部門がそれぞれ経済取引を通じて互いに関連しながら経済活動を営んでいます。また、このほかに、国民経済は貿易や資本取引によって海外の経済活動とも結びついています。このような国民経済の構造・循環をとらえる仕組みが「国民経済計算体系 (SNA)」です。

SNAは、経済統計を各国が共通の基準に基づいて作成するために国連が作成した基準です。その中で、公的部門は一般政府と公的企業に分けられ、公的企業の債務は一般政府の債務には含まれません。

現在、財政融資資金は公的企業に分類されており、財投債は、一般政府の債務には含まれません。

2. 国及び地方の長期債務残高

「国及び地方の長期債務残高」は、利払・償還財源が主として税財源により賄われる長期債務を国・地方の双方について集計したものであり、その利払・償還財源が主として財政融資の貸付先からの回収金により賄われる財投債や、国庫の一時的な資金不足を補うために発行される政府短期証券は含まれません。



(独) 国際協力機構／アッパーコトマレ水力発電所建設事業／流れ込み式水力発電所／スリランカ



(独) 都市再生機構／土地区画整理事業／さいたま新都心地区／埼玉県さいたま市

1. 平成24年度財政投融资計画(当初)の編成

平成24年度財政投融资計画は平成23年12月24日に閣議に提出され、予算案とともに平成24年4月5日に成立しました。

平成24年度財政投融资計画の概要は以下のとおりです。

平成24年度財政投融资計画の基本的考え方

平成24年度財政投融资計画においては、引き続き対象事業の重点化・効率化を図るとともに、現下の厳しい経済・財政事情を踏まえつつ、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）などを踏まえ、東日本大震災からの復興及び日本再生・成長力強化に必要な資金需要に積極的に対応することとしました。

震災復興対応として被災事業者などの資金繰り支援などに十分な規模を確保するとともに、日本再生・成長力強化のため、産業投資を中心に、資源獲得戦略の強化などに対応することとした結果、計画規模は17.6兆円と、平成23年度当初計画（14.9兆円）比で+18.4%増となっています。このうち、震災復興対応分としては、4.1兆円を確保しています。

平成24年度財政投融资計画のポイント

◇企業等金融支援関連

東日本大震災による被災事業者の経営安定などを図るとともに円高などによる影響への対応に資するため、(株)日本政策金融公庫において、中堅・大企業向けの危機対応業務及び中小・小規模企業向けの資金繰り支援などに必要な貸付規模を十分に確保し、これらのために必要な資金需要に的確に対応した結果、企業等金融支援関連の財政投融资は対前年度当初計画比+43.5%増の7兆912億円となっています。

◇地方向け財政投融资

緊急防災・減災事業など、東日本大震災への対応のため、地方債計画の規模が拡大する中で、地方公共団体の円滑な資金調達に配慮し、必要な資金需要に的確に対応した結果、地方向け財政投融资は対前年度当初計画比+5.8%増の4兆6,970億円となっています。

◇海外投融资等支援関連

(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構においてわが国の資源獲得戦略を強化する観点から金属鉱物、天然ガス、石炭、地熱の各資源の安定供給確保を推進することとして

いるほか、(株)産業革新機構において、医療・介護分野及び環境エネルギー分野における事業展開及び円高メリットの活用による海外大型買収などを促進することとしており、産業投資によりこれらに必要な出資財源などを確保しています。

一方、(株)国際協力銀行において財政投融资以外の自己資金などの増加による財投規模の減少があったことなどにより、海外投融资支援関連の財政投融资は対前年度当初計画比▲43.3%減の1兆1,517億円となっています。

◇教育・福祉・医療関連

(独)日本学生支援機構において、有利子貸与事業の充実を図ることとしているほか、(独)福祉医療機構などにおいて、東日本大震災により被災した福祉・医療施設の復旧などに必要な資金を含め、福祉医療サービスの基盤強化を図ることとしており、これらの資金需要に的確に対応した結果、教育・福祉・医療関連の財政投融资は対前年度当初計画比+18.0%増の1兆3,365億円となっています。

◇その他の分野

例えば、(独)日本高速道路保有・債務返済機構におけ

る債務の円滑な償還・利払いなどのほか、(独)住宅金融支援機構における被災した住宅に係る災害復興住宅融資や(独)都市再生機構における災害公営住宅の整備など、真に必要な資金需要に的確に対応することとしています。また、6次産業化に取り組む事業者への成長資本の提供などを行うため、(株)農林漁業成長産業化支援機構(仮称)を創設することとしているほか、民間の資金・ノウハウを活

用した公的インフラなどの整備などの一層の促進を図るため、(株)民間資金等活用事業推進機構(仮称)を創設することとしており、新機構の設立に係る法整備に併せて、必要となる出資財源などを確保することとしています。これらの結果、その他の分野に対する財政投融資については、対前年度当初計画比+42.9%増の3兆3,718億円となっています。

財投債発行予定額

財政融資資金からの貸付けの原資となる財投債については、新規財政融資の規模(13兆5,242億円)や、預託金の見込みなどを踏まえ15.0兆円を発行する予定です。

また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券(FB)2.7兆円を発行する予定です。

(単位:兆円)

	平成23年度 (当初)	平成23年度 (3次補正後)	平成24年度 (当初)
財投債発行額	14.0	16.5	15.0

財投機関債発行予定額

各財投機関が民間の金融市場において個別に発行する財投機関債については、平成24年度計画においては、16機関(平成23年度15機関)が4兆3,040億円(平成23年度当初計画4兆7,720億円)の発行を予定しています。なお、このうち、資産担保証券を除いた発行額は2兆5,940億円であり、前年度当初計画比で1,865億円の増加となっています。

平成24年度財政投融資計画 概要図

財政融資

13.5兆円

産業投資

0.2兆円

政府保証

3.9兆円

財政投融資対象機関

企業等金融支援関連 7.1兆円

- ・株式会社日本政策金融公庫 6.2兆円
- ・株式会社日本政策投資銀行 0.9兆円
- ・沖縄振興開発金融公庫 0.1兆円

地方 4.7兆円

- ・地方公共団体 3.9兆円
- ・地方公共団体金融機構 0.8兆円

海外投融資等支援関連 1.2兆円

- ・株式会社国際協力銀行 0.6兆円
- ・独立行政法人国際協力機構 0.4兆円
- (有償資金協力業務) など

教育・福祉・医療関連 1.3兆円

- ・独立行政法人日本学生支援機構 0.8兆円
- ・独立行政法人福祉医療機構 0.4兆円
- など

その他 3.4兆円

- ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 2.3兆円
- ・独立行政法人都市再生機構 0.5兆円
- ・独立行政法人住宅金融支援機構 0.3兆円
- など

(1) 近年の財政投融資における成長力強化への対応

我が国の再生・成長力強化に対応するため、財政投融資においても、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)や「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)などに積極的に対応してきています。

平成23年度財政投融資計画においては、「新成長戦略」などの実現の牽引役としての役割が期待される産業投資について、長期リスクマネーの供給源として積極的に活用し、パッケージ型インフラ海外展開やレアアース等天然資源確保の推進などを図るための出資を行いました。平成24年度財政投融資計画においても、「日本再生の基本戦略」などを踏まえ、資源獲得戦略の強化など、日本再生・成長力強化に対応することとしています。

◆「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)【抜粋】

(7) 金融戦略

国民金融資産を成長分野や地域に活用するための方策として、民間金融機関の積極的な取組を促す。さらに、政府系金融機関・財政投融資等の活用やファンドスキームの活用・検討など、官民総動員による対応を進める。

◆「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)【抜粋】

「各分野において当面、重点的に取り組む施策」において、以下のような財政投融資を活用した施策が掲げられている。

- ・円高メリットの活用による海外M&Aの促進や資源確保等
〈産業革新機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)〉
- ・官民連携による成長マネーの供給拡大〈産業革新機構、農林漁業成長産業化ファンド(仮称)、PFI事業推進の官民連携インフラファンド(仮称)〉
- ・6次産業化・成長産業化の促進〈農林漁業成長産業化ファンド(仮称)〉
- ・社会福祉施設等の整備における国有地等の活用

(2) 今後の財政投融資の積極活用について

今後も、財政投融資については、現下の厳しい経済・財政事情を踏まえつつ、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、積極的に活用していくことが必要と考えられます。「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)においても、こうした方針が定められており、今後検討していく必要があります。

◆「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)【抜粋】

総論

5. 「日本再生戦略」と予算編成との関係

- ③その際、財政投融資の積極的な活用や、税制改正及び規制改革、制度金融施策等を総合的に講じることによって、重点配分の実効性を担保する。

Ⅲ. デフレ脱却と中長期的な経済財政運営

1. デフレ脱却の道筋

(2) デフレ脱却に向けた政策の基本方向

- ・政府は、平成24・25年度を念頭に、2. に掲げるとおり「モノ」、「人」、「お金」をダイナミックに動かすため、規制・制度改革、予算・財政投融資、税制など最適な政策手段を動員し、平成25年度予算プロセス等において更に対応を具体化する。

2. デフレ脱却と経済活性化に向けて重視すべき政策分野

(1) モノを動かす

- ・PFIの強力な推進、財政投融資の活用などにより、インフラ更新等の投資を促進する。

Ⅳ. 日本再生のための具体策

1. 政策実行の枠組み

(2) 政策実行手段の確保

- ・厳しい財政状況を踏まえ、財政投融資について、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、積極的な活用を図る。

2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11の成長戦略と38の重点施策～

③新たな資金循環による金融資本市場の活性化(金融戦略)

(重点施策：政策金融・官民連携による資金供給の拡大)

- ・財政投融資について、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、今後積極的に活用する。

<成長力強化への対応の例> (独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC)

(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) は、資源・エネルギーの安定供給及び環境の保護を目的に、石油・天然ガス及び金属鉱物の探鉱・開発に必要なリスクマネー供給などの業務、石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務、金属鉱業などにおける鉱害の防止に必要な資金供給その他支援業務を行っています。

◆事例：チリ共和国「カセロネス銅・モリブデン鉱山開発プロジェクト」

本プロジェクトは、日本企業2社が推進する、日本企業権益100%の大型銅・モリブデン鉱山開発プロジェクトです。2013年の操業開始を目指しており、生産される銅精鉱（年間銅量約15万トン）は日本国内の製錬所などに供給される予定です。これは、日本の銅精鉱の総輸入量130.6万トン（2010年：Copper Bulletin June 2011）の約11.5%に相当するもので、日本の銅資源の安定確保に大きく貢献します。

JOGMECは、2006年に日本企業が本プロジェクトの権益を取得して以降、探鉱段階においては総額129億円の融資を、開発段階においては民間金融機関からの融資3億米ドルの90%（2.7億米ドル）の債務保証を、それぞれ実施してきました。本プロジェクトは、JOGMECの探鉱融資プロジェクトが開発に移行した案件であり、また、開発段階において（株）国際協力銀行（JBIC）及び（独）日本貿易保険（NEXI）と協力して支援する初の金属資源開発案件でもあり、日本政府の鉱物資源の安定確保対策の大きな成果と考えられます。



（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構／海外開発債務保証／カセロネス銅・モリブデン鉱山／チリ 第三州

(株)産業革新機構

我が国経済・産業の一層の発展を推し進めるためには、グローバルレベルでの競争力強化を推し進める戦略の構築と実行が緊急の課題となっています。このプロセスにおいては、我が国と日本企業にとって、今まで慣れ親しんできたビジネスモデルに拘ることなく、従来の業種や企業の枠にとらわれずに、その発想と行動において自己変革と革新を推し進めていくこと（＝オープンイノベーション）が重要です。（株）産業革新機構は、この“オープンイノベーション”の考え方にに基づき、次世代の国富を担う産業を創出するため、産業界との連携を通じた様々な活動を行っています。また、その業務に必要な資金調達手段として、産業投資出資金などを活用しています。

◆事例：積極的な海外企業買収案件

再生可能エネルギーによる発電が盛んな欧州において、洋上風力発電は欧州各国政府による推進の支援策の下で急速に成長しております。北海においては今後10年間で約4000万KW（原子力発電所約40基分の発電量に相当）の洋上風力発電所の新規建設が計画されています。

こうした中で、産業革新機構は、洋上据付専用の特殊船を保有し、洋上風力タービン発電機の据付及びオイル・ガス洋上プラットフォーム設備へのサービスを行うリーディングカンパニーとして更なる成長が期待されている英国企業を、民間企業と共同で100%買収しました。これにより、今後、飛躍的な市場拡大が見込まれる洋上風力発電事業をターゲットにした特殊船による据付事業に対し、日本企業としての初めての本格参入を支援いたしました。

本件は、平成23年11月の第三次補正予算による円高メリットを活用した海外企業買収などの支援策の一部を活用した事例です。



（株）産業革新機構／海外経営資源の活用／買収した英国企業が保有する洋上風力タービン発電機据付専用の特殊船／欧州

Column コラム

財政投融资特別会計

財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用と産業投資に関する経理を明確にするために設置されている国の特別会計の一つです。この特別会計は、特別会計改革の方向性を示した行政改革推進法を踏まえ、「特別会計に関する法律」により、平成20年度に、財政融資資金特別会計と産業投資特別会計の産業投資勘定を統合して設置されました。

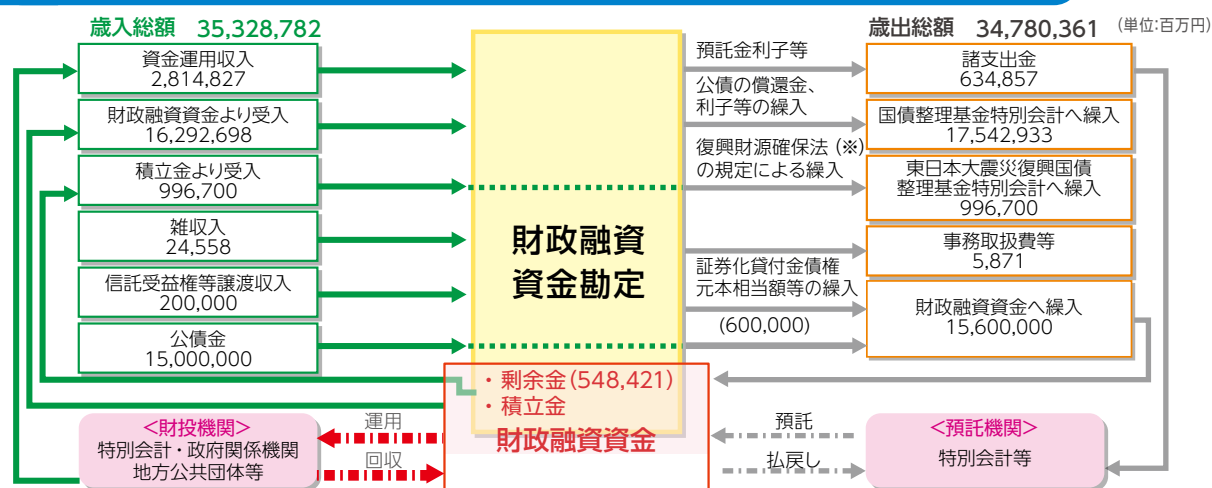
財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用に関する経理を行う財政融資資金勘定、産業投資に関する経理を行う投資勘定及び特定国有財産整備勘定に区分されています。

このうち、財政融資資金勘定は、財政融資資金の資金運用収入、公債金（財投債）を主な歳入とし、財投債などの償還・利払い（国債整理基金特別会計への繰入れ）、財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。投資勘定は、（株）国際協力銀行の国庫納付金や当勘定が保有するNTT株、JT株などの配当金を主な歳入とし、産業投資支出を主な歳出としています。なお、平成24年度においては、地方の財源不足の補てんに充てるため、地方公共団体金融機構からの納付金を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れることとしています。

なお、財政融資資金勘定と投資勘定の毎年の予算書には、企業会計原則に準拠した発生主義に基づいて作成された損益計算書と貸借対照表が添付されています（財政投融资特別会計の財務諸表は資料編P.60～P.65に掲載）。

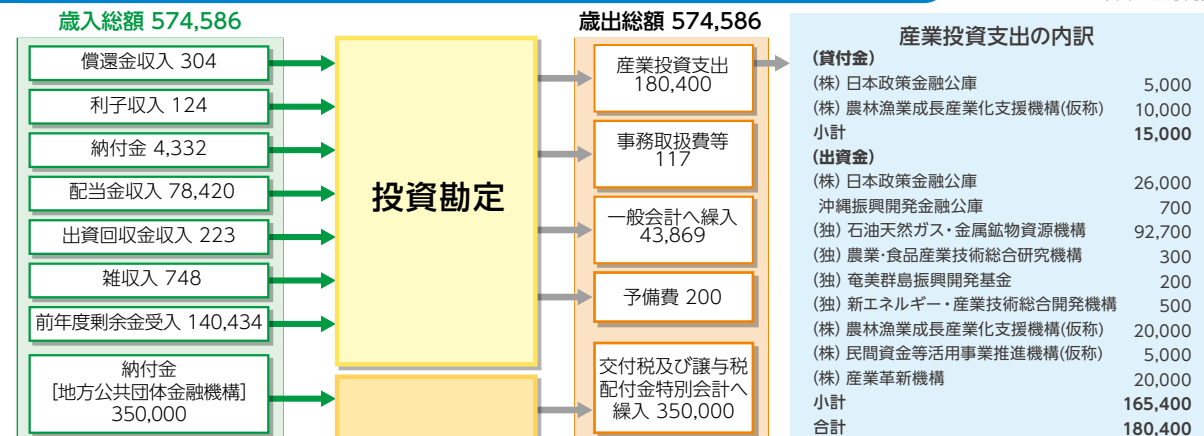
（注）特定国有財産整備勘定については、特定国有財産整備特別会計が平成22年度より一般会計に統合されたことに伴い、平成21年度末までに完了していない事業の経理を行うため、平成22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられたものです。

財政投融资特別会計財政融資資金勘定の資金の流れ(平成24年度予算)



※「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」

財政投融资特別会計投資勘定の資金の流れ(平成24年度予算)



2.平成23年度財政融資資金運用報告について

1. 平成23年度における財政投融资計画の運用状況

区 分	当初計画 A	改定 B	前年度繰越額 C	改定後現額 D (=A+B+C)	年度内運用額 E	翌年度繰越額 F	運用残額 G (=D-E-F)
平成23年度	14兆9,059億円	5兆6,641億円	2兆6,826億円	23兆2,526億円	13兆8,798億円	2兆5,383億円	6兆8,345億円
財政融資	10兆9,101億円	5兆6,291億円	2兆6,774億円	19兆2,166億円	10兆2,879億円	2兆5,376億円	6兆3,911億円
産業投資	2,912億円	350億円	52億円	3,314億円	3,034億円	7億円	274億円
政府保証	3兆7,046億円	—	—	3兆7,046億円	3兆2,886億円	—	4,160億円
(参考) 平成22年度	18兆3,569億円	2,340億円	2兆5,563億円	21兆1,472億円	13兆8,252億円	2兆6,826億円	4兆6,394億円

改定5兆6,641億円は、東日本大震災の被災事業者の経営安定や災害復旧等にかかる資金需要に対応するための第1次補正予算における追加額4兆3,220億円と、東日本大震災からの復興及び急激な円高への対応策にかかる資金需要に対応するための第3次補正予算における追加額1兆3,421億円を合算した額です。

財政投融资計画残高の内訳

区 分	平成22年度末 現在高	平成23年度中 増減額	平成23年度末 現在高
財政投融资計画	189兆1,610億円	△8兆0,312億円	181兆1,298億円
財政融資	152兆2,635億円	△9兆0,120億円	143兆2,515億円
うち財政融資資金	136兆7,713億円	△8兆2,656億円	128兆5,057億円
産業投資	3兆7,898億円	+2,727億円	4兆0,625億円
政府保証	33兆1,077億円	+7,080億円	33兆8,157億円

財政投融资計画の運用済額の推移

(単位：億円)

年度	財政投融资	うち財政融資
平成12年度	366,024	265,704
13	239,711	192,496
14	202,181	151,807
15	200,438	140,112
16	198,723	134,972
17	153,209	94,758
18	135,950	87,254
19	122,591	76,835
20	139,460	100,425
21	167,654	131,165
22	138,252	106,308
23	138,798	102,879

財政投融资計画の運用残額の推移

(単位：億円)

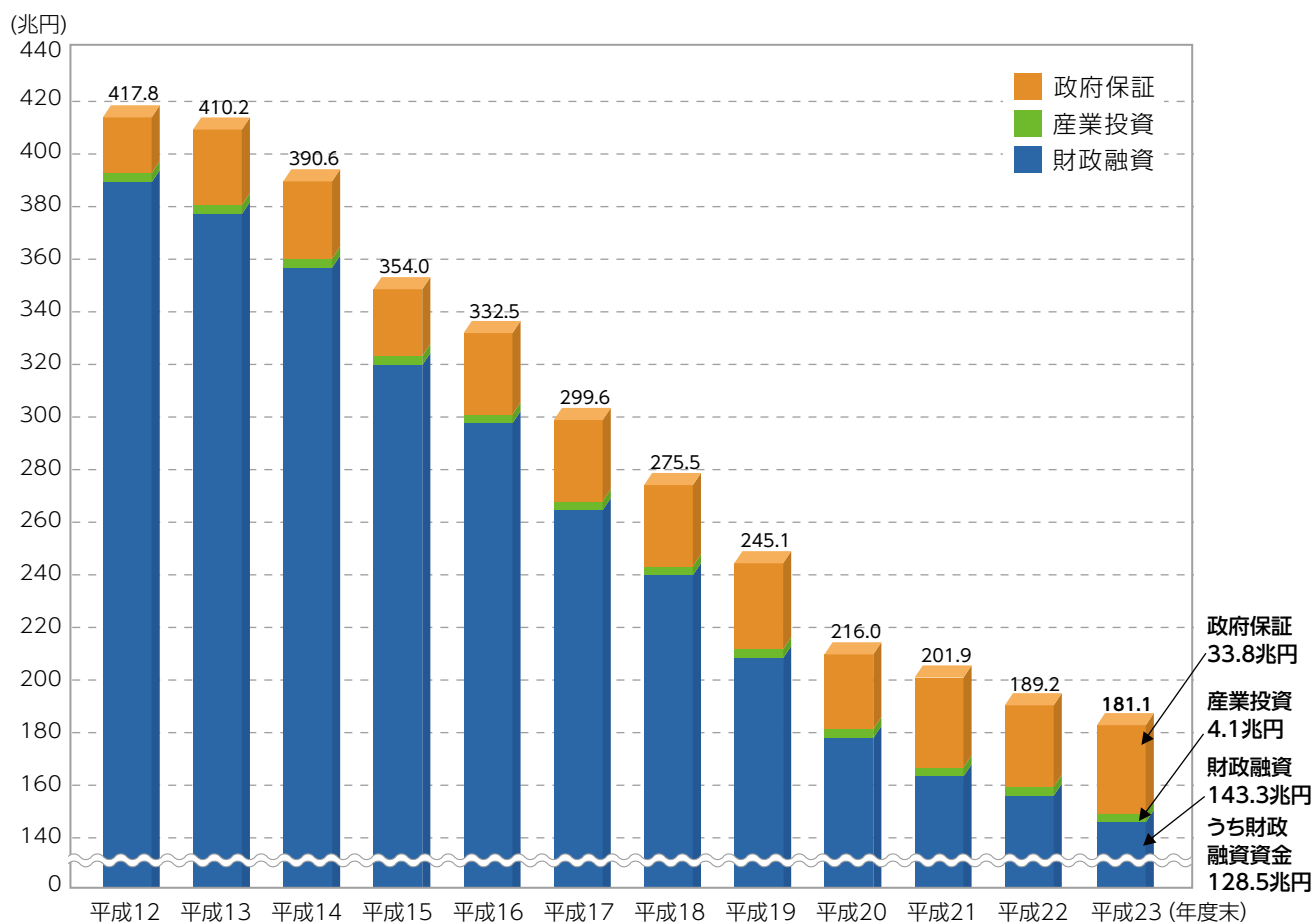
年度	財政投融资	うち財政融資
平成12年度	93,060	88,288
13	87,037	77,350
14	72,572	62,688
15	44,458	36,116
16	21,850	16,262
17	24,688	15,920
18	24,210	17,112
19	21,793	17,297
20	26,920	20,380
21	67,490	49,164
22	46,394	29,513
23	68,345	63,911

平成23年度財政投融資計画の主な機関の運用状況

(単位：億円)

機 関 名	当初計画 (A)	前年度 繰越額 (B)	追加額 (C)	改定後現額 (A + B + C)	運用済額	運用残額	繰越額
株式会社日本政策金融公庫	57,487	—	41,028	98,515	49,028	49,487	—
地方公共団体	37,310	26,270	9,100	72,680	38,050	9,556	25,074
独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構	17,200	—	—	17,200	17,127	73	—
株式会社日本政策投資銀行	6,500	—	2,200	8,700	7,963	737	—
独立行政法人日本学生支援機構	7,688	—	—	7,688	7,573	115	—
地方公共団体金融機構	7,100	—	—	7,100	7,099	1	—
独立行政法人都市再生機構	3,990	305	—	4,295	3,710	467	118
独立行政法人福祉医療機構	2,460	—	1,764	4,224	3,193	1,031	—
独立行政法人国際協力機構	4,380	—	—	4,380	782	3,598	—
沖縄振興開発金融公庫	837	—	—	837	774	63	—
そ の 他	4,107	251	2,549	6,907	3,498	3,218	191
合 計	149,059	26,826	56,641	232,526	138,798	68,345	25,383
うち財政融資	109,101	26,774	56,291	192,166	102,879	63,911	25,376

財政投融資計画残高の推移



2. 平成23年度における財政融資資金の運用状況

(1) 長期運用計画及び実績

区 分	長期運用予定額 A	前年度繰越額 B	弾力追加額 C	長期運用予定現額 D (=A+B+C)	年度内運用額 E	翌年度繰越額 F	運用残額 G (=D-E-F)
長期運用計画	16兆5,392億円	2兆6,774億円	－	19兆2,166億円	10兆2,879億円	2兆5,376億円	6兆3,911億円
国	592億円	29億円	－	621億円	470億円	44億円	107億円
政府関係機関	9兆3,058億円	－	－	9兆3,058億円	4兆3,188億円	－	4兆9,870億円
独立行政法人等	2兆5,332億円	474億円	－	2兆5,806億円	2兆1,171億円	258億円	4,377億円
地方公共団体	4兆6,410億円	2兆6,270億円	－	7兆2,680億円	3兆8,050億円	2兆5,074億円	9,556億円

(注) 長期運用予定額は、補正追加による変更後の計画額です。

(2) 短期運用実績

区 分	平成22年度末 現在高	平成23年度中 増減額	平成23年度末 現在高
短期運用実績	16兆0,621億円	△7,999億円	15兆2,623億円
債券	2兆8,975億円	+3,997億円	3兆2,972億円
貸付金	13兆1,647億円	△1兆1,996億円	11兆9,651億円
うち交付税特会	11兆6,848億円	△1兆2,000億円	10兆4,848億円
うち年金特会	1兆4,792億円	－	1兆4,792億円

(注) 債券は、すべて現先運用により保有している売戻条件付利付国庫債券です。

3. 平成23年度における財政融資資金資産の異動

区 分	平成22年度末 現在高	平成23年度中 増減額	平成23年度末 現在高
債券	6兆1,294億円	+3,947億円	6兆5,242億円
貸付金	161兆7,190億円	△10兆0,498億円	151兆6,692億円
うち地方公共団体	55兆2,057億円	△1兆1,517億円	54兆0,539億円
うち(株)日本政策金融公庫	20兆2,645億円	+1,329億円	20兆3,974億円
うち(独)住宅金融支援機構	21兆3,449億円	△3兆8,979億円	17兆4,470億円
うち(独)都市再生機構	10兆6,767億円	△600億円	10兆6,167億円
うち(株)日本政策投資銀行	4兆7,470億円	△2,616億円	4兆4,854億円
信託受益権	2,216億円	－	2,216億円

(注) 債券6兆5,242億円のうち、現先運用により保有している売戻条件付利付国庫債券は、3兆2,972億円、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、平成20年度に一般会計が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から承継した債務に係る道路債券承継国債及び本州四国連絡橋債券承継国債は、7,228億円、特別法人債券は、2兆4,542億円となっています。

4. 平成23年度における財政投融资特別会計国債（財投債）の状況

区 分	平成22年度末 現在高	平成23年度中 発行額	平成23年度中 償還額	平成23年度末 現在高
財投債	118兆1,918億円	13兆0,944億円	20兆3,763億円	110兆9,122億円
2年債	4兆3,300億円	4兆5,699億円	9,799億円	7兆9,199億円
5年債	13兆0,730億円	3兆4,078億円	5兆3,953億円	11兆0,855億円
10年債	80兆0,724億円	4兆0,370億円	13兆9,116億円	70兆1,978億円
10年債（物価連動）	1兆0,783億円	－	894億円	9,913億円
15年債（変動）	1兆7,258億円	－	－	1兆7,258億円
20年債	15兆2,956億円	9,898億円	－	16兆2,854億円
30年債	2兆6,166億円	899億円	－	2兆7,065億円

（注）10年債（物価連動）の平成23年度末現在高には、物価連動による想定元金の増加分24億円を加えています。

5. 平成23年度における財政融資資金預託金の状況

区 分	平成22年度末 預託残高	平成23年度中 増減額	平成23年度末 預託残高
預託金	49兆4,799億円	△2兆4,385億円	47兆0,414億円

6. 平成23年度財政投融资特別会計財政融資資金勘定損益計算書及び財政投融资特別会計財政融資資金勘定貸借対照表

平成23年度の損益計算書上の利益は9,042億円（22年度1兆0,302億円）であり、この利益は、「特別会計に関する法律」第56条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して整理されることとなります。

また、平成23年度において、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」第2条第1項の規定に基づき一般会計へ1兆0,588億円の繰入れを行い、繰越利益を減額して整理しています。これにより、平成23年度末の金利変動準備金は3,249億円となっています。

平成23年度においては、地方公共団体から「地方財政法」附則第33条の9の規定に基づく繰上償還を受け入れています。同規定により実施された繰上償還額及び補償金免除相当額（将来の得べかりし利益に相当する額）は以下のとおりです。

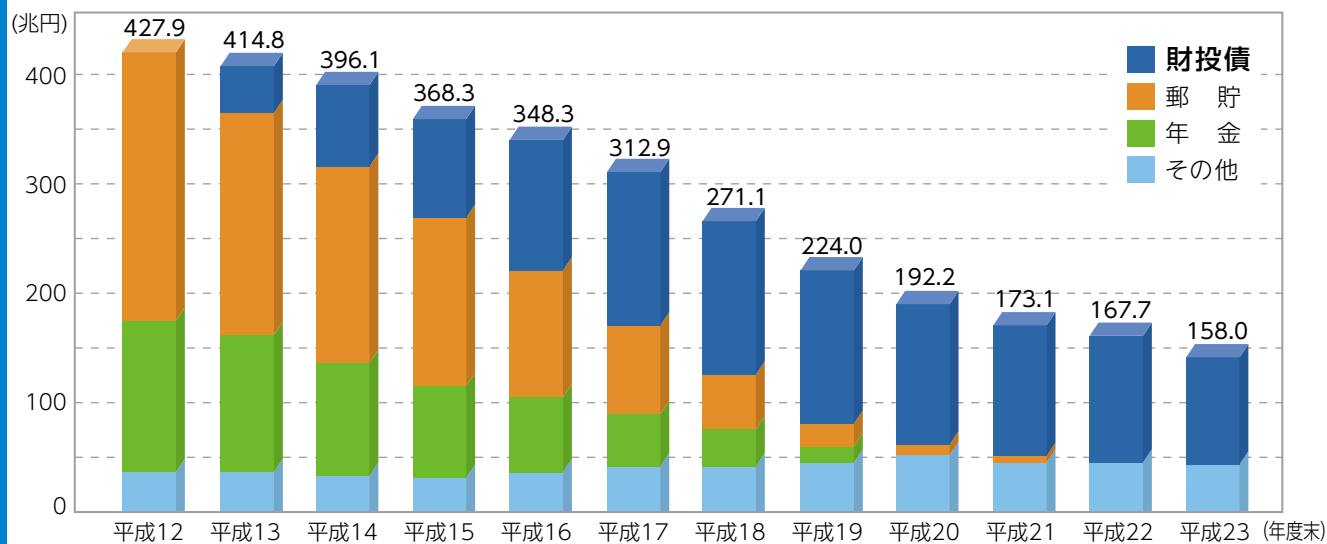
機関名	繰上償還額	補償金免除 相当額
地方公共団体	1,279億円 (3兆5,667億円)	288億円 (8,398億円)

（注）（ ）書きは、平成19年度以降の累計額です。

7. 平成23年度財政投融资使途別分類表

平成23年度財政投融资計画の運用の状況を使途別にみると、13兆8,798億円のうち、主な分野としては、中小企業 2兆7,871億円、生活環境整備 2兆7,264億円、道路 2兆2,632億円となっている。

預託金残高及び財投債発行残高の推移



財政投融资計画残高の内訳

(単位：兆円)

	12年度末 実績	13年度末 実績	14年度末 実績	15年度末 実績	16年度末 実績	17年度末 実績	18年度末 実績	19年度末 実績	20年度末 実績	21年度末 実績	22年度末 実績	23年度末		増減累計 (23-12)
												実績	増減額	
財投債	0.0	43.8	75.6	91.8	121.6	139.4	138.9	139.8	131.1	122.2	118.2	110.9	△ 7.3	110.9
預託	427.9	371.0	320.5	276.4	226.8	173.6	132.2	84.3	61.2	50.8	49.5	47.0	△ 2.4	△ 380.8
計	427.9	414.8	396.1	368.3	348.3	312.9	271.1	224.0	192.2	173.1	167.7	158.0	△ 9.7	△ 269.9

Q&A Question:1

財投機関って何？

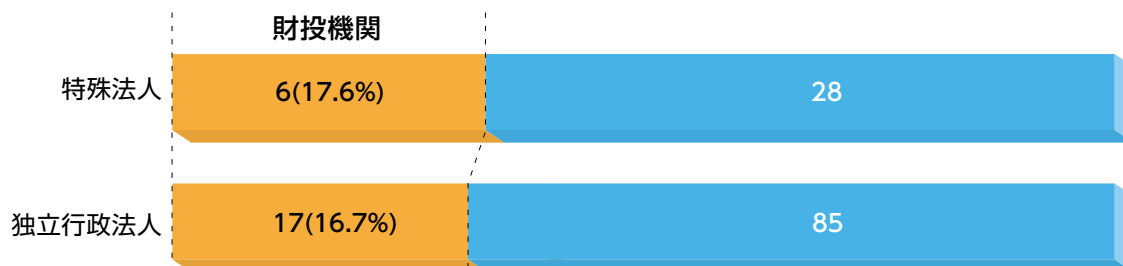
Answer:1

財投機関は、財政投融资を活用している機関です。例えば、(株) 日本政策金融公庫などの政策金融機関、(独) 日本学生支援機構などの独立行政法人が挙げられます。

財政投融资は、財政融資、産業投資、政府保証の3つから成り立っていますが、このうち財政融資については、国（特別会計）、地方公共団体のほか、特殊法人・独立行政法人など（特別の法律により設立された法人で民間からの出資を受けていないもの）が対象となります。産業投資については、「産業の開発及び貿易の振興」の目的に合致し、国からの出資・収益還元に必要な規定を備えている政策金融機関や独立行政法人などが対象となります。政府保証については、基本的に、それぞれの設立法において政府保証を受けることが出来る旨の規定が存在する機関が対象となります。

なお、財政投融资の編成に当たっては、毎年度、真に必要な資金需要には的確に対応しつつ、財政投融资の対象となる事業の重点化・効率化を進めていることから、財投機関の数は年度によって変動することがあります。

全特殊法人及び全独立行政法人に占める平成24年度財政投融资計画の対象法人の割合(平成24年4月1日現在)



Question:2 Q&A

財政融資資金の調達金利や貸付金利はどのように決まっているの？

Answer:2

財政融資資金の資金調達のうち、財投債によるものについては、財投債が国債の一種であることから、国債金利そのもので調達されています。また、国の特別会計の積立金・余裕金などからの預託金については、預託期間に応じて、国債の利回りに即して財務大臣が預託金利を定めることとされています。このように財政融資資金の調達金利は基本的に国債金利と同水準となっています。一方、貸付金利については、貸付期間に応じ、国債の流通利回りを基準として、償還方法（元金均等、元利均等、満期一括）や据置期間といった償還形態の違いを反映した上で財務大臣が定めています。

以上のような金利の設定方法は財政投融资改革において導入されたものです。それまで、預託金利については、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに預託者側の事情にも配慮して政令で定めることとされており、実際、財政投融资改革時には、7年以上の預託に対しては毎月発行される10年物利付国債の表面利率に0.2%を上乗せした水準で設定されていました。他方、貸付金利については、貸付期間にかかわらず、7年以上の預託金利と同一の水準で設定されました。財政投融资改革により、預託金利については、預託者への配慮規定が廃止され、国債利回りに即して設定されることとなり、貸付金利についても、国債の流通利回りを基準として設定されるようになったことで、市場原理との調和が図られることとなったと言えます。

なお、近年、財政投融资特別会計においては利益が発生していますが、上記の貸付金利の設定方法から分かるように、財政融資資金の貸付金利は調達金利と基本的に同じ水準です。財政投融资特別会計において利益が発生しているのは、貸付けの中には、最長30年という非常に長期間の貸付けがあるため、現在でも比較的高い過去の金利の貸付金が残存している一方で、調達側は、財政投融资改革以前は郵便貯金・年金の7年間の預託が中心であり、現在ではそれが比較的金利の低い財投債などに置き換わったことにより、貸付金残高の運用利回りと財投債残高などの調達コストの間に差が生じていることによるものです。

Q&A Question:3

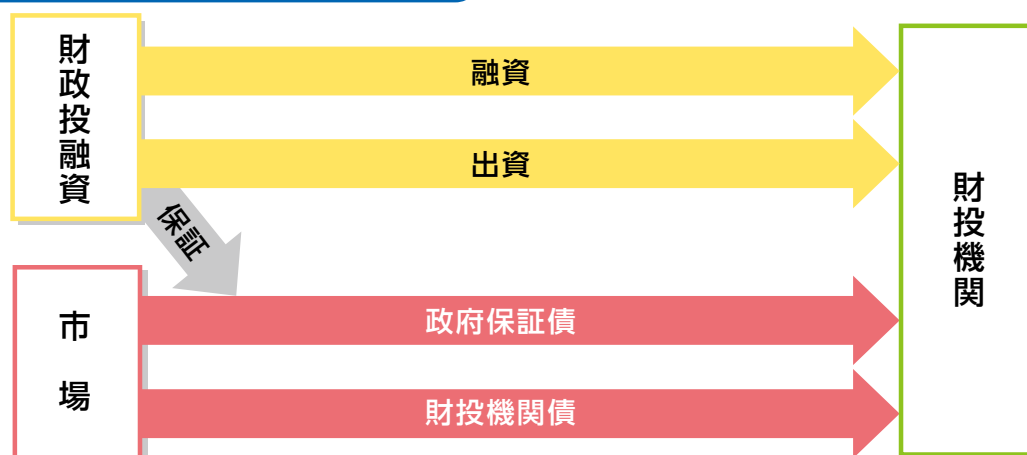
財投機関の資金調達はどうなっているの？

Answer:3

財投機関は政策的役割を担っているため政府から資金を供給されていますが、そのためには、あらかじめ厳しい審査を経なければなりません。例えば、財政投融资を利用するに当たっても、その事業について、民間では対応ができないか、供給する資金が確実に返済されるかなどを政策コスト分析や政策評価の手法を活用しつつ精査した上で、政策的に必要と判断された場合には、国会での審議・議決を経て、財政投融资からの資金の供給が認められます。

企業は、自己資金だけでは事業を行うために必要な資金を賄えない場合、外部から資金を調達します。具体的な資金調達の方法としては、株式の発行や債券の発行、金融機関からの借入れなどが挙げられます。財投機関も自らの事業による収入がありますが、外部からの資金調達の方法としては、政府などからの出資や借入れ、民間金融機関からの借入れ、債券（財投機関債など）の発行があります（利用者の負担を軽減するという観点から、補助金が投入される場合もあります）。

財投機関の資金調達のイメージ



(注) 財投機関には、このほか、民間からの借入れを行っているところもあります。

Question:4

Q&A

財投債は他の国債とどう違うの？

Answer:4

財投債は国が発行する債券であり、国債の一種です。また、商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているので、金融商品として見た場合、通常の国債と全く変わりません。発行限度額について国会の議決を受けている点でも通常の国債と同じであり、また、各年度の国債発行計画の中にも位置付けられています。

ただし、国債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還が財政融資資金の貸付回収金によって賄われ、60年償還ルールが適用されない点で、一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なります。また、財投債は、国際連合が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系（SNA）上も、一般政府の債務には分類されていません。

平成24年度国債発行予定額

(単位：兆円)

区 分	平成23年度(当初)	平成23年度(4次補正後)	平成24年度(当初)
財投債	14.0	16.5	15.0
新規財源債	44.3	44.3	44.2
建設国債	6.1	8.4	5.9
特例国債	38.2	35.9	38.3
復興債	—	11.6	2.7
借換債	111.3	109.2	112.3
合 計	169.6	181.5	174.2

(注) 各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合があります。

Q&A Question:5

郵貯・年金のお金って まだ財政投融资に使われているの？

Answer:5

現在、郵便貯金と年金積立金は、市場において自主運用されており、財政投融资との制度的な関係はありません。

財政投融资改革以前は、郵便貯金と年金積立金は財政融資資金の前身である資金運用部への預託が義務づけられており、財政投融资の主要な資金供給源となっていました。しかし、財政投融资改革において、郵便貯金と年金積立金については市場において自主的に運用することとされ、財政融資資金への預託義務は廃止されました。現在、郵便貯金についてはゆうちょ銀行、年金積立金については年金積立金管理運用独立行政法人により運用がなされています。また、財政投融资改革以前に預託された郵便貯金、年金積立金は約定により順次払い戻されており、年金分については平成20年度末、郵便貯金の通常分は平成19年度末までに払戻しを完了しています。(注)

なお、両者がその資産の多くを国債で運用していることから、現在も実質的に国債（財投債）の購入を通じて、郵便貯金や年金積立金が財政投融资に使われていると言われることがあります。しかし、郵便貯金や年金積立金はそれぞれゆうちょ銀行、年金積立金管理運用独立行政法人が独自の目的、運用方針により自主的な経営判断で市場で運用しており、郵便貯金や年金積立金が自動的に財政投融资に使われる制度になっているわけではありません。

(注) 郵便貯金からの預託金のうち、自主運用分（旧金融自由化対策資金見合分）についても平成22年度末までに全額払い戻されました。

Question:6

Q&A

財政融資資金からの借入金を
繰上償還することはできないの？

Answer:6

固定金利でお金を貸し借りする場合、貸し手・借り手の双方とも、将来の金利水準の変動に対して一定のリスクを負うことになります。借り手は、金利が上昇しても低い金利で借り続けられる一方、金利が低下しても高い金利を払い続けなければなりません。貸し手は、金利が低下しても高い金利を引き続き受け取ることができる一方、金利が上昇しても低い金利のまま我慢しなければなりません。

このような状況において、借り手が貸し手に繰上償還（前倒し返済）を行う場合、貸し手は、本来、繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入を失うことになる一方で、借り手から繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行って利息収入を得ることが可能です。結局、貸し手にとって、失った利息収入と、新たに得られる利息収入の差額が繰上償還に伴って生じる損失となります。

財政融資資金の貸付けは収支相償うよう運営されていることから、このような繰上償還に伴って生じる損失をそのまま受け入れることは出来ません。したがって、繰上償還に応じる場合には、繰上償還に伴って生じる損失に対応する補償金の支払いが前提となります。

補償金を免除した繰上償還については例外的な措置であることから、財政制度等審議会財政投融資分科会において要件として設定した

- ①抜本的な事業見直し
- ②繰上償還対象事業の勘定分離
- ③経営改善計画
- ④最終的な国民負担の軽減

という「4条件」を満たした上で、法律に基づいて行われることが必要となります。

上記の要件に基づき、平成17年度編成において旧住宅金融公庫（現在の（独）住宅金融支援機構）、（独）都市再生機構及び年金資金運用基金（現在の年金積立金管理運用独立行政法人）に対して、補償金を免除した繰上償還を認めました。

また、平成19年度から平成21年度においては、財政状況が厳しい地方公共団体に対して補償金を免除した繰上償還を実施しました。さらに、今般限りの特例措置として当該措置を3年間延長し、平成22年度から平成24年度においても実施することとしました。

Q&A Question:7

財政投融资において貸倒れが発生することはないの？

Answer:7

財政融資資金は「財政融資資金法」により確実な運用を行うこととされ、その貸付けの対象は特別の法律により設立された法人や地方公共団体などに限定されています。実際、これまで財政融資資金からの貸付けにおいて貸倒れが発生したことはなく、約定どおりに償還がなされています。つまり、財政投融资対象事業の財務の健全性は確保されていると言えます。

ただ、中小企業に対する政策金融のように、個々の財投機関が貸倒れなどの各種の事業リスクを抱えていることは事実です。この点については、毎年度の財政投融资編成の際に、財投機関において、信用リスクなどを勘案した金利設定を行っているか、財政投融资対象事業の収益性がきちんと確保されているかなどを精査し、政策コスト分析の手法も活用しながら、財投機関の償還確実性の精査に努めています。

また、財政投融资の財務の健全性の維持のために、財投機関に対するチェック機能の充実を図り、実地監査や地方公共団体の財務状況把握に取り組んでいます。

なお、財政投融资対象事業に一般会計などから国費が支出されている場合もありますが、これは、一定の政策上の目的に基づき国費を投入しているものであり、財投機関の債務返済を助けるという資金繰り上の目的で国費を充てているというものではありません。

関係法令等（抜粋）	48
財政投融资計画	52
財政投融资特別会計財政融資資金勘定および財政融資資金	60
財政投融资特別会計投資勘定	66
政策コスト分析について	67

関係法令等（抜粋）

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）

（目的）

第一条 この法律は、財政融資資金を設置し、政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令の規定により財政融資資金に預託されたもの、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定の積立金及び余裕金並びに当該勘定からの繰入金を統合管理し、その資金をもつて国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

（財政融資資金に充てる財源）

第四条 財政融資資金は、次条若しくは第六条第一項又は他の法律若しくは政令の規定により預託された資金（以下「財政融資資金預託金」という。）、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定の積立金及び余裕金並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第六十四条第一項の規定による繰入金をもつて充てる。

（財政融資資金の運用）

第十条 財政融資資金は、次に掲げるものに運用することができる。

- 一 国債
- 二 国に対する貸付け
- 三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券
- 四 前号に規定する法人に対する貸付け
- 五 地方債
- 六 地方公共団体に対する貸付け
- 七 特別の法律により設立された法人（第三号に規定する法人を除く。）で国、第三号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行し得るものの発行する債券
- 八 前号に規定する法人に対する貸付け
- 九 外国政府、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券（次項において「外国債」という。）
- 十 財政融資資金をもつて引受け、応募又は買入れを行つた債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け
- 2 前項の規定により外国債に運用する財政融資資金の額は、財政融資資金の総額の十分の一を超えてはならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、財政融資資金は、特別会計に関する法律第六十六条第一項各号に掲げる措置をとる必要が

あるときは、同項第一号に規定する信託の受益権又は同項第二号に規定する資産対応証券に運用することができる。

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）

（趣旨）

第一条 この法律は、財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号。以下「資金法」という。）第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。）の長期の運用が国民経済の中で果たす資源配分的機能の重要性にかんがみ、その適正かつ効果的な実施に資するため、国会の議決、財政投融资計画の国会への提出その他必要な措置を定めるものとする。

（国会の議決）

第二条 資金法の規定に基づき毎会計年度新たに運用する財政融資資金のうち、その運用の期間が五年以上にわたるもの（次条の規定により運用することができるものを除く。）は、その運用を予定する金額（以下「長期運用予定額」という。）につき、運用対象区分ごとに、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2 前項の運用対象区分とは、財政融資資金の運用対象を、国債と資金法第十条第一項第九号に掲げる債券とその他のものとに大別し、かつ、その他のものは、次に掲げる区分により区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、第二号及び第三号の法人に係るものにあつては法人別に、それぞれ細分した区分をいう。

- 一 国
- 二 資金法第十条第一項第三号に規定する法人
- 三 資金法第十条第一項第七号に規定する法人
- 四 地方公共団体

（財政投融资計画）

第五条 内閣は、第二条第一項の議決を経ようとするときは、財政投融资計画を国会に提出しなければならない。

2 財政投融资計画は、次に掲げるものの予定額について、対象区分（国、法人（地方公共団体を除く。）及び地方公共団体に区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、法人（地方公共団体を除く。）に係るものにあつては法人別に細分したものをいう。）ごとの内訳及び各対象区分ごとの総額を明らかにするものとする。

- 一 財政融資資金の運用のうち第二条第一項の規定により国会の議決を経るものであつて、同条第二項各号に掲げる運用対象区分に係るもの
- 二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第

五十条の投資（歳出予算の金額のうち財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により使用することができるものを除き、貸付けにあつては、貸付けの期間が五年以上にわたる場合に限る。）

三 法人（第二条第二項第二号から第四号までに掲げる法人その他政令で定める法人に限る。）の債券及び借入金に係る債務について国の行う債務の保証（債務保証の期間が五年以上にわたる場合に限る。）

3 財務大臣は、財政投融资計画を作成するに当たっては、あらかじめ財政制度等審議会の意見を聴かなければならない。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (平成十八年法律第四十七号)

第三節 特別会計改革

（産業投資特別会計の見直し）

第三十七条 産業投資特別会計の産業投資勘定は、同勘定において経理される投資の対象を必要な範囲に限定した上で、平成二十年度までに、財政融資資金特別会計に移管するものとする。

2 前項の移管の後の勘定の在り方については、将来において、民間投資その他の状況を勘案し、その廃止を含めて検討するものとする。

3 （略）

（財政融資資金特別会計に係る見直し）

第三十八条 財政融資資金特別会計においてその運用に関する歳入歳出を経理される財政融資資金については、その規模を将来において適切に縮減されたものとするため、同特別会計の負担において発行される公債の発行額を着実に縮減するとともに、その償還の計画を作成するものとする。

2 財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けについては、第七条第一項の移行の状況を見極めつつ、段階的に縮減するものとする。

第五節 国の資産及び債務に関する改革

（趣旨及び基本指針）

第五十八条 国の資産及び債務に関する改革は、財政融資資金の貸付金の残高の縮減を維持し、歳出の削減を徹底するほか、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。以下同じ。）の売却、剰余金等（決算上の剰余金及び特別会計における積立金をいう。以下同じ。）の見直しその他の措置を講ずることにより、国の資産（外国為替資金特別会計法第一条に規定する外国為替等、年金積立金管理運用独立行政法人に対する寄託金及び国有財産法第三条第二項第二号の公共用財産その他これらに類する資産を除く。次条において同じ。）の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用して国の資産及び債務の管理の在り方を

見直すことにより行われるものとする。

2 政府は、前項の改革の推進に資するため、次に掲げる原則により財政運営に当たるとともに、国民の理解を深めるため、これらの原則に関連する情報を積極的に公表するものとする。

一 将来の国民負担を極力抑制すること。

二 市場金利の変動その他の要因が財政運営に与える影響を極力抑制すること。

三 国の債務の残高を抑制すること。

四 剰余金等が過大とならないようにすること。

（国の資産の圧縮）

第五十九条 政府は、平成二十七年度以降の各年度末における国の資産の額の当該年度の国内総生産の額に占める割合が、平成十七年度末における当該割合の二分の一にできる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意しつつ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 国の資産の保有の必要性を厳格に判断すること。

二 売却が可能と認められる国有財産の売却を促進すること。

三 過大と認められる剰余金等については、国債総額の抑制その他国民負担の軽減に資するため、その活用を図ること。

（国の資産及び債務の管理の在り方の見直し）

第六十条 政府は、国の資産及び債務の管理に関し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 （略）

二 国有財産の性質に応じ、その証券化（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する資産の流動化その他これに類する手法を用いて資産を譲渡し、又は信託する方法をいう。以下この号において同じ。）について、危険の分散を行うための手法の有無及び国民負担の軽減に資するか否かを見極めつつ検討するほか、国の貸付金については、幅広い観点からその証券化の適否を検討すること。

三・四 （略）

2 （略）

特別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号)

（設置）

第二条 次に掲げる特別会計を設置する。

一～三 （略）

四 財政投融资特別会計

五～十八 （略）

2 （略）

（目的）

第五十条 財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって

行う投資（出資及び貸付けをいう。第五十四条第三号及び第五十九条第一項において同じ。）に関する経理を明確にすることを目的とする。

（勘定区分）

第五十二条 財政投融资特別会計は、財政融資資金勘定及び投資勘定に区分する。

（資本並びに利益及び損失の処理）

第五十六条 財政融資資金勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 第五十八条第三項の規定による繰入金に相当する金額は、前項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

（積立金）

第五十八条 財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、当該年度の歳入の収納済額（次項において「収納済額」という。）から当該年度の歳出の支出済額と第七十条の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務の生じた歳出金であって当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものとの合計額（次項において「支出済額等」という。）を控除した金額に相当する金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 財政融資資金勘定の毎会計年度の決算上収納済額が支出済額等に不足する場合には、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金が毎会計年度末において政令で定めるところにより算定した金額を超える場合には、予算で定めるところにより、その超える金額に相当する金額の範囲内で、同項の積立金から財政融資資金勘定の歳入に繰り入れ、当該繰り入れた金額を、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

4 財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八条第二項の規定は、適用しない。

（財政融資資金の運用の財源に充てるための措置）

第六十六条 財務大臣は、財政融資資金において運用の財源に充てるために必要があるときは、財政融資資金の運用資産（以下この条において「運用資産」という。）を財政融資資金勘定に帰属させ、当該運用資産について、当該帰属させた年度内に、次に掲げる措置をとることができる。

一 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関に信託し、当該信託受益権を譲渡すること。

二 資産対応証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を当該年度内に発行する特定目的会社（同条第三項に規定する特定目的会社をいう。）に譲渡すること。

2 前項の規定に基づき運用資産を財政融資資金勘定に帰属させた場合には、当該運用資産の元本に相当する額を、同勘定

から財政融資資金に繰り入れるものとする。

3 財務大臣は、第一項各号に掲げる措置をとった場合には、同項第一号の規定により信託した運用資産又は同項第二号の規定により譲渡した運用資産に係る元利金の回収その他回収に関する業務を受託することができる。

特別会計に関する法律施行令 （平成十九年政令第百二十四号）

（繰越利益の貸借対照表における表示）

第四十四条 法第五十六条第一項の繰越利益は、貸借対照表において、次に掲げるところにより区分して表示する。

- 一 当該年度末における財政投融资特別会計の財政融資資金勘定の資産の合計額の千分の五十に相当する額（次号において「上限額」という。）以下の部分 金利変動準備金
- 二 上限額を超える部分 別途積立金

（積立金からの国債整理基金特別会計への繰入れに関する算定）

第四十五条 法第五十八条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した金額は、同条第一項の積立金の額から法第五十六条第一項の繰越利益の額を控除した額に法第五十四条第二号に掲げる当該年度の予定貸借対照表上の資産の合計額の千分の五十に相当する額を加えた金額に相当する金額とする。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 （平成二十三年十二月二日法律第百十七号）

第三条 政府は、平成二十四年度から平成二十七年度までの間において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「特別会計法」という。）第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計法第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計法第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

（日本たばこ産業株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等）

第四条 特別会計法附則第二百二十五条第四項の規定により財政投融资特別会計の投資勘定に帰属した日本たばこ産業株式会社（以下この項において「会社」という。）の株式のうち、会社が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同

じ。)の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、同勘定から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

- 2 政府は、前項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした株式については、できる限り早期に処分するものとする。

(復興特別税の収入の用途等)

第七十二条 平成二十四年度から平成四十九年度までの間における復興特別税の収入は、復興費用及び償還費用(復興債(当該復興債に係る借換国債を含む。次条、第七十四条第一項及び附則第十七条において同じ。)の償還に要する費用(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。)をいう。以下同じ。)の財源に充てるものとする。

- 2 平成二十四年度から平成二十七年度までの間における第三条の規定による財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金は、償還費用の財源に充てるものとする。

- 3 次に掲げる株式の処分により平成三十四年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てるものとする。

一 第四条第一項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本たばこ産業株式会社の株式

二・三 (略)

- 4 (略)

附 則

(財政投融资特別会計財政融資資金勘定の健全な運営を確保するために必要な措置)

第二条 特別会計法第六条の規定にかかわらず、平成二十四年度から平成三十二年までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳入歳出の決算上、特別会計法第五十八条第一項に規定する収納済額が同項に規定する支出済額等に不足すると見込まれ、かつ、当該不足を同条第二項の規定により補足することができないと見込まれる場合においては、当該補足することができないと見込まれる金額に相当する金額を限度として、特別会計法第五十三条第一項第二号の経費(同号トに規定する公債の償還金を除く。)に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れることができる。

- 2 前項の規定による繰入金は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳入とする。

(復興施策に必要な財源の確保等についての見直し)

第十二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、東日本震災からの復興の状況等を勘案して、復興費用の在り方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置の在り方について見直しを行うものとする。

(租税収入以外の収入による財源の確保)

第十三条 政府は、前条の規定による見直しを行うに際し、第二章及び第三章に規定するもののほか、平成二十三年から平成三十四年度までの間において二兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

二 (略)

- 2 政府は、前項各号の検討の結果、同項各号に規定する株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分するものとする。

財政投融資計画

財政投融資計画・残高の推移

一般財政投融資ベース

(単位：億円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
財政融資										
当初計画	194,612	160,263	122,140	103,615	94,228	93,880	119,918	135,057	109,101	135,242
改定計画	194,612	162,817	122,140	103,615	94,228	120,024	184,421	137,157	165,392	
実 績	156,278	144,682	105,216	85,349	76,572	99,508	135,188	107,594	102,510	
残 高	2,644,061	2,489,841	2,234,805	2,065,894	1,855,454	1,700,618	1,619,062	1,522,635	1,432,515	
産業投資										
当初計画	447	805	1,064	442	321	1,040	1,138	974	2,912	1,804
改定計画	447	805	1,064	442	321	1,545	3,821	1,214	3,262	
実 績	413	720	945	321	81	1,441	3,190	1,002	2,988	
残 高	32,932	32,294	32,905	33,105	33,176	33,715	37,013	37,898	40,625	
政府保証										
当初計画	39,056	43,826	48,314	45,989	47,073	43,769	37,576	47,538	37,046	39,436
改定計画	39,056	43,826	48,314	45,989	47,073	44,269	50,876	47,538	37,046	
実 績	33,205	39,765	40,999	39,994	42,868	37,833	33,181	30,869	32,886	
残 高	301,125	310,002	310,538	316,387	328,722	338,348	343,197	331,077	338,157	
財政投融資合計										
当初計画	234,115	204,894	171,518	150,046	141,622	138,689	158,632	183,569	149,059	176,482
改定計画	234,115	207,448	171,518	150,046	141,622	165,838	239,118	185,909	205,700	
実 績	189,896	185,167	147,160	125,663	119,520	138,782	171,559	139,465	138,383	
残 高	2,978,118	2,832,137	2,578,249	2,415,386	2,217,352	2,072,682	1,999,272	1,891,610	1,811,298	

(注) 財政投融資制度の改革に伴い、平成13年度から廃止された資金運用事業を除いた一般財政投融資ベースで計上しています。

含資金運用事業ベース

(単位：億円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
財政融資										
当初計画	194,612	160,263	122,140	103,615	94,228	93,880	119,918	135,057	109,101	135,242
改定計画	194,612	162,817	122,140	103,615	94,228	120,024	184,421	137,157	165,392	
実 績	156,278	144,682	105,216	85,349	76,572	99,508	135,188	107,594	102,510	
残 高	3,205,871	2,982,741	2,652,405	2,405,494	2,089,554	1,787,618	1,639,062	1,522,635	1,432,515	
産業投資										
当初計画	447	805	1,064	442	321	1,040	1,138	974	2,912	1,804
改定計画	447	805	1,064	442	321	1,545	3,821	1,214	3,262	
実 績	413	720	945	321	81	1,441	3,190	1,002	2,988	
残 高	32,932	32,294	32,905	33,105	33,176	33,715	37,013	37,898	40,625	
政府保証										
当初計画	39,056	43,826	48,314	45,989	47,073	43,769	37,576	47,538	37,046	39,436
改定計画	39,056	43,826	48,314	45,989	47,073	44,269	50,876	47,538	37,046	
実 績	33,205	39,765	40,999	39,994	42,868	37,833	33,181	30,869	32,886	
残 高	301,125	310,002	310,538	316,387	328,722	338,348	343,197	331,077	338,157	
財政投融資合計										
当初計画	234,115	204,894	171,518	150,046	141,622	138,689	158,632	183,569	149,059	176,482
改定計画	234,115	207,448	171,518	150,046	141,622	165,838	239,118	185,909	205,700	
実 績	189,896	185,167	147,160	125,663	119,520	138,782	171,559	139,465	138,383	
残 高	3,539,928	3,325,037	2,995,849	2,754,986	2,451,452	2,159,682	2,019,272	1,891,610	1,811,298	

(注) 財政投融資制度の改革に伴い、平成13年度から廃止された資金運用事業を含めたベースで計上しています。

(参考) 1. 財投実績は資金年度ベースによる計数整理を行ったものです。

2. 実績の数値は平成23年度の決算時の見込値です。

3. 財投残高において、財政融資資金及び簡易生命保険資金の引き受けた債券は引受価格(収入金ベース)で計上し、政府保証債は額面金額(政府保証外債は額面金額を外国貨幣換算率によって換算した金額)で計上しています。

4. 財政投融資制度の改革に伴い、平成13年度から資金運用事業が廃止され、財政投融資計画に政府保証外債を加えたことから、「政府保証」の平成13年度末の残高には、12年度以前の発行分を含めて計上しています。

平成22年度財政投融资計画及び実績

(単位：億円)

区 分	財政融資			産業投資			政府保証			財政投融资合計		
	当初計画	改定計画	実 績	当初計画	改定計画	実 績	当初計画	改定計画	実 績	当初計画	改定計画	実 績
〈特別会計〉												
エネルギー対策特別会計	427	427	417	—	—	—	—	—	—	427	427	417
食料安定供給特別会計	54	54	50	—	—	—	—	—	—	54	54	50
社会資本整備事業特別会計	687	687	639	—	—	—	—	—	—	687	687	639
〈公庫等〉												
株式会社日本政策金融公庫	68,166	68,166	46,492	722	722	677	16,750	16,750	4,510	85,638	85,638	51,678
沖縄振興開発金融公庫	832	832	742	10	10	2	—	—	—	842	842	744
独立行政法人国際協力機構	2,999	2,999	1,922	—	—	—	950	950	—	3,949	3,949	1,922
〈独立行政法人等〉												
独立行政法人住宅金融支援機構	300	300	—	—	—	—	—	—	—	300	300	—
独立行政法人都市再生機構	4,065	4,065	3,945	—	—	—	—	—	—	4,065	4,065	3,945
独立行政法人水資源機構	105	105	105	—	—	—	—	—	—	105	105	105
地方公共団体金融機構	—	—	—	—	—	—	7,500	7,500	7,332	7,500	7,500	7,332
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	532	532	442	—	—	—	—	—	—	532	532	442
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	12	12	4	65	205	150	—	—	—	77	217	154
独立行政法人福祉医療機構	2,083	2,083	2,083	—	—	—	—	—	—	2,083	2,083	2,083
独立行政法人国立病院機構	246	246	—	—	—	—	—	—	—	246	246	—
独立行政法人国立がん研究センター	28	28	18	—	—	—	—	—	—	28	28	18
独立行政法人国立循環器病研究センター	3	3	1	—	—	—	—	—	—	3	3	1
独立行政法人国立国際医療研究センター	7	7	—	—	—	—	—	—	—	7	7	—
独立行政法人医薬基盤研究所	—	—	—	4	4	4	—	—	—	4	4	4
日本私立学校振興・共済事業団	326	326	326	—	—	—	—	—	—	326	326	326
独立行政法人国立大学財務・経営センター	484	484	440	—	—	—	—	—	—	484	484	440
独立行政法人日本学生支援機構	7,240	7,240	7,240	—	—	—	—	—	—	7,240	7,240	7,240
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	—	—	—	17	17	5	—	—	—	17	17	5
独立行政法人森林総合研究所	71	71	71	—	—	—	—	—	—	71	71	71
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	—	—	—	—	18,490	18,490	16,547	18,490	18,490	16,547
独立行政法人奄美群島振興開発基金	—	—	—	2	2	2	—	—	—	2	2	2
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	—	—	—	50	50	50	—	—	—	50	50	50
独立行政法人情報通信研究機構	—	—	—	14	14	13	—	—	—	14	14	13
〈地方公共団体〉												
地方公共団体	43,390	45,490	39,658	—	—	—	—	—	—	43,390	45,490	39,658
〈特殊会社等〉												
関西国際空港株式会社	—	—	—	—	—	—	180	180	180	180	180	180
中部国際空港株式会社	—	—	—	—	—	—	168	168	168	168	168	168
株式会社日本政策投資銀行	3,000	3,000	3,000	—	—	—	3,500	3,500	2,132	6,500	6,500	5,132
株式会社産業革新機構	—	—	—	90	190	100	—	—	—	90	190	100
合 計	135,057	137,157	107,594	974	1,214	1,002	47,538	47,538	30,869	183,569	185,909	139,465

(注) 1. 実績欄は資金年度ベースによる計数整理を行ったものです。
2. 財政融資は全額財政融資資金です。

I 財政投融资の概要

P. 2
P. 17

II

近年の財政投融资に関する取り組み

P. 18
P. 29

III

平成23年度における財政投融资の動き

P. 30
P. 39

IV

Q & A

P. 40
P. 46

V

資料編

P. 47
P. 73

VI

用語集・情報アクセスガイド

P. 74
P. 83

平成23年度財政投融資計画及び実績

(単位：億円)

区 分	財政融資			産業投資			政府保証			財政投融資合計		
	当初計画	改定計画	実 績	当初計画	改定計画	実 績	当初計画	改定計画	実 績	当初計画	改定計画	実 績
〈特別会計〉												
エネルギー対策特別会計	331	531	428	—	—	—	—	—	—	331	531	428
食料安定供給特別会計	56	61	57	—	—	—	—	—	—	56	61	57
〈公庫等〉												
株式会社日本政策金融公庫	46,870	87,848	41,636	2,367	2,417	2,370	8,250	8,250	5,022	57,487	98,515	49,028
沖縄振興開発金融公庫	830	830	770	7	7	4	—	—	—	837	837	774
独立行政法人国際協力機構	4,380	4,380	782	—	—	—	—	—	—	4,380	4,380	782
〈独立行政法人等〉												
独立行政法人住宅金融支援機構	300	2,100	168	—	—	—	—	—	—	300	2,100	168
独立行政法人都市再生機構	3,990	3,990	3,523	—	—	—	—	—	—	3,990	3,990	3,523
独立行政法人水資源機構	103	106	106	—	—	—	—	—	—	103	106	106
地方公共団体金融機構	—	—	—	—	—	—	7,100	7,100	7,099	7,100	7,100	7,099
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	531	531	531	—	—	—	—	—	—	531	531	531
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	8	8	5	121	121	92	—	—	—	129	129	97
独立行政法人福祉医療機構	2,460	4,224	3,193	—	—	—	—	—	—	2,460	4,224	3,193
独立行政法人国立病院機構	272	272	100	—	—	—	—	—	—	272	272	100
独立行政法人国立がん研究センター	32	32	25	—	—	—	—	—	—	32	32	25
独立行政法人国立国際医療研究センター	18	18	7	—	—	—	—	—	—	18	18	7
日本私立学校振興・共済事業団	307	748	145	—	—	—	—	—	—	307	748	145
独立行政法人国立大学財務・経営センター	548	548	519	—	—	—	—	—	—	548	548	519
独立行政法人日本学生支援機構	7,688	7,688	7,573	—	—	—	—	—	—	7,688	7,688	7,573
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	—	—	—	3	3	3	—	—	—	3	3	3
独立行政法人森林総合研究所	67	67	67	—	—	—	—	—	—	67	67	67
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	—	—	—	—	17,200	17,200	17,127	17,200	17,200	17,127
独立行政法人奄美群島振興開発基金	—	—	—	2	2	2	—	—	—	2	2	2
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	—	—	—	12	12	12	—	—	—	12	12	12
〈地方公共団体〉												
地方公共団体	37,310	46,410	37,875	—	—	—	—	—	—	37,310	46,410	37,875
〈特殊会社等〉												
財団法人民間都市開発推進機構	—	—	—	—	—	—	300	300	—	300	300	—
関西国際空港株式会社	—	—	—	—	—	—	490	490	490	490	490	490
中部国際空港株式会社	—	—	—	—	—	—	206	206	188	206	206	188
株式会社日本政策投資銀行	3,000	5,000	5,000	—	200	4	3,500	3,500	2,959	6,500	8,700	7,963
株式会社産業革新機構	—	—	—	400	500	500	—	—	—	400	500	500
合 計	109,101	165,392	102,510	2,912	3,262	2,988	37,046	37,046	32,886	149,059	205,700	138,383

(注) 1. 実績の数値は平成23年度の決算時の見込値です。

2. 財政融資は全額財政融資資金です。

平成24年度財政投融资計画

(単位：億円)

区 分	財政融資	産業投資	政府保証	財政投融资 合 計	(参考) 自己資金等
〈特別会計〉					
エネルギー対策特別会計	900	—	—	900	14,093
食料安定供給特別会計	64	—	—	64	480
〈公庫等〉					
株式会社日本政策金融公庫	59,420	310	1,850	61,580	(3,750) 30,387
沖縄振興開発金融公庫	825	7	—	832	(200) 323
株式会社国際協力銀行	4,000	—	2,115	6,115	(500) 16,865
独立行政法人国際協力機構	4,270	—	—	4,270	(800) 4,530
〈独立行政法人等〉					
独立行政法人住宅金融支援機構	3,000	—	—	3,000	(22,333) 24,306
独立行政法人都市再生機構	4,777	—	—	4,777	(800) 9,393
独立行政法人水資源機構	99	—	—	99	(80) 1,597
地方公共団体金融機構	—	—	8,100	8,100	29,425
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	581	—	—	581	(1,160) 4,472
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5	927	—	932	334
独立行政法人福祉医療機構	3,588	—	—	3,588	(730) 1,899
独立行政法人国立病院機構	291	—	—	291	(50) 396
独立行政法人国立がん研究センター	30	—	—	30	0
独立行政法人国立国際医療研究センター	9	—	—	9	1
日本私立学校振興・共済事業団	545	—	—	545	(50) 393
独立行政法人国立大学財務・経営センター	519	—	—	519	(50) 35
独立行政法人日本学生支援機構	8,383	—	—	8,383	(1,800) 113
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	—	3	—	3	2
独立行政法人森林総合研究所	66	—	—	66	249
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	22,860	22,860	(6,100) 22,542
独立行政法人奄美群島振興開発基金	—	2	—	2	24
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	—	5	—	5	1
〈地方公共団体〉					
地方公共団体	38,870	—	—	38,870	101,431
〈特殊会社等〉					
財団法人民間都市開発推進機構	—	—	300	300	300
株式会社農林漁業成長産業化支援機構(仮称)	—	300	—	300	20
新関西国際空港株式会社	—	—	230	230	(637) 973
中部国際空港株式会社	—	—	481	481	345
株式会社民間資金等活用事業推進機構(仮称)	—	50	—	50	25
株式会社日本政策投資銀行	5,000	—	3,500	8,500	(4,000) 10,000
株式会社産業革新機構	—	200	—	200	2,000
合 計	135,242	1,804	39,436	176,482	(43,040)

(注) 1. 計数は平成24年度当初計画額です。

2. 「(参考) 自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものです。

3. 財政融資は、全額財政融資資金です。

「財政投融资計画」の続きへ ➡

I

財政投融资の概要

P. 2
P. 17

II

近年の財政投融资に関する取り組み

P. 18
P. 29

III

平成23年度における財政投融资の動き

P. 30
P. 39

IV

Q & A

P. 40
P. 46

V

資料編

P. 47
P. 73

VI

用語集・情報アクセスガイド

P. 74
P. 83

平成21・22・23年度末財政投融資計画残高

(単位：億円)

区 分	財政融資			財政融資資金			産業投資			政府保証			合 計		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
〈一般会計及び特別会計〉															
一般会計	33,211	26,413	18,233	33,211	26,413	18,233	—	—	—	—	—	—	33,211	26,413	18,233
財政投融資 特別会計	24	16	8	24	16	8	—	—	—	—	—	—	24	16	8
特定国有財産 整備特別会計															
エネルギー対策特別会計	1,828	2,059	2,294	1,828	2,059	2,294	—	—	—	—	—	—	1,828	2,059	2,294
国立高度専門医療センター 特別会計	1,728	—	—	1,728	—	—	—	—	—	—	—	—	1,728	—	—
食料安定供給特別会計	345	413	461	345	413	461	—	—	—	—	—	—	345	413	461
国有林野事業特別会計	5,599	5,160	4,722	5,599	5,160	4,722	—	—	—	—	—	—	5,599	5,160	4,722
社会資本整備事業特別会計	8,931	8,851	7,968	8,931	8,851	7,968	—	—	—	—	—	—	8,931	8,851	7,968
〈公庫等〉															
株式会社日本政策金融公庫	194,815	202,645	203,974	194,804	202,645	203,974	13,387	14,062	16,430	31,056	27,345	28,294	239,258	244,052	248,698
沖縄振興開発金融公庫	7,723	6,996	6,306	7,708	6,996	6,306	64	66	71	—	—	—	7,787	7,062	6,376
独立行政法人国際協力機構	27,302	24,598	22,200	27,302	24,598	22,200	—	—	—	—	—	—	27,302	24,598	22,200
〈独立行政法人等〉															
独立行政法人 住宅金融支援機構	244,806	213,449	174,470	244,692	213,449	174,470	995	995	889	7,116	1,100	—	252,917	215,544	175,359
独立行政法人都市再生機構	107,458	107,017	106,333	106,823	106,767	106,167	612	612	612	—	—	—	108,070	107,629	106,945
年金積立金管理運用 独立行政法人	1,521	—	—	1,521	—	—	—	—	—	—	—	—	1,521	—	—
独立行政法人 雇用・ 能力開発機構	175	153	131	175	153	131	—	—	—	—	—	—	175	153	131
独立行政法人 勤労者退職金 共済機構															
独立行政法人水資源機構	6,174	5,568	5,163	5,953	5,568	5,163	—	—	—	—	—	—	6,174	5,568	5,163
地方公共団体金融機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	116,739	105,669	95,283	116,739	105,669	95,283
独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構	14,478	12,820	11,220	14,473	12,820	11,220	508	503	503	—	—	—	14,986	13,323	11,723
独立行政法人環境再生 保全機構	462	318	200	462	318	200	—	—	—	—	—	—	462	318	200
独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構	53	49	46	53	49	46	476	662	762	—	—	—	529	711	808
独立行政法人福祉医療機構	28,695	27,723	27,716	28,695	27,723	27,716	—	—	—	—	—	—	28,695	27,723	27,716
独立行政法人国立病院機構	5,249	4,941	4,579	5,249	4,941	4,579	—	—	—	—	—	—	5,249	4,941	4,579
独立行政法人国立がん研究 センター	—	155	176	—	155	176	—	—	—	—	—	—	—	155	176
独立行政法人国立循環器病 研究センター	—	21	18	—	21	18	—	—	—	—	—	—	—	21	18
独立行政法人国立精神・ 神経医療研究センター	—	31	30	—	31	30	—	—	—	—	—	—	—	31	30
独立行政法人国立国際医療 研究センター	—	182	183	—	182	183	—	—	—	—	—	—	—	182	183
独立行政法人国立成育医療 研究センター	—	96	89	—	96	89	—	—	—	—	—	—	—	96	89
独立行政法人国立長寿医療 研究センター	—	9	7	—	9	7	—	—	—	—	—	—	—	9	7
独立行政法人 医薬基盤研究所	—	—	—	—	—	—	373	376	357	—	—	—	373	376	357
日本私立学校振興・ 共済事業団	1,907	2,048	2,021	1,899	2,048	2,021	—	—	—	—	—	—	1,907	2,048	2,021
独立行政法人国立大学財務・ 経営センター	8,633	8,251	7,981	8,633	8,251	7,981	—	—	—	—	—	—	8,633	8,251	7,981

平成21・22・23年度末財政投融资計画残高(つづき)

(単位: 億円)

区 分	財政融資			財政融資資金			産業投資			政府保証			合 計		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
〈独立行政法人等〉															
独立行政法人日本学生支援機構	30,738	35,876	40,610	30,738	35,876	40,610	—	—	—	—	—	—	30,738	35,876	40,610
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	—	—	—	—	—	—	346	349	351	—	—	—	346	349	351
独立行政法人森林総合研究所	2,803	2,591	2,387	2,803	2,591	2,387	—	—	—	—	—	—	2,803	2,591	2,387
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	91,571	66,146	46,599	80,617	66,146	46,599	—	—	—	146,400	160,356	177,551	237,971	226,502	224,150
独立行政法人中小企業基盤整備機構	20	—	—	—	—	—	651	648	648	—	—	—	671	648	648
独立行政法人奄美群島振興開発基金	—	—	—	—	—	—	74	76	78	—	—	—	74	76	78
預金保険機構	—	—	—	—	—	—	100	100	100	—	—	—	100	100	100
独立行政法人科学技術振興機構	—	—	—	—	—	—	734	734	734	—	—	—	734	734	734
独立行政法人情報処理推進機構	—	—	—	—	—	—	43	37	37	—	—	—	43	37	37
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	—	—	—	—	—	—	783	700	742	—	—	—	783	700	742
独立行政法人情報通信研究機構	—	—	—	—	—	—	874	885	716	—	—	—	874	885	716
〈地方公共団体〉															
地方公共団体	735,851	706,715	687,821	565,214	552,043	540,529	—	—	—	175	—	—	736,026	706,715	687,821
〈特殊会社等〉															
東京地下鉄株式会社	1,795	1,638	1,498	1,783	1,638	1,498	—	—	—	—	—	—	1,795	1,638	1,498
財団法人民間都市開発推進機構	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37	28	20	37	28	20
株式会社商工組合中央金庫	100	—	—	100	—	—	1,016	1,016	1,016	—	—	—	1,116	1,016	1,016
東日本高速道路株式会社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
首都高速道路株式会社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	883	883	883	883	883	883
中日本高速道路株式会社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,700	2,500	2,500	3,700	2,500	2,500
西日本高速道路株式会社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,904	2,904	2,904	2,904	2,904	2,904
阪神高速道路株式会社	63	—	—	63	—	—	—	—	—	405	342	342	468	342	342
成田国際空港株式会社	254	—	—	87	—	—	—	—	—	866	866	866	1,120	866	866
関西国際空港株式会社	—	—	—	—	—	—	622	622	622	3,920	3,878	3,761	4,542	4,500	4,383
中部国際空港株式会社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,031	1,679	1,641	2,031	1,679	1,641
株式会社日本政策投資銀行	52,534	47,470	44,854	52,509	47,470	44,854	14,535	14,535	14,539	22,435	20,578	21,514	89,503	82,583	80,907
電源開発株式会社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,930	350	—	1,930	350	—
株式会社ゆうちょ銀行	20,000	—	—	20,000	—	—	—	—	—	—	—	—	20,000	—	—
株式会社産業革新機構	—	—	—	—	—	—	820	920	1,420	—	—	—	820	920	1,420
小 計	1,636,846	1,520,418	1,430,299	1,454,021	1,365,497	1,282,841	37,013	37,898	40,625	343,197	331,077	338,157	2,017,055	1,889,394	1,809,081
信託受益権等	2,216	2,216	2,216	2,216	2,216	2,216	—	—	—	—	—	—	2,216	2,216	2,216
合 計	1,639,062	1,522,635	1,432,515	1,456,237	1,367,713	1,285,057	37,013	37,898	40,625	343,197	331,077	338,157	2,019,272	1,891,610	1,811,298

- (注) 1. 財政融資資金及び簡易生命保険資金の引き受けた債券は引受価格(収入金ベース)で計上し、政府保証債は額面金額で計上しています。
2. 「財政融資」は、財政融資資金、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産(平成19年9月末までの日本郵政公社の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金を含む。)の残高を計上しています。
3. 「産業投資」は、財政投融资特別会計投資勘定の出資金及び貸付金の残高を計上しています。
4. 財政投融资改革に伴い、平成13年度から財政投融资計画に政府保証外債を加えたことから、「政府保証」の残高には、12年度以前の発行分を含めて計上しています。
5. 「一般会計」の平成21年度は、旧日本国有鉄道、旧日本国有鉄道清算事業団、旧国営土地改良事業特別会計及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの承継分を計上し、平成22年度は、旧日本国有鉄道、旧日本国有鉄道清算事業団、旧国営土地改良事業特別会計、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び旧国立高度専門医療センター特別会計からの承継分を計上し、平成23年度は、旧国営土地改良事業特別会計、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び旧国立高度専門医療センター特別会計からの承継分を計上しています。

「財政投融资計画」の続きへ ➡

I 財政投融资の概要

P. 2
P. 17

II 近年の財政投融资に

関する取り組み

P. 18
P. 29

III 平成23年度における

財政投融资の動き

P. 30
P. 39

IV Q & A

P. 40
P. 46

V 資料編

P. 47
P. 73

VI 用語集・

情報アクセスガイド

P. 74
P. 83

財政投融資原資の状況

(単位：億円)

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度
	当初計画	実 績	当初計画	実 績	当初計画	実 績	当初計画	実 績	当初計画
財政融資	93,880	99,508	119,918	135,188	135,057	107,594	109,101	102,510	135,242
財政融資資金	93,880	99,508	119,918	135,188	135,057	107,594	109,101	102,510	135,242
郵便貯金資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
簡易生命保険資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業投資	1,040	1,441	1,138	3,190	974	1,002	2,912	2,988	1,804
財政投融資特別会計 投資勘定	1,040	1,441	1,138	3,190	974	1,002	2,912	2,988	1,804
政府保証	43,769	37,833	37,576	33,181	47,538	30,869	37,046	32,886	39,436
政府保証国内債	37,269	35,338	32,576	31,742	41,738	26,190	29,146	27,495	35,821
政府保証外債	6,500	2,496	5,000	1,439	5,800	4,679	7,900	5,391	3,615
合 計	138,689	138,782	158,632	171,559	183,569	139,465	149,059	138,383	176,482

(注) 1. 平成23年度の実績の数値は23年度決算時の見込値です。

財投債の発行状況

財投債の残存期間別残高

(単位：億円)

残存期間区分	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超 6年以下	6年超 7年以下	7年超 8年以下	8年超 9年以下	9年超 10年以下	10年超	合 計
平成21年度末	124,278	198,767	120,089	107,460	157,025	110,440	120,133	31,768	26,289	47,843	178,160	1,222,253
平成22年度末	198,767	153,590	107,457	157,021	133,821	120,120	31,762	26,289	52,552	25,242	175,296	1,181,918
平成23年度末	153,590	153,157	152,030	133,826	154,207	31,766	26,289	52,552	34,563	50,767	166,375	1,109,122

(注) 1. 計数は、額面ベースです。ただし、物価連動債については、各年度末時点における想定元金額をそれぞれ計上しています。

財投債の消化方式別内訳

(単位：億円)

区 分	市中消化	合 計
平成21年度(実績)	94,028	94,028
平成22年度(実績)	83,975	83,975
平成23年度(実績)	130,944	130,944
平成24年度(予定)	150,000	150,000
(平成24年度発行財投債の種類別発行予定額)		
30年債	1,200	1,200
20年債	7,800	7,800
10年債	45,000	45,000
5年債	52,500	52,500
2年債	43,500	43,500

(注) 1. 計数は、平成21～23年度については額面ベース、平成24年度については収入金ベースです。

財投債の年限別発行、償還及び残高

(単位：億円)

年 限	平成22年度末残高	平成23年度中発行額	平成23年度中償還額	平成23年度末残高
30年債	26,166	899	—	27,065
20年債	152,956	9,898	—	162,854
15年変動利付債	17,258	—	—	17,258
10年債	800,724	40,370	139,116	701,978
10年債(物価連動)	10,783	— [24]	894	9,913
5年債	130,730	34,078	53,953	110,855
2年債	43,300	45,699	9,799	79,199
合 計	1,181,918	130,944 [24]	203,763	1,109,122

(注) 1. 計数は、額面ベースです。

(注) 2. 10年債(物価連動)及び合計の平成23年度中発行額欄の[]書は、買入消却を行う際に買入消却額面に買入日時点の連動係数を乗じた結果生じた想定元金の増減分と、平成23年度末の未償還元金に平成24年3月31日時点の連動係数を乗じた結果生じた想定元金の増減分を加えたものを外書きしたものです。

財投機関債の発行状況

財投機関債の平成22・23年度発行予定及び実績並びに平成24年度発行予定

(単位：億円)

機 関 名	金 額				
	平成22年度		平成23年度		平成24年度
	予 定	実 績	予 定	実 績	予 定
株式会社日本政策金融公庫	5,000	3,250	4,950	2,950	3,750
【国民一般向け業務】	2,150	1,700	2,150	1,600	2,150
【中小企業者向け業務】	1,600	800	1,350	600	1,350
【農林水産業者向け業務】	250	250	250	250	250
【国際協力銀行業務】	1,000	500	1,200	500	24年4月1日(株)国際協力銀行に承継
沖縄振興開発金融公庫	220	200	200	100	200
株式会社国際協力銀行	24年4月1日設立				500
独立行政法人国際協力機構	800	600	800	600	800
独立行政法人住宅金融支援機構	34,550	21,763	28,237	27,728	22,333
うち 普通社債	7,510	4,022	4,592	4,020	5,233
資産担保証券	27,040	17,741	23,645	23,708	17,100
独立行政法人都市再生機構	1,000 (100)	600	900	350	800
独立行政法人水資源機構	105 (20)	105	85 (20)	105	80
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,000 (30)	1,050	1,370	1,370	1,160
独立行政法人福祉医療機構	920	790	1,150	1,000	730
独立行政法人国立病院機構	50	—	50	—	50
日本私立学校振興・共済事業団	80	80	50	50	50
独立行政法人国立大学財務・経営センター	50	50	50	50	50
独立行政法人日本学生支援機構	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	6,700	5,900	4,600	5,200	6,100
新関西国際空港株式会社 (関西国際空港株式会社)	683 (27)	689	— (21)	3	637 (18)
中部国際空港株式会社	29	—	78 (29)	100	—
株式会社日本政策投資銀行	3,000	800	3,500	2,531	4,000
合 計 【機関数】	55,787 (177) [16]	37,477 [14]	47,720 (70) [15]	43,837 [15]	43,040 (18) [16]
うち 普通社債	28,747	19,736	24,075	20,129	25,940
資産担保証券	27,040	17,741	23,645	23,708	17,100

- (注) 1. 機関名欄の()書は、組織変更前の機関名です。
2. 金額は額面ベース (改定後) であり、金額欄の()書は、前年度繰越分で外書です。
3. 株式会社国際協力銀行は24年4月1日をもって設立され、株式会社日本政策金融公庫の(国際協力銀行業務)の業務を承継しました。

財政投融資特別会計における金利スワップ取引実施状況

財政投融資特別会計における金利スワップ取引実施状況 (平成23年10月～平成24年3月)

(想定元本ベース：億円)

年限別	受払別	受け		払い	
		取引回数	想定元本	取引回数	想定元本
3年以下	—	—	—	—	—
3年超7年以下	—	—	—	2	600
7年超10年以下	—	—	—	—	—
10年超	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	2	600

財政投融資特別会計における金利スワップ取引の残高 (平成24年3月末現在)

(想定元本ベース：億円)

受払別	受け		払い	
満期までの残存期間				
3年以下	—	—	—	—
3年超7年以下	—	—	600	—
7年超10年以下	—	—	—	—
10年超	—	—	—	—
合 計	—	—	600	—

財政投融资特別会計財政融資資金勘定および財政融資資金

財政投融资特別会計財政融資資金勘定は、財政融資資金の運用に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理を明確にするために設けられているものです。ここにいう歳入とは、財政融資資金の運用利殖金、借入金および公債の発行収入金、財政融資資金からの受入金並びに附属雑収入等であり、歳出とは、財政融資資金預託金の利子、財政融資資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、一時借入金および融通証券の利子、借入金および公債の償還金および利子、財政融資資金への繰入金、公債および融通証券の発行および償還に関する諸費等です。

同勘定における平成23年度の損益状況、資産・負債状況は以下のとおりです。

(1) 損益状況

平成23年度の収益は2兆9,809億円で、費用は2兆767億円、年度利益は9,042億円です。

収益のうち、有価証券および貸付金利子からなる資金運用収入は2兆9,745億円です。

一方、費用のうち、預託金利子、有価証券売却損および運用手数料等からなる諸支出金は4,846億円です。

このほか公債金利子および公債等発行諸費は1兆5,721億円、事務取扱費は52億円です。

(2) 資産、負債状況

平成23年度末の資産総額は159兆6,093億円で、負債総額は158兆3,802億円です。

資産総額のうち、貸付金期末残高は151兆6,692億円（資産総額に占める割合は95.0%）となります。また、保有有価証券期末残高は6兆7,458億円（資産総額に占める割合は4.2%）となります。

一方、負債総額のうち、預託金期末残高は47兆414億円（負債総額に占める割合は29.7%）となり、公債残高は110兆9,122億円（負債総額に占める割合は70.0%）となります。

<下記財務諸表参照上注意を要する点>

- ① 下記貸借対照表上の運用資産については、取得原価により表示を行っています。
- ② 下記貸借対照表および損益計算書については、企業会計原則に準拠した発生主義による表示を行っています。
- ③ 下記貸借対照表および損益計算書等については、平成19年度は財政融資資金特別会計の計数であり、平成20年度以降は財政投融资特別会計財政融資資金勘定の計数となります。

財政投融资特別会計財政融資資金勘定

財務諸表

貸借対照表

(単位：億円)

借 方	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
現金預金	19,699	10,231	7,441	9,851	7,980
有価証券	331,787	182,603	51,477	63,511	67,458
国債(注1)	271,962	148,930	23,219	36,203	40,200
政府関係機関債券	2,504	3,706	—	—	—
特別法人債券(注2)	54,621	26,331	24,642	24,542	24,542
金融債	300	—	—	—	—
外国債	1,400	1,400	1,400	550	500
信託受益権等	1,000	2,237	2,216	2,216	2,216
貸付金	2,087,963	1,838,552	1,722,467	1,617,190	1,516,692
一般会計および特別会計貸付金	347,785	354,092	344,726	319,134	292,068
政府関係機関貸付金	249,042	190,043	229,814	234,239	232,479
地方公共団体貸付金	629,377	590,069	565,221	552,057	540,539
特別法人貸付金(注2)	861,759	704,348	582,706	511,760	451,605
未収収益(注3)	7,338	5,729	4,709	4,065	3,269
公債発行差金(注4)	813	765	744	719	671
購入証券経過利子(注5)	88	84	11	23	24
合 計	2,447,689	2,037,965	1,786,849	1,695,358	1,596,093

貸 方	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
預託金	842,644	611,825	508,408	494,799	470,414
特別会計預託金	548,450	437,137	411,074	427,048	389,993
資金預託金	30,912	27,758	9,504	6,783	5,865
共済組合預託金	52,059	48,254	44,503	43,071	42,030
その他預託金	211,223	98,676	43,328	17,897	32,526
公債(注6)	1,397,543	1,310,501	1,222,253	1,181,918	1,109,122
補償金返還金(注7)	5	5	5	5	5
未払費用(注8)	3,967	4,023	3,748	3,669	3,293
前受金(注9)	26	15	15	13	8
長期前受収益(注10)	1,798	1,527	1,344	1,117	961
繰越利益					
金利変動準備金	178,691	88,526	36,719	3,535	3,249
本年度利益	23,015	21,543	14,358	10,302	9,042
合 計	2,447,689	2,037,965	1,786,849	1,695,358	1,596,093

- (注) 1. 国債には国庫短期証券、中期国債、長期国債、超長期国債、日本国有鉄道清算事業団債券承継国債、石油債券承継国債、本州四国連絡橋債券承継国債および道路債券承継国債を含み、また、売戻条件付利付国庫債券を含みます。
2. 特別法人=特別の法律により、国、政府関係機関および地方公共団体のみの出資により設立された法人です。
3. 未収収益=有価証券利子および貸付金利子で、当該年度の最終利払日から年度末までの未収となっている期間利子等です。
4. 公債発行差金=アンダーパーで発行した財投債の額面金額と収入金額の差額のうちの未償却残高です。
5. 購入証券経過利子=利払日以降に購入された利付債につき、債券発行機関に代わって、利払日から取引日までの経過日数に応じた利子相当額を立替払整理した額です。
6. 公債=財投債の未償還額面残高です(物価連動債については当該年度末における想定元本です)。
7. 補償金返還金=旧預金部資金の資産再評価後、評価損失として確定され一般会計で補填されたもののうち、その後同資金が回収されたため、一般会計に繰り入れ等を行った残額です。
8. 未払費用=預託金利子および公債金利子で、当該年度の最終利払日から年度末までの未払となっている期間利子等です。
9. 前受金=年度末における公債発行に伴い発生する経過利子受入の前受に相当する金額です。
10. 長期前受収益=オーバーパーで発行した財投債の額面金額と収入金額の差額のうちの未取崩残高です。

損益計算書

(単位：億円)

利 益	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資金運用収入	70,627	59,374	48,514	37,944	33,216	29,745
有価証券利子	11,209	7,125	3,552	1,617	1,513	864
貸付金利子	59,043	51,473	42,787	36,321	31,703	28,882
有価証券売却益	227	31	2,056	—	—	—
有価証券償還益	148	745	119	6	—	—
公債償還益 (注1)	—	—	112	34	—	1
雑収入	348	410	194	356	57	62
合 計	70,975	59,784	48,820	38,334	33,273	29,809

損 失	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
諸支出金	30,905	19,604	9,806	7,022	6,048	4,846
運用手数料 (注2)	0	1	1	0	0	0
有価証券売却損	1,216	275	486	750	900	324
有価証券償還損	4,235	2,573	400	—	—	—
預託金利子	25,453	16,755	8,918	6,272	5,148	4,522
支払利子	—	—	—	—	—	0
事務取扱費	60	58	62	50	48	52
公債金利子 (注3)	14,163	16,944	17,247	16,781	16,757	15,709
財政融資資金証券利子	—	—	—	—	—	0
公債等発行諸費 (注4)	50	50	49	14	13	13
公債発行差金償却 (注5)	102	114	114	109	105	106
公債償還損 (注1)	—	—	—	1	—	41
本年度利益	25,695	23,015	21,543	14,358	10,302	9,042
合 計	70,975	59,784	48,820	38,334	33,273	29,809

- (注) 1. 公債償還益・公債償還損＝財投債の買入消却を実施することに伴う消却時の価格と収入金額との差額等です。
 2. 運用手数料＝財政融資資金の運用預託事務を委託している日本銀行に対して支払う手数料等です。
 3. 公債金利子＝財投債利子の当期発生額からオーバーパーで発行した財投債の額面金額と収入金額の差額（長期前受収益）の当期取崩額を差引き、物価連動債の当期年度末想定元金への見直しによる増減を加減した額です。
 4. 公債等発行諸費＝公債および融通証券発行に際して必要となる引受手数料、利払手数料、償還手数料等です。
 5. 公債発行差金償却＝アンダーパーで発行した財投債の額面金額と収入金額との差額（公債発行差金）の当期償却額です。

利益計算

利 益	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①資金運用収支 (注1)	24,899	20,173	14,885	11,311	9,514
うち受取利子	58,598	46,339	37,938	33,216	29,745
うち支払利子	△ 33,699	△26,166	△23,053	△21,905	△20,231
②手数料収支 (注2)	△ 1	△1	△0	△0	△0
③有価証券売却償還損益 (注3)	△2,072	1,289	△744	△900	△324
上記収支合計 (①～③)	22,826	21,462	14,141	10,411	9,190
④事務取扱費	△58	△62	△50	△48	△52
⑤その他 (注4)	246	143	266	△61	△96
合 計	23,015	21,543	14,358	10,302	9,042

- (注) 1. 資金運用収支＝受取利子－支払利子
 2. 手数料収支＝受取手数料－運用手数料
 3. 有価証券売却償還損益＝有価証券売却償還益－有価証券売却償還損
 4. その他＝公債償還益＋雑収入－公債等発行諸費－公債発行差金償却－公債償還損

資金の運用・調達における平均残高

利 益	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資金運用	2,686,385	2,235,740	1,918,840	1,778,540	1,632,605
うち貸付金	2,223,198	1,959,683	1,781,848	1,666,034	1,561,166
うち有価証券 (注)	436,118	256,440	123,031	110,587	66,340
資金調達	2,503,430	2,080,741	1,818,387	1,727,201	1,617,469
うち預託金	1,084,453	716,558	545,285	497,421	464,505
うち公債金	1,418,977	1,364,183	1,273,102	1,229,780	1,152,513

(注) 有価証券には購入証券経過利子を含みます。

資金の運用・調達に関する利回り・コスト

(単位：％)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①利回り(注1)	2.23	2.18	2.00	1.87	1.83
うち貸付金(注2)	2.32	2.18	2.04	1.90	1.85
うち有価証券(注3)	1.63	1.39	1.32	1.37	1.30
②コスト(注4)	1.47	1.31	1.32	1.33	1.28
うち支払利子率(注5)	1.46	1.30	1.31	1.32	1.27
うち預託金コスト(注6)	1.55	1.24	1.15	1.03	0.97
うち財投債コスト(注7)	1.19	1.26	1.32	1.36	1.36
うち経費率(注8)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
①－②	0.76	0.87	0.68	0.54	0.55

(注) 1.利回り=年間収入／運用資金平均残高×100

2.貸付金利回り=貸付金利子／貸付金平均残高×100

3.有価証券利回り=有価証券利子／有価証券平均残高×100

4.コスト=年間支出／調達資金平均残高×100

5.支払利子率=諸支出金、公債金等利子の合計／調達資金平均残高×100

6.預託金コスト=預託金利子／預託金平均残高×100

7.財投債コスト=財投債利子／財投債平均残高×100

8.経費率=事務取扱費／調達資金平均残高×100

財政融資資金

預 託

預託者別期末残高

(単位：億円 [構成比：％])

区 分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
外国為替資金特別会計	184,557 [21.9]	205,825 [33.6]	215,886 [42.5]	207,263 [41.9]	164,762 [35.0]
労働保険特別会計	125,781 [14.9]	134,435 [22.0]	124,966 [24.6]	124,752 [25.2]	130,344 [27.7]
年金特別会計	210,673 [25.0]	68,944 [11.3]	42,738 [8.4]	67,135 [13.6]	70,463 [15.0]
共済組合	52,059 [6.2]	48,254 [7.9]	44,503 [8.8]	43,071 [8.7]	42,030 [8.9]
株式会社日本政策金融公庫	3,999 [0.5]	11,478 [1.9]	23,134 [4.6]	17,715 [3.6]	32,369 [6.9]
地震再保険特別会計	11,187 [1.3]	11,843 [1.9]	12,507 [2.5]	13,167 [2.7]	8,213 [1.7]
貿易再保険特別会計	7,300 [0.9]	7,299 [1.2]	7,458 [1.5]	7,436 [1.5]	7,759 [1.6]
雇用安定資金	10,004 [1.2]	10,679 [1.7]	8,001 [1.6]	5,048 [1.0]	3,895 [0.8]
自動車安全特別会計	3,622 [0.4]	3,397 [0.6]	3,238 [0.6]	3,098 [0.6]	2,985 [0.6]
財政投融資特別会計(投資勘定)	1,076 [0.1]	748 [0.1]	686 [0.1]	791 [0.2]	2,039 [0.4]
その他	232,386 [27.6]	108,924 [17.8]	25,292 [5.0]	5,324 [1.1]	5,556 [1.2]
合 計	842,644 [100.0]	611,825 [100.0]	508,408 [100.0]	494,799 [100.0]	470,414 [100.0]

(注) 1. 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計は、平成19年4月1日に廃止され、両特別会計の預託金は年金特別会計に承継されました。

2. 中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫は、平成20年10月1日に解散し、両公庫の預託金は株式会社日本政策金融公庫に承継されました。

3. 自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計は、平成20年3月31日に廃止され、両特別会計の預託金は自動車安全特別会計に承継されました。

4. 船員保険特別会計は、平成21年12月31日に廃止され、同特別会計の預託金100,474,644,000円は労働保険特別会計に承継されました。

5. 産業投資特別会計産業投資勘定は、平成20年4月1日に廃止され、同勘定の預託金は財政投融資特別会計投資勘定に承継されました。

預託金の残存期間別残高

(単位：億円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
1年未満	409,559	236,100	152,870	184,259	209,848
1年以上2年未満	99,410	55,867	72,307	49,717	45,936
2年以上3年未満	46,818	61,642	46,384	45,406	46,753
3年以上4年未満	61,642	36,655	46,608	46,729	40,138
4年以上5年未満	34,655	48,952	38,695	41,577	21,248
5年以上6年未満	41,655	35,911	30,645	23,090	22,173
6年以上7年未満	27,707	29,945	23,090	22,449	12,507
7年以上	121,197	106,753	97,810	81,571	71,812
合 計	842,644	611,825	508,408	494,799	470,414

運 用

貸付金の相手先別期末残高

(単位:億円 [構成比:%])

区 分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
一般会計および特別会計	347,785 [16.7]	354,092 [19.3]	344,726 [20.0]	319,134 [19.7]	292,068 [19.3]
政府関係機関	249,042 [11.9]	190,043 [10.3]	229,814 [13.3]	234,239 [14.5]	232,479 [15.3]
地方公共団体	629,377 [30.1]	590,069 [32.1]	565,221 [32.8]	552,057 [34.1]	540,539 [35.6]
特別法人	861,759 [41.3]	704,348 [38.3]	582,706 [33.8]	511,760 [31.6]	451,605 [29.8]
合 計	2,087,963 [100.0]	1,838,552 [100.0]	1,722,467 [100.0]	1,617,190 [100.0]	1,516,692 [100.0]

貸付金の残存期間別残高

(単位: 億円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
1年以下	308,732	235,833	196,018	172,165	153,694
1年超2年以下	115,619	66,790	56,739	44,309	26,858
2年超3年以下	84,010	75,032	57,431	38,638	44,908
3年超4年以下	92,224	69,749	50,887	65,758	68,488
4年超5年以下	81,568	62,288	80,835	91,510	90,777
5年超6年以下	44,479	58,416	69,961	81,110	46,933
6年超7年以下	68,300	66,051	89,949	53,781	50,490
7年超8年以下	70,612	87,656	56,091	54,904	71,069
8年超9年以下	94,483	66,726	60,043	80,734	64,930
9年超10年以下	78,330	59,469	86,550	66,536	68,236
10年超11年以下	51,852	84,054	66,508	62,659	81,574
11年超12年以下	97,678	71,532	67,614	87,866	85,025
12年超13年以下	79,697	73,918	92,605	89,444	49,516
13年超14年以下	78,788	98,609	94,497	51,815	46,631
14年超15年以下	103,267	96,515	51,810	45,530	48,736
15年超	638,322	565,913	544,927	530,432	518,828
合 計	2,087,963	1,838,552	1,722,467	1,617,190	1,516,692

預貸率

(単位: %)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期中平均	88.81	94.18	97.99	96.46	96.52
期末	93.12	95.54	99.40	96.33	95.95

(注) 預貸率=貸付金(平均)残高/調達資金(平均)残高×100

リスク管理

リスク管理体制の整備・高度化については、財政融資資金の管理及び運用に関する重点課題と位置付け、金融環境・制度の変化に適切に対応できるリスク管理体制の構築に努めています。専担部署において、財政融資資金全体の市場リスクの一元的把握を行い、財政融資資金の管理及び運用に関する資産・負債について総合的な企画・調査・研究を行っています。

延滞債権等

破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権に該当する債権は保有していません。また、金融再生法上の破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権に該当する債権は保有していません。

保有有価証券の残存期間別残高

(単位：億円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
1年以下	257,289	147,096	16,941	29,025	33,072
1年超2年以下	6,229	950	50	100	21,733
2年超3年以下	950	50	100	21,733	10,037
3年超4年以下	50	100	21,733	10,037	—
4年超5年以下	100	21,733	10,037	—	400
5年超6年以下	25,733	10,037	—	400	250
6年超7年以下	20,037	—	400	250	1,966
7年超8年以下	10,000	400	250	1,966	—
8年超9年以下	10,400	250	1,966	—	—
9年超10年以下	1,000	1,987	—	—	—
10年超	—	—	—	—	—
合 計	331,787	182,603	51,477	63,511	67,458

預証率

(単位：%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
期中平均	17.42	12.32	6.76	6.39	4.10
期末	14.80	9.49	2.97	3.78	4.27

(注) 預証率＝保有有価証券(平均)残高／調達資金(平均)残高×100

保有有価証券の期末残高

(単位:億円 [構成比:%])

区 分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
国債	271,962 [82.0]	148,930 [81.6]	23,219 [45.1]	36,203 [57.0]	40,200 [59.6]
政府関係機関債券	2,504 [0.8]	3,706 [2.0]	— [—]	— [—]	— [—]
特別法人債券	54,621 [16.5]	26,331 [14.4]	24,642 [47.9]	24,542 [38.6]	24,542 [36.4]
金融債	300 [0.1]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]
外国債	1,400 [0.4]	1,400 [0.8]	1,400 [2.7]	550 [0.9]	500 [0.7]
信託受益権等	1,000 [0.3]	2,237 [1.2]	2,216 [4.3]	2,216 [3.5]	2,216 [3.3]
合 計	331,787 [100.0]	182,603 [100.0]	51,477 [100.0]	63,511 [100.0]	67,458 [100.0]

短期運用残高の推移

(単位：億円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
債券	166,849	140,868	15,991	28,975	32,972
①国債	166,849	138,869	15,991	28,975	32,972
売戻条件付利付国庫債券	72,987	59,918	9,991	28,975	32,972
国庫短期証券	93,862	78,951	6,000	—	—
②政府関係機関債券	—	1,999	—	—	—
株式会社日本政策金融公庫短期社債	—	1,999	—	—	—
貸付金	136,872	139,770	142,667	131,647	119,651
①国	136,801	139,721	142,640	131,640	119,640
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	122,009	124,929	127,848	116,848	104,848
年金特別会計(健康勘定)	14,792	14,792	14,792	14,792	14,792
②特別法人	34	34	20	—	—
(独)環境再生保全機構	34	34	20	—	—
③地方公共団体	37	14	7	6	10
合 計	303,721	280,637	158,658	160,621	152,623

(注) 国庫短期証券は、平成19年度末については政府短期証券の残高、平成20年度末については平成21年2月までに発行された政府短期証券を含む残高を計上しています。

財政投融资特別会計投資勘定

貸借対照表

(単位：億円)

借 方	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
現金預金	1,266	748	687	798	2,040
未収収益	0	0	0	0	0
貸付金	42	28	20	13	59
土地等(注1)	—	35	32	18	22
出資金(注2)	103,607	82,147	91,329	91,214	91,918
未収出資回収金	105	—	—	—	—
合 計	105,021	82,958	92,067	92,043	94,039

貸 方	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
資本	22,446	22,446	24,652	24,652	24,652
利益積立金	14,115	14,203	15,152	15,969	15,466
本年度利益	605	948	1,028	1,199	5,017
固定資産評価差益(注3)	67,855	45,360	51,236	50,224	48,905
合 計	105,021	82,958	92,067	92,043	94,039

- (注) 1. 土地等は、政策金融機関の組織再編に伴い、国に承継されることとなった各機関の不要資産のうち、当勘定に帰属した土地・建物等の年度末の国有財産台帳価格を計上しています。
2. 出資金は、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第23条の規定により各年度末において実施した国有財産の価格改定後の額を計上しています。
3. 固定資産評価差益は、出資金等の価格改定により生じた評価差益を計上したものです。
- 固定資産評価差益は、政府保有義務が課されている、日本電信電話株式会社の株式及び日本たばこ産業株式会社の株式の時価評価によるものが主なものとなっています。

損益計算書

(単位：億円)

利 益	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
貸付金利息	2	1	1	0	0
預託金利子	9	8	1	2	3
納付金	300	117	134	163	292
中小企業金融公庫納付金	2	—	—	—	—
株式会社日本政策金融公庫納付金	—	78	134	163	288
日本政策投資銀行納付金	10	—	—	—	—
国際協力銀行納付金	288	35	—	—	—
独立行政法人情報通信研究機構納付金	—	—	—	—	1
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構納付金	—	2	—	—	—
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金	—	1	—	—	1
独立行政法人医薬基盤研究所納付金	—	—	—	—	1
独立行政法人住宅金融支援機構納付金	—	—	—	—	1
株式配当金	671	790	895	1,037	1,560
日本たばこ産業株式会社配当金	220	260	280	290	400
日本電信電話株式会社配当金	451	530	610	636	649
株式会社日本政策投資銀行配当金	—	—	—	100	500
株式会社商工組合中央金庫配当金	—	—	5	10	10
資産承継時益(注)	—	33	—	—	—
農林漁業金融公庫資産承継時益	—	3	—	—	—
中小企業金融公庫資産承継時益	—	1	—	—	—
公営企業金融公庫資産承継時益	—	5	—	—	—
日本政策投資銀行資産承継時益	—	11	—	—	—
国際協力銀行資産承継時益	—	13	—	—	—
株式処分益	—	—	—	—	3,331
雑収入	0	0	0	0	0
雑益	—	—	0	1	—
合 計	982	949	1,031	1,202	5,185

損 失	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事務取扱費	1	1	1	1	1
出資金償却損	377	—	—	—	—
国債整理基金特別会計への固定資産無償所属替損	—	—	—	—	167
雑損	—	0	2	3	0
本年度利益	605	948	1,028	1,199	5,017
合 計	982	949	1,031	1,202	5,185

(注) 資産承継時益は、政策金融機関の組織再編に伴い、国に承継されることとなった各機関の不要資産のうち、当勘定に帰属した土地・建物等の承継時の評価益等を計上しています。

← 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定および財政融資資金」へ

政策コスト分析について

1. 政策コスト分析とは

(1) 政策コスト分析の内容

政策コスト分析とは、財政投融資を活用する事業について、一定の前提条件（将来金利、事業規模、利用見込みなど）を設定して将来キャッシュフロー（資金収支）などを推計し、これに基づいて、事業の実施に関して①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果（国にとっての機会費用）の額を、各財投機関が試算したものです。

なお、算出された政策コストは、財投対象事業の実施によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担を示すものではありません（将来の資金移転を伴う財政負担は①のみ）。

(2) 政策コスト分析の目的

財投対象事業は、受益と負担の関係が明確であり、受益者（利用者）にその負担を求めることが適当なことから、基本的に受益者負担によって有償資金の償還が行われています。その受益者負担を軽減するため、国（一般会計など）から事業を実施する財投機関に対して、補助金等や出資金等が投入される場合があります。このような事業の妥当性を判断する材料として、将来、その事業に対する補助金等の支出がどの程度見込まれるか、あるいは既に投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し、これを「政策コスト」としてディスクローズすることには、財政投融資の透明性を高める意義があります。

(3) 政策コストの評価

政策コストは、財投対象事業の受益者負担を軽減するために用いられるものですから、その額の大小をもって単純に評価することは適当ではなく、あくまでもその事業の実施に伴う社会・経済的便益と併せて総合的に評価されるべきです。

また、政策コストは、財政政策として財投対象事業への支援の度合いを強めるものであって、財投機関の財務の健全性に問題があることを示すものではありません。

2. 政策コスト分析の枠組み

(1) 政策コストの構成要素

① 国（一般会計など）からの補助金等

将来の各年度において国（一般会計など）から財投機関に投入されると推計された補助金・補給金・交付金の額を、それぞれ割引現在価値に換算し、その合計額を政策コストの構成要素としています。

② 国への納付金等

将来の各年度において財投機関から国に納付されると推計された国庫納付金・法人税・配当の額を、それぞれ割引現在価値に換算し、その合計額を政策コストのマイナス（△）の構成要素として捉えています。

③ 国からの出資金等による利払軽減効果（機会費用）

財投機関が国からの出資金及び無利子貸付金を受け入れたことによって得られた利払軽減効果（＝分析期間の最終年度までに出資金等が国に全額返還されるものとみなした場合の機会費用）の相当額を、政策コストの構成要素としています。

(2) 政策コスト分析の対象

政策コスト分析は、各年度の財政投融資の対象事業に限定して行います。財政投融資の対象となっていない事業を実施するために、財投機関が国から補助金等を受けるとしても、その部分は分析対象に含まれません。そのため、政策コスト分析の利用にあたっては、分析手法の仕組みや対象事業の範囲などに留意が必要です。

(3) 前提条件の設定

〔分析期間〕

政策コスト分析における分析期間は、分析年度から財投機関が財投対象事業を終了する年度までの期間としています。融資系機関（政策金融機関など）の場合は、原則として次年度以降に新規融資を行わないという前提をおき、財投機関が貸出債権の回収を終えるまでを分析期間としています。事業系機関の場合は、実施・継続中の事業と中期計画などによって既に新規着手が予定されている事業のみを実施するという前提をおき、事業終了後、財投機関が調達した財政投融資資金などの償還が終わるまでを分析期間としています。

〔将来の財政投融資金利、割引率など〕

政策コスト分析においては、分析年度の予算及び財政投融資計画の概算決定日を基準日とした国債流通利回りの実績値を基に、理論式による機械計算によって、将来の財政投融資金利や、将来キャッシュフローを割引現在価値に換算するための割引率を、分析の共通前提としてあらかじめ設定しています。

3. 社会・経済的便益の試算

政策コストは、あくまでも事業の実施に伴う社会・経済的便益と併せて総合的に評価されるべきものです。しかし、個々に異なる事業の社会・経済的便益を統一的かつ定量的に把握することは難しい面があります。そこで、事業系機関においては、公共事業について関係府省が策定している「費用便益分析マニュアル」などを活用することによって、概ね統一的な基準で社会・経済的便益を定量的に試算することが可能なことから、下記のような前提条件に基づいて、社会・経済的便益を試算しています。

〔対象事業〕

政策コスト分析と同様に、実施・継続中の事業と中期計画などにより既に新規着手が予定されている事業を、試算の対象としています（既に完成・終了した事業については、試算の対象から除外されます）。

〔便益の計測方法〕

「費用便益分析マニュアル」などで定められている便益の計測方法に従って試算を行います。

〔適用割引率〕

「費用便益分析マニュアル」などで定められている社会的割引率（４％）と、政策コスト分析で用いる割引率の２種類を試算しています。

〔分析期間〕

「費用便益分析マニュアル」などで定められている対象事業の実施期間に耐用年数を考慮した分析期間（供用期間）と、政策コスト分析と同じ分析期間（償還期間）の２種類を試算しています。

〔試算の始期〕

基本的には政策コスト分析と同じです。但し、「費用便益分析マニュアル」などに基づく試算において、基礎データの取得や更新の負担などやむを得ない場合には、過去の社会・経済的便益の試算結果を活用しています。

なお、一部の事業系機関及び事業には、試算の根拠となるマニュアルが整備されていないこと、社会・経済的便益を試算するための適当な基礎データが取得できないことなどの理由により、定量的な試算ができないものがあります。また、融資系機関には確立された手法がないため、統一的な試算は行っていません。

（単位：億円、年）

機関名 (事業名)	割引率			
	社会的割引率 4 %	分析期間	政策コスト分析 と同じ	分析期間
(独) 都市再生機構	7,394		11,763	
都市機能更新(区画整理) 事業	1,167	50	1,859	50
都市機能更新(市街地再開発) 事業	3,375	50	5,378	50
居住環境整備事業	2,851	47	4,527	47
(独) 水資源機構				
用水路等建設事業	132,009	53	144,073	27
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構				
建設勘定(民鉄線事業)	17,149	30	21,981	27
(独) 森林総合研究所				
水源林造成事業	16,415	69	21,757	69
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構				
高速道路事業	115,602	24	177,928	24
中部国際空港(株)				
空港整備事業	16,298	43	15,809	23

1. 平成24年度 政策コスト分析一覧(経年比較)

(単位: 億円)

機 関 名		政策コスト	実質増減の要因	分析期間 (年)	備考
合計①（単純合計したもの）	24年度	26,270			
	23年度	24,146			
	増減	+ 2,124			
合計② （23・24年度共通の対象機関（勘定）を合計）	24年度	26,270	実質増減を算出するための調整額 + 3,567 前提金利の影響 + 2,585、23年度中の政策コスト 982		
	23年度	24,161			
	増減 （実質増減）	+ 2,109 （+ 5,677）			
〈公庫等〉					
（株）日本政策金融公庫	24年度	9,499			
	23年度	5,814			
	増減 （実質増減）	+ 3,685 （+ 5,176）			
国民一般向け業務勘定	24年度	1,446	実質増減を算出するための調整額 + 349 前提金利の影響 △81、23年度中の政策コスト 429	31 ↑ 31	◎
	23年度	1,487			
	増減 （実質増減）	△40 （+ 309）			
中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定	24年度	1,057	実質増減を算出するための調整額 + 284 前提金利の影響 △116、23年度中の政策コスト 401	21 ↑ 21	◎
	23年度	316			
	増減 （実質増減）	+ 740 （+ 1,025）			
中小企業者向け証券化支援買取業務勘定	24年度		【24年度分析対象外】	↑ 4	
	23年度	△15			
	増減 （実質増減）	+ 15			
農林水産業者向け業務勘定	24年度	1,384	実質増減を算出するための調整額 + 133 前提金利の影響 △56、23年度中の政策コスト 189	60 ↑ 57	◎
	23年度	1,323			
	増減 （実質増減）	+ 61 （+ 194）			
危機対応円滑化業務勘定	24年度	5,606	実質増減を算出するための調整額 + 737 前提金利の影響 △1、23年度中の政策コスト 738	20 ↑ 20	◎
	23年度	2,695			
	増減 （実質増減）	+ 2,911 （+ 3,647）			
特定事業等促進円滑化業務勘定	24年度	6	実質増減を算出するための調整額 + 2 前提金利の影響 + 0、23年度中の政策コスト 2	20 ↑ 20	◎
	23年度	7			
	増減 （実質増減）	△1 （+ 1）			
沖縄振興開発金融公庫	24年度	△131	実質増減を算出するための調整額 + 36 前提金利の影響 + 21、23年度中の政策コスト 15	37 ↑ 37	◎
	23年度	△198			
	増減 （実質増減）	+ 67 （+ 102）			
（株）国際協力銀行	24年度	748	実質増減を算出するための調整額 + 25 前提金利の影響 + 133、23年度中の政策コスト △109	29 ↑ 29	◎
	23年度	923			
	増減 （実質増減）	△175 （△150）			
（独）国際協力機構	24年度	5,024	実質増減を算出するための調整額 + 470 前提金利の影響 + 1,241、23年度中の政策コスト △771	40 ↑ 40	◎
	23年度	4,961			
	増減 （実質増減）	+ 63 （+ 532）			

1. 平成24年度 政策コスト分析一覧(経年比較)(つづき)

(単位: 億円)

機 関 名	政策コスト	実質増減の要因	分析期間 (年)	備考
〈独立行政法人等〉				
(独) 住宅金融支援機構	24年度	644	32 ↑ 27	◎
	23年度	4		
	増減 (実質増減)	+640 (+654)		
(独) 都市再生機構 (都市再生勘定)	24年度	△16,160	80 ↑ 80	
	23年度	△16,677		
	増減 (実質増減)	+517 (+50)		
(独) 水資源機構	24年度	1,213	27 ↑ 28	
	23年度	1,474		
	増減 (実質増減)	△261 (△65)		
地方公共団体金融機構	24年度	△3,800	25 ↑ 26	◎
	23年度	—		
	増減 (実質増減)	△3,800 (△2,544)		
(独) 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構	24年度	△135		
	23年度	△156		
	増減 (実質増減)	+22 (+30)		
建設勘定	24年度	—	27 ↑ 28	
	23年度	—		
	増減 (実質増減)	— (—)		
海事勘定	24年度	△135	16 ↑ 16	◎
	23年度	△156		
	増減 (実質増減)	+22 (+30)		
(独) 石油天然ガス・金属 鉱物資源機構	24年度	5		
	23年度	5		
	増減 (実質増減)	+0 (+1)		
金属鉱業一般勘定	24年度	5	16 ↑ 16	◎
	23年度	5		
	増減 (実質増減)	+0 (+1)		
石油天然ガス勘定	24年度	0	14 ↑ 14	◎
	23年度	0		
	増減 (実質増減)	△0 (+0)		
(独) 福祉医療機構 (一般勘定)	24年度	304	40 ↑ 32	◎
	23年度	147		
	増減 (実質増減)	+157 (+340)		
(独) 国立病院機構	24年度	1,441	25 ↑ 25	
	23年度	1,533		
	増減 (実質増減)	△92 (△195)		

1. 平成24年度 政策コスト分析一覧(経年比較)(つづき)

(単位: 億円)

機 関 名		政策コスト	実質増減の要因	分析期間 (年)	備考
(独) 国立がん研究センター	24年度	110	実質増減を算出するための調整額 +18 前提金利の影響 +21、23年度中の政策コスト △3	27 ↑ 26	
	23年度	△10	政府補助金等の増 +4 剰余金の減 +134		
	増減 (実質増減)	+119 (+138)			
(独) 国立国際医療研究センター	24年度	429	実質増減を算出するための調整額 +69 前提金利の影響 +13、23年度中の政策コスト 56	28 ↑ 29	
	23年度	471	政府補助金等の減 △24 剰余金の減等 +52		
	増減 (実質増減)	△42 (+27)			
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)	24年度	160	実質増減を算出するための調整額 +10 前提金利の影響 +10、23年度中の政策コスト △0	26 ↑ 21	◎
	23年度	5	新規融資分 +9 22年度、23年度運用残 +20 貸倒償却 +40 その他 +96		
	増減 (実質増減)	+155 (+165)			
(独) 国立大学財務・経営センター(施設整備勘定)	24年度	4	実質増減を算出するための調整額 +1 前提金利の影響 △0、23年度中の政策コスト 1	29 ↑ 29	◎
	23年度	5	利益剰余金の減 +1		
	増減 (実質増減)	△0 (+1)			
(独) 日本学生支援機構	24年度	1,905	実質増減を算出するための調整額 +459 前提金利の影響 +153、23年度中の政策コスト 306	26 ↑ 26	◎
	23年度	2,387	新規貸与分による利子補給金等の増 +417 回収率の影響額 △387 繰上償還 △75 その他 +20		
	増減 (実質増減)	△483 (△24)			
(独) 森林総合研究所 (水源林造成事業)	24年度	6,928	実質増減を算出するための調整額 △324 前提金利の影響 △355、23年度中の政策コスト 31	89 ↑ 89	
	23年度	6,137	投入国費の増 +169 剰余金の減 +298		
	増減 (実質増減)	+791 (+467)			
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	24年度	22,434	実質増減を算出するための調整額 +567 前提金利の影響 +538、23年度中の政策コスト 29	33 ↑ 34	
	23年度	21,811	出資金の増 +1,190		
	増減 (実質増減)	+623 (+1,190)			
〈特殊会社等〉					
新関西国際空港(株)	24年度	461	実質増減を算出するための調整額 △145 前提金利の影響 △172、23年度中の政策コスト 27	47 ↑ 60	
	23年度	414	大阪国際空港との経営統合によるコスト減 △320 補給金の減 △72 需要想定の見直し等 +294		
	増減 (実質増減)	+47 (△98)			
中部国際空港(株)	24年度	△301	実質増減を算出するための調整額 +74 前提金利の影響 +69、23年度中の政策コスト 5	23 ↑ 24	
	23年度	△55	事業の見直し △21 需要見込み変更 △80 経費削減 △71		
	増減 (実質増減)	△246 (△172)			
(株) 日本政策投資銀行	24年度	△4,510	実質増減を算出するための調整額 △284 前提金利の影響 △87、23年度中の政策コスト △198	26 ↑ 26	◎
	23年度	△4,848	出資金の増 +366 22年度及び23年度見込み改定によるコスト減 △260 その他(新規融資分に係るコスト減等) △53		
	増減 (実質増減)	+338 (+53)			
(財) 民間都市開発推進機構	24年度	△1	実質増減を算出するための調整額 △1 前提金利の影響 △1、23年度中の政策コスト △0	21 ↑ 21	◎
	23年度	△1	運用収入の増 △1		
	増減 (実質増減)	+0 △1			

(注1) 実質増減の要因欄の「実質増減を算出するための調整額」は、前提金利の影響と23年度中の政策コストとの合計です。

(注2) 備考欄に◎印を付した機関等は、発生要因別政策コスト内訳を試算・記載しています。

2. 平成24年度 政策コスト分析一覧 (内訳・感応度)

(単位: 億円)

機 関 名		政策コスト ①+②+③	国からの 補助金等 ①	国への 納付金等 ②	機会費用分 =a+b+c ③	分析期首 までに投入 された出資 金等 a	分析期間中に新たに 見込まれる政策コスト		感応度分析 前提金利+1%	
							剰余金等 の増減 b	出資金等 の増加 c	割引率 変化なし	割引率 変化あり
合計	24年度	26,270	8,356	△67,212	85,126	99,872	△20,070	5,323	36,520	62,015
	23年度	24,146	9,044	△50,409	65,511	91,767	△32,588	6,332	31,804	54,818
	増減	+2,124	△687	△16,804	+19,615	+8,105	+12,519	△1,009		
〈公庫等〉										
(株) 日本政策金融公庫	24年度	9,499	1,762	△2,108	9,846	12,517	△3,031	360	9,436	12,103
	23年度	5,814	1,720	△1,671	5,764	9,665	△4,028	128	5,932	7,902
	増減	+3,685	+41	△438	+4,081	+2,851	+997	+232		
国民一般向け業務勘定	24年度	1,446	438	—	1,008	4,144	△3,217	82	1,383	2,317
	23年度	1,487	383	—	1,103	3,079	△1,976	—	1,592	1,891
	増減	△40	+55	—	△95	+1,065	△1,242	+82		
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	24年度	1,057	613	—	444	3,276	△2,969	137	894	1,976
	23年度	316	617	—	△301	2,630	△3,056	125	254	1,119
	増減	+740	△5	—	+745	+645	+88	+12		
中小企業者向け証券化支援買取業務勘定	24年度									
	23年度	△15	—	△5	△10	3	△12	0	△15	△7
	増減	+15	—	+5	+10	△3	+12	△0		
農林水産業者向け業務勘定	24年度	1,384	657	△2,108	2,836	2,764	22	50	1,548	2,338
	23年度	1,323	672	△1,666	2,317	2,309	5	2	1,399	2,172
	増減	+61	△15	△443	+519	+455	+16	+48		
危機対応円滑化業務勘定	24年度	5,606	48	—	5,558	2,332	3,134	91	5,606	5,466
	23年度	2,695	41	—	2,655	1,644	1,011	0	2,695	2,720
	増減	+2,911	+7	—	+2,903	+689	+2,123	+91		
特定事業等促進円滑化業務勘定	24年度	6	6	—	△0	1	△1	0	6	6
	23年度	7	7	—	1	0	△0	0	7	7
	増減	△1	△0	—	△1	+0	△1	△0		
沖縄振興開発金融公庫	24年度	△131	16	△558	410	407	△1	4	△67	31
	23年度	△198	16	△615	401	397	△0	4	△112	1
	増減	+67	+0	+57	+10	+10	△0	+0		
(株) 国際協力銀行	24年度	748	—	△5,373	6,120	5,626	494	—	671	1,569
	23年度	923	—	△5,436	6,359	4,980	466	913	945	1,602
	増減	△175	—	+63	△238	+646	+28	△913		
(独) 国際協力機構	24年度	5,024	—	△20,574	25,598	45,820	△20,562	340	3,619	10,441
	23年度	4,961	—	△15,494	20,455	43,818	△23,733	370	3,811	10,626
	増減	+63	—	△5,081	+5,143	+2,002	+3,172	△30		
〈独立行政法人等〉										
(独) 住宅金融支援機構	24年度	644	539	△1,113	1,218	43	1,175	—	709	721
	23年度	4	—	—	4	38	△34	—	3	6
	増減	+640	+539	△1,113	+1,214	+5	+1,209	—		
(独) 都市再生機構 (都市再生勘定)	24年度	△16,160	745	△21,372	4,467	5,759	△1,292	1	△5,835	△3,046
	23年度	△16,677	853	△20,803	3,273	5,149	△1,877	1	△6,365	△2,690
	増減	+517	△109	△569	+1,194	+609	+585	△0		
(独) 水資源機構	24年度	1,213	705	—	508	37	472	—	1,343	1,391
	23年度	1,474	831	—	642	40	602	—	1,637	1,652
	増減	△261	△127	—	△134	△4	△131	—		

2. 平成24年度 政策コスト分析一覧(内訳・感応度)(つづき)

(単位: 億円)

機 関 名		政策コスト ①+②+③	国からの 補助金等 ①	国への 納付金等 ②	機会費用分 =a+b+c ③	分析期首 までに投入 された出資 金等 a	分析期間中に新たに 見込まれる政策コスト		感応度分析 前提金利+1%	
							剰余金等 の増減 b	出資金等 の増加 c	割引率 変化なし	割引率 変化あり
地方公共団体金融機構	24年度	△3,800	—	△9,979	6,180	—	6,180	—	△1,326	1,041
	23年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	増減	△3,800	—	△9,979	+6,180	—	+6,180	—		
(独) 鉄道建設・運輸 施設整備支援機構	24年度	△135	—	—	△135	138	△272	—	△125	△96
	23年度	△156	—	—	△156	150	△307	—	△107	△80
	増減	+22	—	—	+22	△13	+35	—		
建設勘定	24年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	23年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	増減	—	—	—	—	—	—	—		
海事勘定	24年度	△135	—	—	△135	138	△272	—	△125	△96
	23年度	△156	—	—	△156	150	△307	—	△107	△80
	増減	+22	—	—	+22	△13	+35	—		
(独) 石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構	24年度	5	6	△1	0	—	0	—	5	5
	23年度	5	6	△1	0	—	0	—	5	5
	増減	+0	+0	+0	+0	—	+0	—		
金属鉱業一般勘定	24年度	5	5	△1	0	—	0	—	5	5
	23年度	5	5	△1	0	—	0	—	5	5
	増減	+0	—	+0	+0	—	+0	—		
石油天然ガス勘定	24年度	0	0	—	—	—	—	—	0	0
	23年度	0	0	—	—	—	—	—	0	0
	増減	△0	△0	—	—	—	—	—		
(独) 福祉医療機構 (一般勘定)	24年度	304	177	—	128	113	15	—	467	455
	23年度	147	167	—	△20	22	△42	—	177	181
	増減	+157	+9	—	+148	+90	+58	—		
(独) 国立病院機構	24年度	1,441	1,768	—	△328	776	△1,104	—	1,456	2,159
	23年度	1,533	1,860	—	△328	838	△1,166	—	1,547	2,448
	増減	△92	△92	—	△0	△62	+62	—		
(独) 国立がん研究 センター	24年度	110	107	—	2	370	△368	—	110	322
	23年度	△10	99	—	△109	382	△491	—	△9	213
	増減	+119	+9	—	+111	△13	+123	—		
(独) 国立国際医療研究 センター	24年度	429	146	—	283	284	△1	—	432	506
	23年度	471	173	—	299	310	△11	—	477	550
	増減	△42	△27	—	△15	△25	+10	—		
日本私立学校振興・ 共済事業団 (助成勘定)	24年度	160	—	△125	286	344	△58	—	154	308
	23年度	5	—	△158	163	205	△43	—	△5	92
	増減	+155	—	+33	+123	+138	△16	—		
(独) 国立大学財務・ 経営センター (施設整備勘定)	24年度	4	4	—	—	—	—	—	4	4
	23年度	5	5	—	—	—	—	—	5	4
	増減	△0	△0	—	—	—	—	—		
(独) 日本学生支援機構	24年度	1,905	2,086	—	△181	0	△182	—	3,132	3,031
	23年度	2,387	2,463	—	△76	0	△76	—	3,713	3,545
	増減	△483	△377	—	△106	△0	△106	—		
(独) 森林総合研究所 (水源林造成事業)	24年度	6,928	229	—	6,699	5,722	△140	1,117		
	23年度	6,137	250	—	5,888	5,064	△143	966		
	増減	+791	△21	—	+812	+659	+3	+152		

2. 平成24年度 政策コスト分析一覧(内訳・感応度)(つづき)

(単位：億円)

機 関 名		政策コスト ①+②+③	国からの 補助金等 ①	国への 納付金等 ②	機会費用分 =a+b+c ③	分析期首 までに投入 された出資 金等 a	分析期間中に新たに 見込まれる政策コスト		感応度分析 前提金利+1%	
							剰余金等 の増減 b	出資金等 の増加 c	割引率 変化なし	割引率 変化あり
(独) 日本高速道路 保有・債務返済機構	24年度	22,434	—	—	22,434	18,932	—	3,501	26,055	31,731
	23年度	21,811	—	—	21,811	18,014	—	3,797	23,761	29,596
	増減	+623	—	—	+623	+918	—	△295		
〈特殊会社等〉										
新関西国際空港(株)	24年度	461	64	△85	482	1,444	△962	—	986	1,216
	23年度	414	545	△260	129	1,468	△1,492	154	1,160	1,552
	増減	+47	△481	+175	+352	△24	+530	△154		
中部国際空港(株)	24年度	△301	—	△243	△58	279	△337	—	△230	△23
	23年度	△55	—	△146	91	328	△237	—	15	192
	増減	△246	—	△97	△149	△49	△100	—		
(株) 日本政策投資銀行	24年度	△4,510	3	△5,630	1,117	1,264	△147	—	△4,472	△1,853
	23年度	△4,848	5	△5,775	922	897	24	—	△4,784	△2,579
	増減	+338	△2	+144	+195	+366	△171	—		
(財) 民間都市開発推進 機構	24年度	△1	—	△51	50	—	50	—	△1	△2
	23年度	△1	50	△51	—	—	—	—	△1	△1
	増減	+0	△50	△0	+50	—	+50	—		

財政投融資の基礎知識

あ 行

アーニング・アット・リスク (Earning at Risk) 【ALM】

リスクを管理する手法の一つで、将来の一定期間の損益について、モンテカルロシミュレーションなどにより分析を行い、一定の確率で起こりうる損益の変動を把握するものです。

運用残(額)【財政投融资制度】

財政投融资計画に計上した財政融資や政府保証などの予定額のうち、実行されなかった金額をいいます。

なお、財政融資資金の運用残額については、この額に見合う財投債発行を行わず、また、政府保証債の運用残額についても、この額に見合う政府保証の実行を取りやめています。こうしたことから、運用残の発生により、余分な資金調達が行われている訳ではありません。

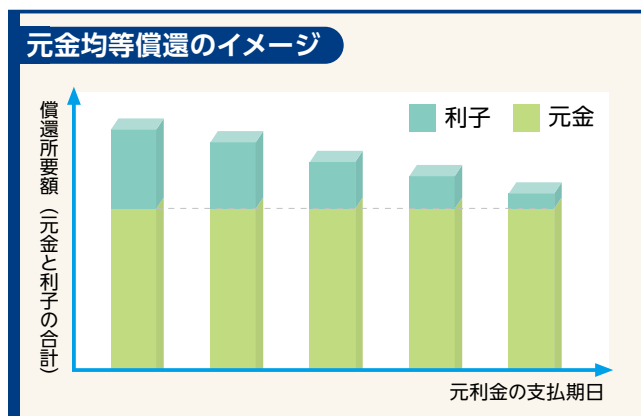
ALM (Asset Liability Management) 【ALM】

『資産 (Asset) および負債 (Liability) の総合管理』を行い、金融機関などにおいて財務の健全性を確保するために行われている経営管理手法の一つです。

か行

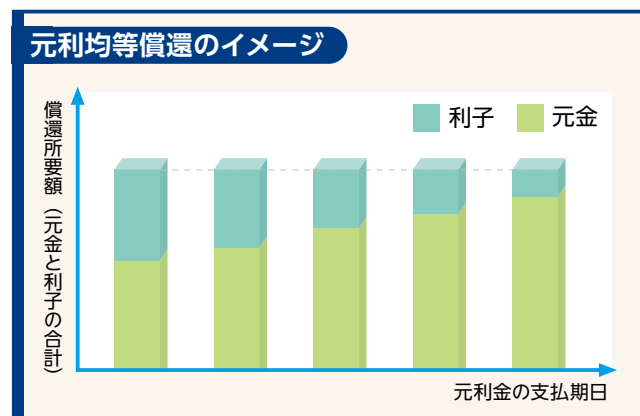
元金均等償還 【財政投融资制度】

償還所要額(元金と利子の合計)のうち、元金を均等に償還する方法をいいます。



元利均等償還【財政投融资制度】

償還所要額（元金と利子の合計）を均等に償還する方法をいいます。



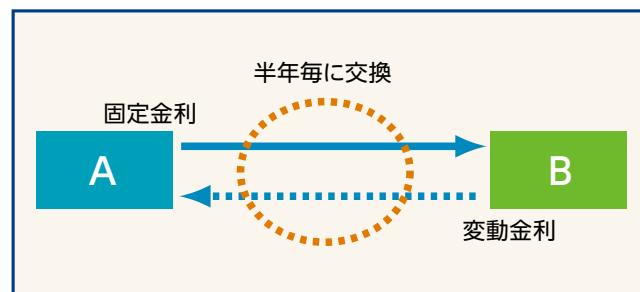
銀行等引受資金（地方債）【地方向け財政投融资】

地方債資金のうち、金融機関などから、借入れ又は引受
けの方法により調達した資金をいいます。

金利スワップ取引【財政投融资制度】

金利スワップ取引とは、固定金利と変動金利を交換する取引であり、具体的には、契約者間であらかじめ定めた元本(想定元本)に基づき、半年毎に固定金利と変動金利の交換を行うものです。

なお、金利スワップは、資産・負債双方のデュレーションに影響を与えるため、適切な取引を行うことにより、デュレーションギャップの調整に活用できると考えています。



金利変動準備金【財政投融资特別会計】

財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、将来の金利変動による損失に備えることを目的として、当該勘定に生じた利益（企業会計原則に準拠した「発生主義」に基づいて計算）を積み立てたものです。

貸借対照表上、繰越利益のうち、(1)当該年度末における財政融資資金勘定の資産の合計額の50/1000に相当す

る額以下の部分を「金利変動準備金」、(2) 繰越利益がこの額を超える場合、当該超える部分は、「別途積立金」として区分表示することとしています。

金利変動準備金の上限については、平成19年度で郵便貯金・年金積立金の預託金の払戻しが概ね終了し、財投債によって幅広い年限での調達を行うことにより、運用と調達の期間を合わせやすくなった結果、財政融資資金の金利変動リスクが減少したことを受けて、平成20年度において、財政融資資金勘定の総資産の100/1000から50/1000に引き下げを行いました。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく繰越利益（金利変動準備金）とは等しくならないうことに注意する必要があります。積立金の額は、歳入歳出決定決算書に「積立金明細表」として記載されています。

金利変動リスク【ALM】

金利の変動によって、損益が変動するリスクをいいます。例えば、負債の借換が生じた際に、従前より高い金利で資金を調達することとなった場合、調達金利が貸付金利を上回り（逆ざや）、損失を蒙る可能性があります。

なお、財政投融資特別会計においては、財政投融資改革以降のALMにより、金利変動リスクを減少させてきましたが、貸付の大半が元金均等、元利均等償還型のキャッシュフローであるのに対して、調達が満期一括償還型のキャッシュフローであることから、マチュリティギャップを完全に解消することは困難であり、現在でも一定の金利変動リスクを負っています。

繰越（額）【財政投融資制度】

財政投融資計画額のうち、対象事業の進捗などに併せて計画の実行を翌年度に繰り越すことをいいます。

現額【財政投融資制度】

当該年度の財政投融資計画額と前年度からの繰越額を合計したものを指します。

現金主義【財政投融資特別会計】

現金の授受すなわち収入、支出の時をとらえて整理計算し、そのときをもって損益の発生として認識し計上する基準をいいます。

さ 行

財政投融資改革【財政投融資制度】

平成13年度に行われた、財政投融資の資金調達のあり方を、郵便貯金、年金積立金の全額義務預託から、財投債（国債）の発行中心に大転換することなどを柱とした、財政投融資のあり方の抜本的な見直しをいいます。

具体的な改革の内容については、平成13年度の資金運用部資金法などの改正により、

1. 郵便貯金、年金積立金の資金運用部資金への預託義務を廃止
2. 特殊法人などが行う財政投融資対象事業については、民業補完の観点から事業を見直し
3. 財投機関の資金調達については、
 - (1) 真に必要な資金を財投機関債の発行により市場から自主調達することに努めつつ、
 - (2) 財投債（国債）の発行により国が市場から調達した資金を財投機関に対して融資
4. 財政融資の調達金利および貸付金利を、期間に応じて国債の市場金利に即した金利体系に改めることなどを実施しました。

改革以前の仕組みでは、資金調達手段が郵便貯金、年金積立金などからの預託による受動的なものに限られ、資金需要に応じた効率的な資金調達が行えないといった問題を抱えており、本改革については、こうした点を踏まえて、財政投融資制度をより効率的で、市場メカニズムと調和の取れたものとするために行われました。

このほか、政策コスト分析の導入によって財政投融資のディスクロージャーが進み、財政投融資を活用している事業について、政策コスト（将来見込まれる補助金や出資金の機会費用など）がどの程度生じるかを明らかにすることで、財投対象事業の妥当性や財投機関の財務の健全性に関する判断材料の提供などが促進されることになりました。

財政投融資計画【財政投融資制度】

各年度における、財政投融資（財政融資、産業投資、政府保証のうち、その期間が5年以上となるもの）について、財投機関毎の予定額を一覧にしたものをいいます。特別会計予算の添付資料として、閣議を経た上で国会に提出されています。

なお、財政融資は特別会計予算総則に、産業投資は財政投融資特別会計投資勘定予算に、政府保証は一般会計予算総則に、それぞれ予算の一部として記載され、国会の審議・議決を受けています。

財政投融資特別会計財政融資資金勘定【財政投融資特別会計】

この勘定は、財政融資資金の運用に関する経理を、一般会計と区分して明確にするために設置されており、平成13年度に資金運用部特別会計を改称し設置された財政融資資金特別会計を前身としています。

主な歳入は、財政融資資金の資金運用収入、公債金（財投債）であり、主な歳出は、財投債などの償還・利払い、財政融資資金への繰入れです。

また、同勘定は一般会計（＝税財源）からの繰入れを行わない独立採算で運営されています。

財政投融資特別会計投資勘定【財政投融資特別会計】

この勘定は、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資（出資及び貸付け）に関する経理を、一般会計と区分して明確にするために設置されており、昭和28年に設置された産業投資特別会計産業投資勘定を前身としています。

主な歳入は、(株)国際協力銀行及び地方公共団体金融機構の国庫納付金や保有するNTT株、JT株などの配当金であり、主な歳出は、産業投資支出（財政投融資計画における産業投資）です。

なお、平成24年度においては、地方の財源不足の補てんに充てるため、地方公共団体金融機構からの納付金（3,500億円）を交付税及び譲与税配布金特別会計へ特例的に繰り入れることとしています。

財政投融資分科会（財政制度等審議会財政投融資分科会）【財政投融資制度】

財政制度等審議会は、国の財政全般の在り方を検討する財務大臣の諮問機関であり、同審議会の中に、財政投融資分科会が設置されています。この財政投融資分科会は、学識経験者によって構成され、法律により、毎年度の財政投融資計画・財政融資資金運用計画についてあらかじめ意見を述べるとともに、当該年度の終了後には、財政融資資金運用報告書の提出を受けることになっています。また、財政投融資制度、財政投融資計画及び財政融資資金に関する重要事項を調査審議する役割を担っています。

財政融資【財政投融資制度】

財政投融資の資金供給の手法の一つであり、中小零細企業、教育、社会福祉関係など様々な分野で経済社会に貢献する財政投融資事業を行う財投機関（国の特別会計や地方公共団体、政策金融機関、独立行政法人など）に財政融資資金を貸し付けること（融資）です。

財政融資は、国の信用に基づき、最も有利な条件で調達された、財政融資資金を原資としているため、民間金融機関では困難な、長期・固定・低利での資金供給が可能という特徴があります。

財政融資資金【財政投融資制度】

財政融資を行うための原資（財源）です。

財投債（国債）により調達した資金や、統合管理されている特別会計から預託された積立金（注）や余裕金などにより構成されており、これらは財政融資の原資（財源）となっています。

同資金は、特別会計の積立金などの国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実に有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与することを目的として設置されており、昭和26年度に設置された資金運用部資金を前身とし、平成13年度の抜本的な財政投融

資改革に伴い名称が財政融資資金に改められたものです。

財政投融資計画に計上される5年以上の貸付は、特別会計予算総則に財政融資資金の長期運用予定額として記載され、国会の議決を経ています。

また、財政融資資金の運用に関しては、財政投融資特別会計財政融資資金勘定で経理されていますが、同勘定は一般会計（＝税財源）からの繰入れを行わない独立採算で運営されています。

（注）年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

財政融資資金運用計画【財政投融資制度】

当該年度における財政融資資金の運用計画額を定めたもので、財政融資資金法に基づき、財政制度等審議会（財政投融資分科会）の意見を聴いたうえで財務大臣により決定されています。

財政融資資金貸付金利【財政投融資制度】

財政融資を行う際に、貸付金に付す金利をいいます。

財政融資資金貸付金利は、貸付期間に応じ、国債の流通利回りを基準として、償還方法や据置期間を反映させて定めています。

なお、財政投融資特別会計は一般会計からの繰入を受けない独立採算制の下で、利ざやを取らずに貸し付けを行い、収支相償うように運用されており、財政融資資金貸付金利は、財投債や預託金の金利と基本的に同じ水準です。

財政融資資金特別会計（旧）【財政投融資特別会計】

財政融資資金の運用に関する経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。

昭和26年度に資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため設置された資金運用部特別会計を前身としており、平成13年度の財政投融資改革に伴い、財政融資資金特別会計に改称されました。

なお、特別会計改革の結果、平成20年度から産業投資特別会計産業投資勘定が、財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融資特別会計とし、財政融資資金特別会計（旧）は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定になりました。

財投機関【財政投融資制度】

財政投融資を活用している機関をいいます。

財政投融資は、財政融資、産業投資、政府保証の三つから成り立っていますが、このうち財政融資については、国（特別会計）、地方公共団体のほか、政策金融機関や独立行政法人など（特別の法律により設立された法人で民間から出資を受けていないもの）が対象となります。産業投資については、「産業の開発及び貿易の振興」の目的に合致し、国からの出資・収益還元に必要な規定を備えている政策金

融機関や独立行政法人などが対象となります。政府保証については、基本的に、それぞれの設立法において政府保証を受けることが出来る旨の規定が存在する政策金融機関や独立行政法人などが対象となります。

財投機関債【財政投融資制度】

財投機関が、民間の金融市場において個別に発行する債券のうち、政府が元本や利子の支払いを保証していない公募債券をいいます。

この財投機関債は、平成13年度の財政投融資改革において導入され、現在、財投機関の資金調達手段の一つとして機能しています。

財投債（財政投融資特別会計国債）【財政投融資制度】

財政融資資金の運用財源に充てるために、国が発行する債券（国債）をいいます。財投債の発行収入は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳入の一部となり、歳出として財政融資資金に繰り入れられます。

商品性は通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているので、金融商品として見た場合、通常の国債と全く変わりません。また、発行限度額について、国会の議決を受けている点でも通常の国債と同じであり、各年度の国債発行計画の中においても国債の一種として位置付けられています。

ただし、財投債は、その償還が財政融資資金の貸付回収金によって賄われ、60年償還ルールが適用されない点で、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なります。また、財投債は、国際連合が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系（SNA）上も一般政府の債務には分類されていません。

財務状況把握（地方公共団体の財務状況把握） 【地方向け財政投融資】

財務省（財務局）が、財政融資資金の貸し手として融資審査の充実を図る観点から、各地方公共団体の債務償還能力及び資金繰り状況を確認することをいい、平成17年度より実施しています。財務状況把握では、財務状況をモニタリングの上、必要と認められる一定の団体について、ヒアリングを行っています。また、結果の概要については、毎年度公表しています。

産業投資【財政投融資制度】

財政投融資の資金供給の手法の一つであり、（株）国際協力銀行の国庫納付金や財政投融資特別会計投資勘定が保有するNTT株、JT株などの配当金を原資として産業の開発及び貿易の振興のために投資（出資及び貸付け）を行うものです。

財政融資が確定利付の融資を行うのに対し、産業投資は政策的必要性が高くリターンが期待できるものの、リスク

が高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業に対して、投資（出資及び貸付け）により資金を供給するという特徴があります。

産業投資特別会計（旧）【財政投融資特別会計】

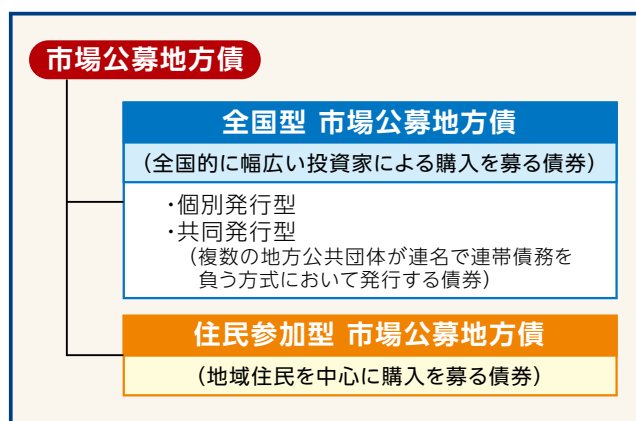
昭和28年度に「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資（産業投資）を行い、その経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。（注）

その後、昭和62年度に社会資本整備の促進を図るためNTT株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分されました。さらに、特別会計改革の結果、平成20年度に産業投資勘定は財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融資特別会計とした上で投資勘定になりました。また、社会資本整備勘定は廃止され、一般会計へ移管されています。

（注）なお、昭和60年度に行なわれた改正により、目的の一つに規定されていた「経済の再建」は削除されました。

市場公募資金（地方債）【地方向け財政投融資】

地方債資金のうち、広く投資家に購入を募る方法により調達した資金をいいます。全国型市場公募地方債においては、地方公共団体が単独で発行する個別発行に加え、発行ロットを大型化し、発行コストの低減、安定的な調達などを図るため、平成15年度から共同発行が実施されています。このほか、地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、全国型の市場公募地方債以外に、平成14年3月以降、「住民参加型市場公募地方債」の発行が実施されています。



実地監査【財政投融資制度】【地方向け財政投融資】

財政投融資の確実な運用と適正な管理を確保するため、財投機関や財投対象事業が行われている場所に出張して実態を確認するものをいいます。実地監査には、大きく分けて、法人等実地監査と地方公共団体実地監査があります。

（法人等実地監査）

財務省理財局に所属する財政融資監査官、財政融資実地

監査官などが、財政投融資の対象事業を行う独立行政法人などに出張して、公的資金の貸し手、高い信用力の供給者としての視点から、①財政投融資の対象事業にふさわしい政策的意義、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行などの実態を確認するものです。

実地監査の結果は公表の上、毎年度の財投編成の審査に活用し、実際の事業の見直しに結び付けていくこととしています。

また、上記の従来の監査に加え、財政投融資の透明性向上の観点から、政策効果の検証などに重点を置いた監査（スポット監査）にも取り組んでいます。

（地方公共団体実地監査）

全国の財務局・財務事務所などに所属する資金実地監査官などが、財投機関である地方公共団体（事務組合を含む）に出張して、①貸付金の償還・財務に関する事項、②融資した資金の使用状況、③事業の成果などの実態を確認するものです。

地方公共団体実地監査においては、特に①のうち公営企業の経営状況の実態把握及び評価に努めており、これらの実態把握などを踏まえ、必要に応じ、地方公共団体に対して、公営企業の経営状況を改善するための取組みを含め、償還確実性の確保について報告を求めることとしています。その他、貸付の対象外となる費用が混入していないかどうかなどの確認にも取り組んでいます。

償還確実性【財政投融資制度】

財政投融資の審査を行う上でのポイントの一つで、財投機関が確実に債務の償還を行うことができると認められることをいいます。

償還方法【財政投融資制度】

財政融資資金貸付金の償還方法には、元金均等償還、元利均等償還、満期一括償還といった方法があります。

証券化（財政融資資金貸付金の証券化） 【財政投融資制度】【ALM】

一般に証券化とは、不動産や債権などキャッシュフローを生み出す資産を裏付けとして証券を発行し、それを投資家に販売することを通じて、当該資産の保有者が資金調達を行う金融手法のことです。

財政融資資金貸付金の証券化は、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」などを踏まえ、国の資産圧縮の一環として、財政融資資金貸付金残高の圧縮のための方法の一つとして実施されてきました。

財政融資資金貸付金の証券化にはコストが伴うものの、証券化による収入金を財源として、既発財投債を償還（買入消却）し、将来の貸付金回収額と財投債償還額のギャップを縮減することにより、金利変動リスクの軽減が図られ

るといったメリットがあります。

剰余金（財政投融資特別会計財政融資資金勘定の剰余金）【財政投融資特別会計】

一般に剰余金は、国の会計上で、毎会計年度末における歳入（収納済額）から歳出（支出済額）を控除した残額（歳計剰余金）をいいます。

財政融資資金勘定の剰余金は、これまでの貸付金の利子収入などから財投債の利払いなどを差し引いたものであり、足元では近年の歴史的な低金利の継続により、調達金利が低水準で推移している一方、過去の比較的高い金利の長期貸付が残っていることにより生じていますが、近年減少傾向にあるとともに、今後金利の状況によって、不足が生じるリスクがあります。

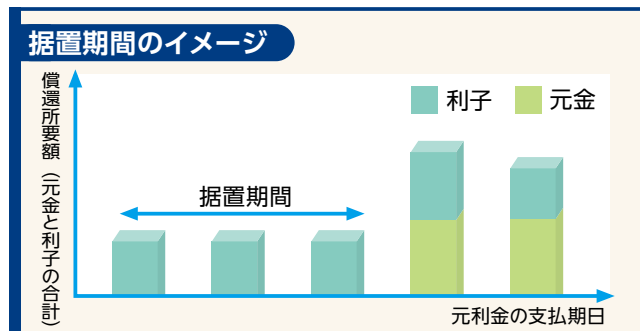
剰余金は、特別会計に関する法律第58条第1項に基づき、積立金に積み立てることとなっています。なお、同条第4項において、剰余金の一般会計繰入れ規定（同法第8条2項）が適用除外とされています。

診断表（地方公共団体の財務状況把握）【地方向け財政投融資】

財務状況把握ヒアリングを実施した全ての地方公共団体について、財務状況やその悪化要因を分かりやすく示した文書のことで、平成22年度以降、財務局から各地方公共団体に対して提示しています。

据置期間【財政投融資制度】

貸付を受けた日以降、元金を償還せず、利子のみを支払う期間をいいます。

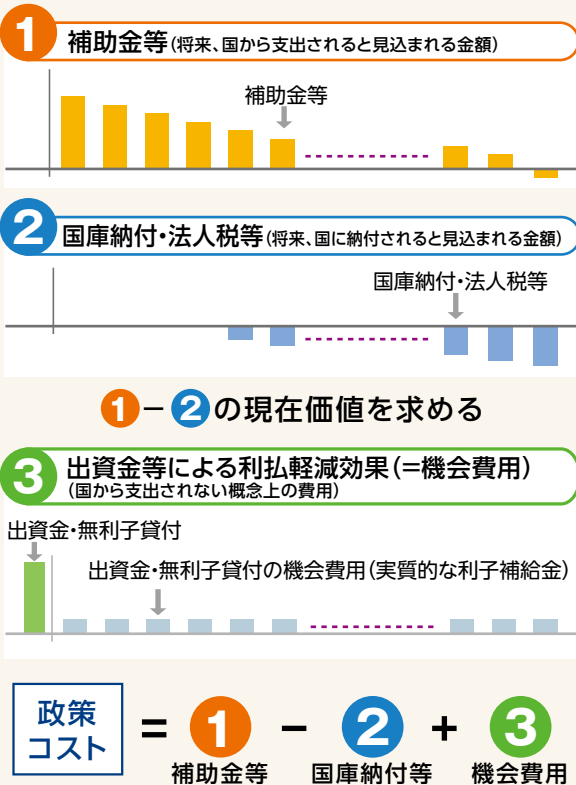


政策コスト分析【財政投融資制度】

財政投融資を活用している事業について、一定の前提条件を設定し、これに基づいて、財投対象事業を実施するために将来必要と見込まれる補助金等と既に投入された出資金等の機会費用を、各財投機関が試算したものです。

また、政策コストは、政策上の観点から受益者の金利や料金の負担を軽減するなど、財政政策として財投対象事業への支援の度合いを強めるためのものであり、財投機関の財務の健全性に問題があることを示すものではありません。

政策コストのイメージ



政府保証【財政投融資制度】

財政投融資の資金供給の手法の一つであり、政策金融機関、独立行政法人などが金融市場で資金調達する際に政府が元利払いに対する保証を行うものです。これにより、事業に必要な資金を、円滑かつ有利に調達することが可能となります。

政府保証債務は、財投機関などが発行する債券を対象とした政府保証債、借り入れを対象とした政府保証借入金に分けられます。

また、政府保証債のうち、財投機関などが外国市場で発行する債券を政府保証外債といいます。

当該年度に政府が保証できる限度額は、一般会計予算総則に記載され、国会の議決を経ることとなりますが、そのうち5年以上のものが財政投融資計画に計上されます。

た 行

弾力条項【財政投融資制度】

「特別会計に関する法律」の規定に基づき、予算総則に定めるところに従って、年度中において各特別会計の経費を増額する必要が生じた場合に、収入の増加を確保することができる範囲内で支出の増加を認めるものです。

また、財政投融資計画においても同様に、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、財政融資資金の長期運用予定額及び政府保証の限度額について、予算総則に定める範囲内で増額しうる措置が講じられています。

地方公共団体金融機構資金（地方債）【地方向け財政投融資】

地方債資金のうち、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）が貸し付ける資金をいいます。政策金融改革により、公営企業金融公庫が廃止され、機構は、全ての地方公共団体からの出資を受けて平成20年度に地方共同の金融機構として設立されました。地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行うことにより、地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的としており、21年度以降は、公営企業金融公庫と異なり、公営企業債に加え、広く一般会計債、臨時財政対策債も貸付対象となっています。

地方債【地方向け財政投融資】

地方公共団体が、財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一般会計年度を超えて行われるものをいいます。地方債は原則として、公営企業（交通、ガス、水道など）の経費や建設事業費の財源を調達する場合など、地方財政法第5条に掲げられる場合において発行できることとなっています。

地方債を引受先から分類すると、公的資金（財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金）並びに民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金）に大別され、地方債計画にはそれぞれの予定額が計上されます。

このうち、財政融資資金は、財政投融資計画に地方公共団体向けの財政融資として計上されます。

地方債	公的資金	財政融資資金
	民間等資金	市場公募資金
		銀行等引受資金

地方債協議制度【地方向け財政投融資】

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法などを明らかにして、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならないこととされています。地方公共団体は、総務大臣などに協議を行えば、仮にその同意がなくとも、あらかじめ議会に報告すれば地方債を発行できますが、公的資金の借入れは同意がなければできません。

なお、総務大臣が協議に同意しようとするときは、原則として当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとされています。

地方債計画【地方向け財政投融資】

地方債の予定額の総額などを示した年度計画をいい、総務大臣が財務大臣に協議の上、毎年度作成・公表しています。

「地方債計画」については、総務省ホームページ
(<http://www.soumu.go.jp/>) をご参照ください。

地方債事前届出制度【地方向け財政投融資】

平成24年度より、地域の自主性及び自立性を高める観点から、地方債協議制度の一部を見直し、地方債事前届出制度が導入されました。

実質公債費比率などについて一定の要件を満たす地方公共団体は、民間等資金により地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、協議を要することなく、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法などを明らかにして、総務大臣又は都道府県知事に事前に届出を行うことができるとされています。

なお、総務大臣は地方公共団体からの届出を取りまとめ、財務大臣に通知することとされています。

地方債同意等基準【地方向け財政投融資】

地方債の発行について総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行うに当たって判断するための基準をいいます。総務大臣が財務大臣にその基本的事項について協議の上、毎年度定めています。

積立金（財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金）【財政投融資特別会計】

財政融資資金勘定においては、毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保するため、積立金として積み立て（特別会計に関する法律第58条第1項）、将来の金利変動による不足に備えることとしています。

特別会計に関する法律では、積立金が財務の健全性を確保するために必要となる水準（特別会計に関する法律施行令第45条）を超える場合には、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとされています（同法第58条第3項）。

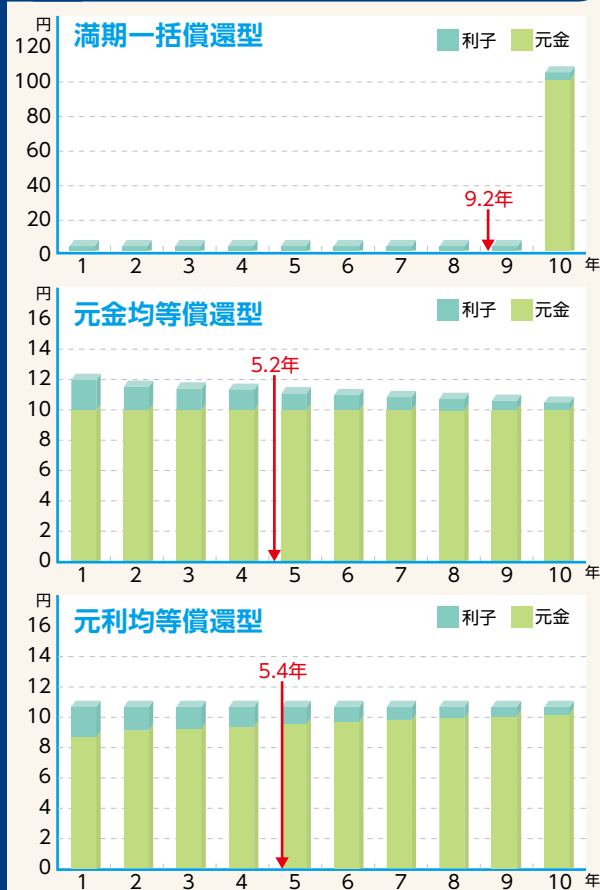
なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく「金利変動準備金」とは等しくならないことに注意する必要があります。

デュレーション【ALM】

資産（貸付金の回収など）または負債（財投債の償還など）から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをいい、資産又は負債の平均残存期間を示しています。

また、デュレーションには、平均残存期間のほかに金利変動に対する価格変化を示すという特性があり、デュレーションが長いほど金利変動に対する価格（現在価値）変化が大きくなります。

キャッシュフローのパターンとデュレーションとの関係について（イメージ）



デュレーションギャップ【ALM】

資産のデュレーションと負債のデュレーションの差をデュレーションギャップといいます。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債とで異なるため、金利変動リスクが生じる要因の一つとなります。

は行

発生主義【財政投融資特別会計】

現金の授受にかかわらず、財貨・役務の経済価値の増加減少の事実が発生した時に、収益および費用を認識し計上する基準をいいます。

財政投融資特別会計については、平成13年度以後、財務状況を明らかにする観点から「発生主義」に基づく損益計算書、貸借対照表を作成しています。（⇒現金主義）

補償金免除繰上償還【財政投融資制度】 【地方向け財政投融資】

財政融資資金は、できる限り低利の資金を供給するために、貸付金利と調達金利を同一とし、利ざやを取らずに長期・固定の貸付けを行いながら収支相償うように運営されていることから、財投機関が繰上償還を行う際には補償金（＝将来得べき利益）の支払いを求める仕組みとなっています。

しかし、繰上償還の対象となる業務からの撤退を含む抜本的な事業見直しが行われることなどにより、最終的な国民負担を軽減するためにやむを得ないと認められる場合については、例外的に、法律に基づいて補償金を免除した繰上償還が行われています。

ま 行

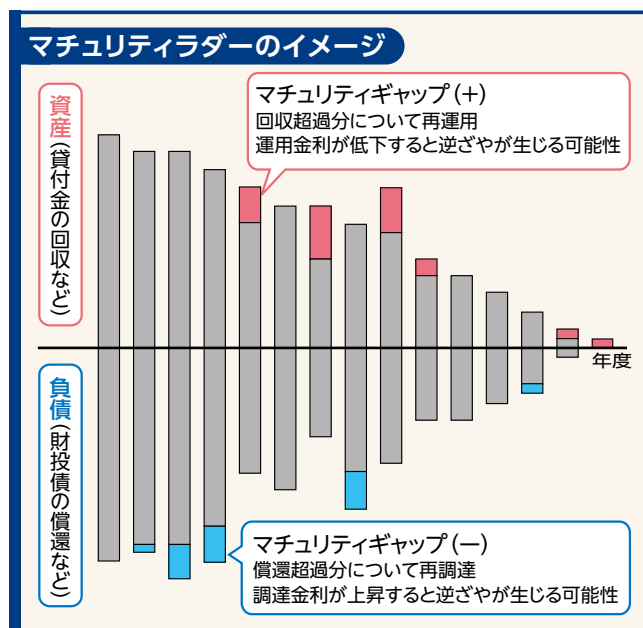
マチュリティギャップ【ALM】

各期間における資産（貸付金の回収など）及び負債（財投債の償還など）の満期額の差を、マチュリティギャップといいます。このギャップがある場合、資産の再運用と負債の再調達にズレがあり、金利変動リスクが生じることとなります。

マチュリティラダー【ALM】

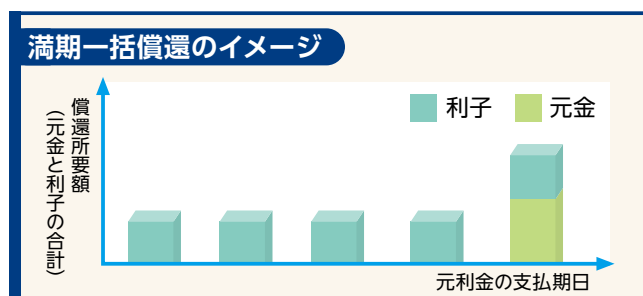
資産（貸付金の回収など）及び負債（財投債の償還など）について、その満期額や金利更改額を期間毎にまとめて時系列に並べたものです。

マチュリティラダーを分析することにより、マチュリティギャップの状況を把握することが可能となります。



満期一括償還【財政投融資制度】

元金の全額を、最後の支払期日に償還する方法をいいます。なお、財投債をはじめとする利付債の償還方法は、満期一括償還です。



民業補完【財政投融資制度】

財政投融資の審査を行う上でのポイントの一つで、財投機関の行う事業が、民間だけでは対応が困難な分野・事業であることをいいます。

無償資金【財政投融資制度】

返済義務を課さずに供与する資金をいいます。補助金等が無償資金に該当します。

モンテカルロシミュレーション【ALM】

乱数を用いたシミュレーションを多数行うことにより、金利や為替などの不確定要素による影響を、近似的に分析・定量化する手法です。

なお、財政投融資特別会計では、モンテカルロシミュレーションにより将来の金利などの不確定要素が財務に与える影響を把握し、資産・負債の管理に活用しています。

や 行

有償資金【財政投融資制度】

利子や配当など将来のリターンを前提に供与する資金をいいます。財政融資や産業投資が有償資金に該当します。

預託金【財政投融資制度】

特別会計などから、財政融資資金に預託された資金をいいます。各特別会計の積立金や余裕金（支払い上余裕が生じた現金）などは、財政融資資金に預託され、統合管理されています。

なお、預託金には、契約上の預託期間に応じ、国債金利に即した利子が付されます。

ら 行

臨時財政対策債【地方向け財政投融資】

地方債は原則として、公営企業（交通、ガス、水道など）の経費や建設事業費の財源を調達する場合など、地方財政法第5条に掲げる場合において発行できることとなっていますが、臨時財政対策債は、その例外として、地方財政計画上の通常収支の不足を補填するために発行される地方債です。平成13年度以降発行されています。

情報アクセスガイド

機関名	URL (下段は財政投融資用URL)	所在地	担当部署	TEL/FAX
〈特別会計〉				
エネルギー対策特別会計		〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課	TEL.03-3501-1993 FAX.03-3580-8467
食料安定供給特別会計		〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課土地改良特別会計班	TEL.03-6744-2189 FAX.03-3501-4950
〈公庫等〉				
株式会社日本政策金融公庫	http://www.jfc.go.jp/ http://www.jfc.go.jp/company/sikin.html	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル	広報部	TEL.03-3270-0631 FAX.03-3270-1643
沖縄振興開発金融公庫	http://www.okinawakouko.go.jp/ http://www.okinawakouko.go.jp/news/topics/yusijiseki.pdf	〒105-0003 東京都港区西新橋2-1-1 興和西新橋ビル10階	総務部総務課 (東京本部)	TEL.03-3581-3241 FAX.03-5511-8233
株式会社国際協力銀行	http://www.jbic.go.jp/ja/	〒100-8144 東京都千代田区大手町1-4-1	経営企画部報道課	TEL.03-5218-3100 FAX.03-5218-3955
独立行政法人国際協力機構	http://www.jica.go.jp/ http://www.jica.go.jp/about/financial/budget/finance_filp.html	〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル	広報室	TEL.03-5226-9781 FAX.03-5226-6396
〈独立行政法人等〉				
独立行政法人住宅金融支援機構	http://www.jhf.go.jp/ http://www.jhf.go.jp/teikyou/index.html	〒112-8570 東京都文京区後楽1-4-10	経営企画部経営計画グループ	TEL.03-5800-8014 FAX.03-5800-8182
独立行政法人都市再生機構	http://www.ur-net.go.jp/ http://www.ur-net.go.jp/ir/ur_mokuhyo_keikaku.html	〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー	総務人事部総務チーム	TEL.045-650-0111 FAX.045-650-0177
独立行政法人水資源機構	http://www.water.go.jp/honsya/honsya/index.html http://www.water.go.jp/honsya/honsya/zaimu/zaitou_katsuyou.html	〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシスタワー	総務部広報課	TEL.048-600-6500 FAX.048-600-6510
地方公共団体金融機構	http://www.jfm.go.jp/	〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館	経営企画部企画課	TEL.03-3539-2674 FAX.03-3539-2614
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	http://www.jrta.go.jp/ http://www.jrta.go.jp/01Organization/org/org-zaisei.html	〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー	総務部広報課	TEL.045-222-9101 FAX.045-222-9089
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	http://www.jogmec.go.jp/ http://www.jogmec.go.jp/about_jogmec/informationopen/active_report/zaito.html	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング	総務部	TEL.03-6758-8000 FAX.03-6758-8008
独立行政法人福祉医療機構	http://hp.wam.go.jp/ http://hp.wam.go.jp/koukai/katsuyou/tabid/119/Default.aspx	〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス	総務部総務課	TEL.03-3438-0211 FAX.03-3438-9949
独立行政法人国立病院機構	http://www.hosp.go.jp/ http://www.hosp.go.jp/12,8030.html	〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-21	企画経営部経営課	TEL.03-5712-5066 FAX.03-5712-5082
独立行政法人国立がん研究センター	http://www.ncc.go.jp/jp/ http://www.ncc.go.jp/jp/about/hojin/index.html	〒104-0045 東京都中央区築地5-1-1	財務経理部財務経理課	TEL.03-3542-2511 FAX.03-3542-2547

機関名	URL (下段は財政投融資用URL)	所在地	担当部署	TEL/FAX
-----	-----------------------	-----	------	---------

〈独立行政法人等〉

独立行政法人 国立国際医療研究センター	http://www.ncgm.go.jp/ http://www.ncgm.go.jp/center_info/koukai/zaitoku.html	〒162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1	財務経理部財務経理課	TEL.03-3202-7181 FAX.03-3207-1038
日本私立学校振興・ 共済事業団	http://www.shigaku.go.jp/ http://www.shigaku.go.jp/g_zaitou.htm	〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12	総務部総務課	TEL.03-3230-7813 FAX.03-3230-1325
独立行政法人 国立大学財務・経営センター	http://www.zam.go.jp/ http://jigyuu.zam.go.jp/hojinbunsyo/info_5.html	〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-1-2 学術総合センター	総務部施設助成課	TEL.03-4212-6302 FAX.03-4212-6600
独立行政法人 日本学生支援機構	http://www.jasso.go.jp/ http://www.jasso.go.jp/budget/budget.html	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 市谷事務所	政策企画部広報課	TEL.03-6743-6011 FAX.03-6743-6662
独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構	http://www.naro.affrc.go.jp/ http://www.naro.affrc.go.jp/brain/shien/index.html	〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2	総務部資金管理課	TEL.048-669-9209 FAX.048-666-9266
独立行政法人 森林総合研究所	http://www.green.go.jp/ http://www.green.go.jp/annai/zaitou.html	〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル	管理部企画管理課	TEL.044-543-2500 FAX.044-533-7277
独立行政法人 日本高速道路保有・債務 返済機構	http://www.jehdra.go.jp/ http://www.jehdra.go.jp/irseihu.html	〒105-0003 東京都港区西新橋2-8-6 住友不動産日比谷ビル	総務部総務課	TEL.03-3508-5161 FAX.03-3508-5169
独立行政法人 奄美群島振興開発基金	http://www.amami.go.jp/ http://www.amami.go.jp/zaiseitouyushi.html	〒894-0026 鹿児島県奄美市名瀬港町1-5	総務企画課	TEL.0997-52-4511 FAX.0997-52-4514
独立行政法人 新エネルギー・産業技術 総合開発機構	http://www.nedo.go.jp/ http://www.nedo.go.jp/activities/CA_00122.html	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー	総務企画部総務課	TEL.044-520-5100 FAX.044-520-5103

〈特殊会社等〉

財団法人 民間都市開発推進機構	http://www.minto.or.jp/ http://www.minto.or.jp/products/mezzanine.html	〒135-6008 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル8F	総務部総務課	TEL.03-5546-0781 FAX.03-5546-0796
新関西国際空港株式会社	http://www.nkiac.co.jp/ http://www.nkiac.co.jp/company/ir/invest1/index.html	〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 新関西国際空港会社ビル	コーポレート・ コミュニケーション部 広報グループ	TEL.072-455-2201 FAX.072-455-2052
中部国際空港株式会社	http://www.cjiac.co.jp/ http://www.cjiac.co.jp/ir/seifu.html	〒479-8701 愛知県常滑市セントレア1-1 第1セントレアビル	総務部総務グループ	TEL.0569-38-7775 FAX.0569-38-7773
株式会社日本政策投資銀行	http://www.dbj.jp/ http://www.dbj.jp/co/info/our_business.html	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-1	経営企画部広報・ CSR室	TEL.03-3244-1180 FAX.03-3271-8472
株式会社産業革新機構	http://www.incj.co.jp http://www.incj.co.jp/about/overview.html	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-4-1 丸の内永楽ビルディング	企画調整室	TEL.03-5218-7200 FAX.03-3213-9479



- 本冊子はインターネットホームページでもご覧になれます。
http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2012/index.html

財政投融資レポート2012

お問い合わせ先

財務省理財局財政投融資総括課
〒100-8940 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1
電話:03-3581-4111(代)